

THE NATIONAL CITY BANK OF NEW YORK.

No..... New York,.....
&.....
.....

Gentlemen;

We hereby authorize you to value on the London City and Midland Bank., London for account of.....New York, up to an aggregate amount of.....pounds Sterling (Say &.....Stg.) available by your drafts at four (4) months' sight, when accompanied by Bills of Lading for merchandise.

Bills of Lading in quadruplicate for such shipment must be made out to the order of The National City Bank of New York, and together with Invoice, must accompany the drafts.

A duplicate of such Invoice, with Consular Certificate attached together with one copy of Bill of Lading must be sent by the Bank or Banker negotiating draft direct to The National City Bank of New York, New York, by mail, attaching to the draft a statement to that effect.

Insurance including war risk to be effected here.

Any draft drawn under this Credit must state that it is drawn under Letter of Credit N.C.B. No.....dated New York.....and must be advised to the London City & Midland Bank, Ltd., London.

We hereby agree with bona fide holders that all drafts issued by virtue of this Credit and in accordance with the above stipulated terms, shall meet with due honor upon presentation at the office of the London City & Midland Bank, Ltd., London, if drawn and negotiated within six (6) months from this date.

Yours respectfully,

(Signed)

第.....號

信用狀

今回紐育.....殿ノ勘定ニテ英貨.....磅ヲ限リ在倫敦ロンドン・シチー・ミッドランド銀行宛一覽後四箇月拂手形振出ノ權ヲ貴殿ニ附與致候但シ本文商品ノ輸出ニ就テハ船荷證券四通ヲ作成シ且紐育ナシヨナルシ・チー銀行ノ指圖式トシテ送狀ト共ハ手形ニ添付スルヲ要シ候而シテ送狀復本ニハ領事ノ證明ヲ得之ニ船荷證券一通ヲ添ヘ右手形買取銀行ヨリ直接便船ニテ在紐育ナシヨナル・シチー銀行へ發送セラルベク此趣ヲ記載シタル書面ハ別ニ手形ニ添付相成度候海上保險ハ戰時保險ト共ニ當地ニ於テ付シ可申候本狀ニ基キ振出サレタル手形ハ總テ紐育何年何月何日附當行信用狀第號ニ據リ振出シノ旨御記入相成且手形振出ノ趣ハ在倫敦ロンドン・シチー・ミッドランド銀行へ御通知相成度候本狀ニ據リ且上記條件ニ基キ發行セラルベキ手形ニシテ本日ヨリ向フ六箇月間ニ振出サレ且買取ラレ候上ハ在倫敦ロンドン・シチー・ミッドランド銀行ニ呈示サレ次第引受ケラルベキ事ヲ茲ニ善意ノ手形所持人ニ對シ豫メ承諾致シ置キ候

年 月 日

紐 育

ナシヨナル・シチー銀行

支配人

何地(輸出地)

何 某 殿

(例 二 第)

THE BANK OF NEW YORK, NATIONAL
ASSOCIATION
48 WALL STREET,
New York,.....

No.....

Dear Sirs,

You are hereby authorized to value upon the Bank of New York, N. B. A., New York, at four months sight for account of Messrs..... New York for any sum or sums not exceeding..... U. S. Dollars the 80% of invoice cost of tea to be shipped from Japan to the United States and/or Canada on board any vessel or vessels.

The Bills of Lading must be made out to the order of The Bank of New York, N. B. A., and two of such Bills of Lading, together with invoice properly certified, must be forwarded to The Bank of New York, N.B.A. New York by the vessel bringing the goods.

The shipment must be completed and the Bills of Exchange drawn within six months from this date.

All drafts under this Credit, when presented for acceptance, must be accompanied by one Bill of Lading and abstract of invoice, and advice of all drafts must be sent direct to the drawees.

Insurance to be effected by shippers, including war risk.

And The Bank of New York, N.B.A., hereby agree with the drawers, endorsers and bona fide holders of bills drawn in compliance with the terms of this credit, that the same shall be duly honored on presentation.

For The Bank of New York, N.B.A.
By.....

For \$.....U. S.Assistant Cashier.

Please sign bills as being drawn under Credit No.....

Dated..... and have each bill endorsed hereon at the time of drawing.

國際爲着實務誌

三七二

第.....號

信用狀

在紐育..... 殷ノ勘定ニテ搭載船ノ何タルヲ問ハズ日本ヨリ北米合衆國及ビ若クハ加奈陀ニ向ケ輸出セラルベキ製茶ニ對スル送狀金額ノ八掛ニテ米貨..... 弗ヲ限リ紐育銀行宛一覽後四箇月拂手形振出シノ權限ヲ今回賞殿ニ附與仕候

船荷證券ハ紐育銀行ノ指圖式トシ其内一通ハ適法ニ證明セラレタル送狀ト共ニ貨物搭載船ヲ以テ紐育市紐育銀行ニ御送付相成度候但シ右輸出及ビ手形振出シノ儀ハ本日ヨリ六箇月以内ナルヲ要シ候

本信用狀ニ據ル總テノ手形ニハ其引受ノタメ呈示セラル、場合船荷證券一通及略送狀ノ添付シアルヲ要シ且手形振出ノ通知書ハ直接引受人宛御發送相成度候保險ノ儀ハ戰時保險ト共ニ輸出者ニ於テ付セラレ度候本狀ノ條件ニ基キ振出サレタル手形ノ振出人、裏書人、及善意ノ所持人ニ對シテ紐育銀行ハ呈示サレ次第正ニ引受ケラルベキ事ヲ茲ニ豫メ承諾仕候

但シ手形面ニハ.....年.....月.....日附第.....號信用狀ニヨリ振出ノ旨御記入相成且振出ノ都度手形金額ヲ本狀ニ御裏書被成下度候

何 地

紐育銀行
支配人

第七 弗貨信用狀

三七三

争の爲めに生れた外國爲替實務上の一大副産物として目するに足るものである。
 即ち右のやうな非貨信用状を手にした我對米輸出商は、紐育を支拂地とした米貨弗手形を在米の註文主たる輸入商の勘定で振出し、此の手形の期限が一覽後四箇月拂であつて而かも正金銀行を経て荷爲替を取組むべきものとすれば、前記第三節に於て示した所の紐育宛信用四箇月拂買相場の適用を受け、之によつて正金銀行により爲替が買取らるゝことゝなるのである。

第八 電報による輸出信用の開始

第一 信用開始の意義

信用の開始と云つても其意味は色々に取りられるが、茲に謂ふ所の信用の開始とは、我國に於ける輸出商が海外の輸入商たる註文主の註文に據つて品物を輸出する場合、信用状とか信用保証状とか云ふ所の信用書式の力を藉りて荷爲替を取組むことの出來得らるゝやうに輸出商の爲めに信用が設定せらるゝことを意味することである。換言すれば、海外の輸入商が其取引銀行をして、我が輸出商のために信用を設定して、或一定の期間或一定の金額を限り荷爲替取組の便を與へたことの意味であつて、此信用設定の事が海外の銀行から電報で案内せられた場合の取扱方に就て説明しようとするのである。

第二 信用開始の電文

海外の輸入商が我國から註文品の積出しを急ぐ場合には、信用開始の旨を其取引銀行を通じて我國の銀行に電報にて通知し案内し來る場合が多い。無論電報のことであるから、單に要點のみを打電し來たつて、案内を受けた我國の銀行の方では、十分此邊に對する實務上の素養がないと、其取扱方に就て頗る面倒な思ひをせざるを得ない。次に示した二つの例は海外の銀行から我國に於ける其取引銀行に宛て實際に打電された信用開始の案内文であるが、和文は一部讀者の便を圖つて余の試みに譯出したものである。

(第一例)

倫敦商會ノ勘定ニテ大阪商會ノ爲メ英貨二千五百磅ノ信用開始セリ。當行宛同商會振出シノ一覽拂手形ニ對シ支拂アリタシ。但シメリヤス送狀、船荷證券戰時海上保險證券添付ノ事

ロ イ ズ 銀行

大 阪

.....銀行御中

The.....Bank.

Osaka.

Account London company open credit 2,500 pounds favour Osaka and Company pay their sight drafts on us accompanied invoices bladings marine war policies hosiery and underwear Lloyds.

(第二例)

五萬留比ノ信用開始、カーヂエスタ宛大和商會振出一覽後六十日拂荷爲替手形但し償還請求權付

孟 買 銀行

神 戶

.....銀行御中

The.....Bank.

第八 電報による輸出信用の開始

Kobe.

Credit opened with recourse Rs. 50,000 Yamatoshokai's 60 days sight documentary bills
on Khurjesta Bombay bank.

右に掲げた二個の信用開始の電報を受取つた我國の銀行が、之に基きなすべき所の實務上の手續に就ては茲に叙述する必要がないが、唯此の種の案内に基いて荷爲替の取組をする即ち輸出商から其振出しに係る荷爲替手形の買取をなすに當りては、斯く振出される所の荷爲替手形の性質を明にして置く必要がある否是非共荷爲替の買取銀行として我國の銀行は明にして置かねばならぬ。別言すれば右の如く電報で其開始を案内された信用なるものは所謂信用狀即ちバンク・クレデットと其性質を同じくせるものであるか、或は信用狀と全く性質を異にしてゐる信用保證狀(信用指圖書)其ものと認むべきや、信用開始即ちクレデット・オープンといふ電報案内を受けた所の我國の銀行……此信用に基て振出された所の荷爲替手形を買取るべき銀行として第一着に注意すべき點は乃ち此處にある否是非共此處にあらねばならぬ。此點を十分明にしないで「信用を開始せよ」な

る原文 *Open credit* 若くは「信用は開始せられたり」の原文 *Credit opened* と云ふ文中のクレデットなる語を、漠然と信用狀即ちバンク・クレデットの意味に解して、總て信用狀に對する取扱をするのは極めて不謹慎の次第と言はねばならぬ。然らば簡單なる電報のみによつて斯く開始された信用は、信用狀に屬する信用であるか、或は信用保證狀に屬する其れであるかを判然と知るには、如何なる點を標準とすべきや。

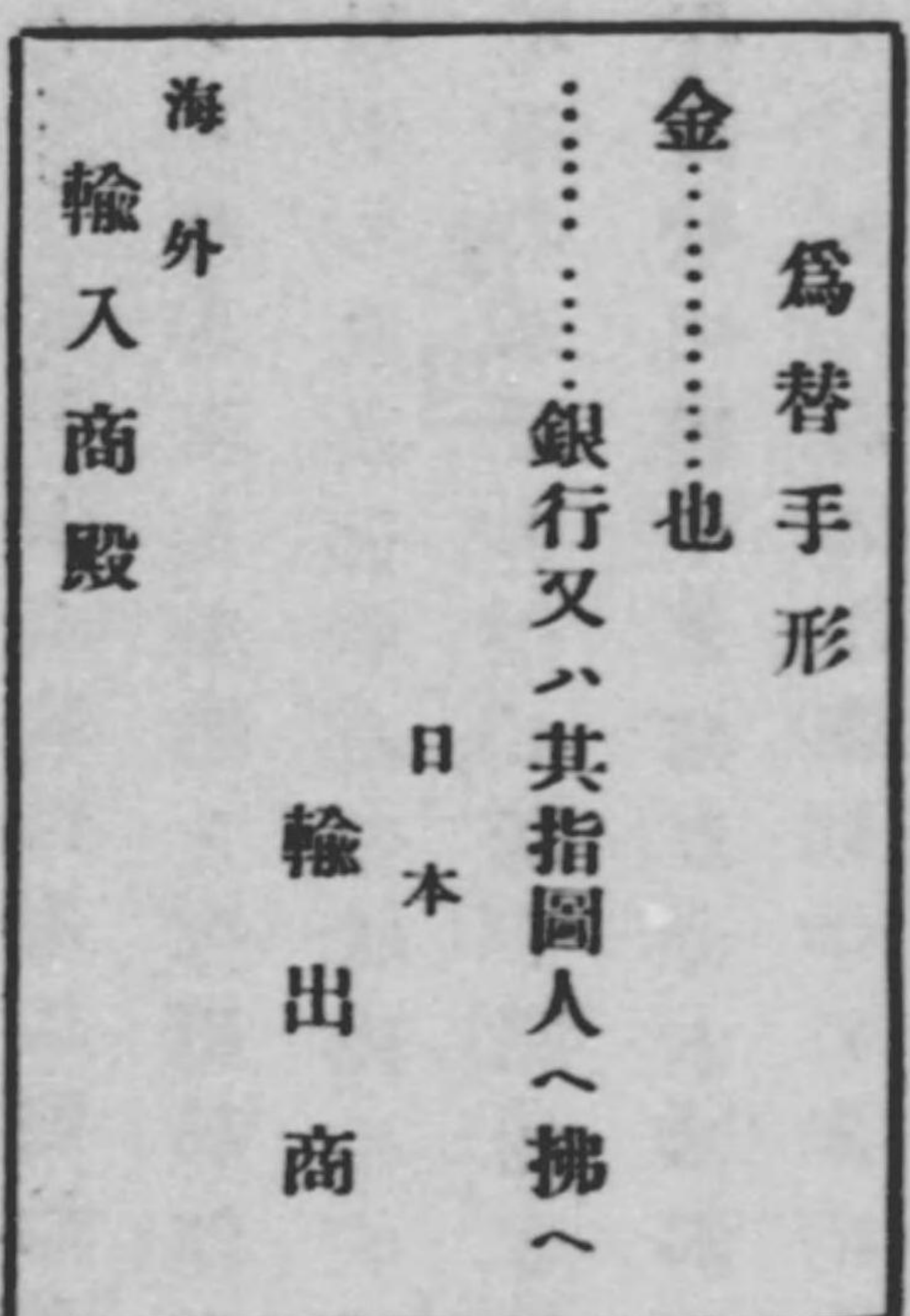
第三 信用狀と信用保證狀(信用指圖書)

信用狀と信用保證狀の事は既に第六章の始めに於いて解説した所で今茲に細説する必要がないから極めて簡単に一言して置く、而して信用保證狀 (*Letter of Guarantee*) は外國の或銀行では (*Letter of Agreement*) などと稱せられてゐるやうであるが、横濱正金銀行では之を信用指圖書 (*Letter of Instruction*) と稱し其取扱上の手續に於て多少の差異があるが、其性質の上からも亦其の據つて振出される所の手形の性質から觀ても二者共に同一のものであると認め得らるゝ。即ち信用保證

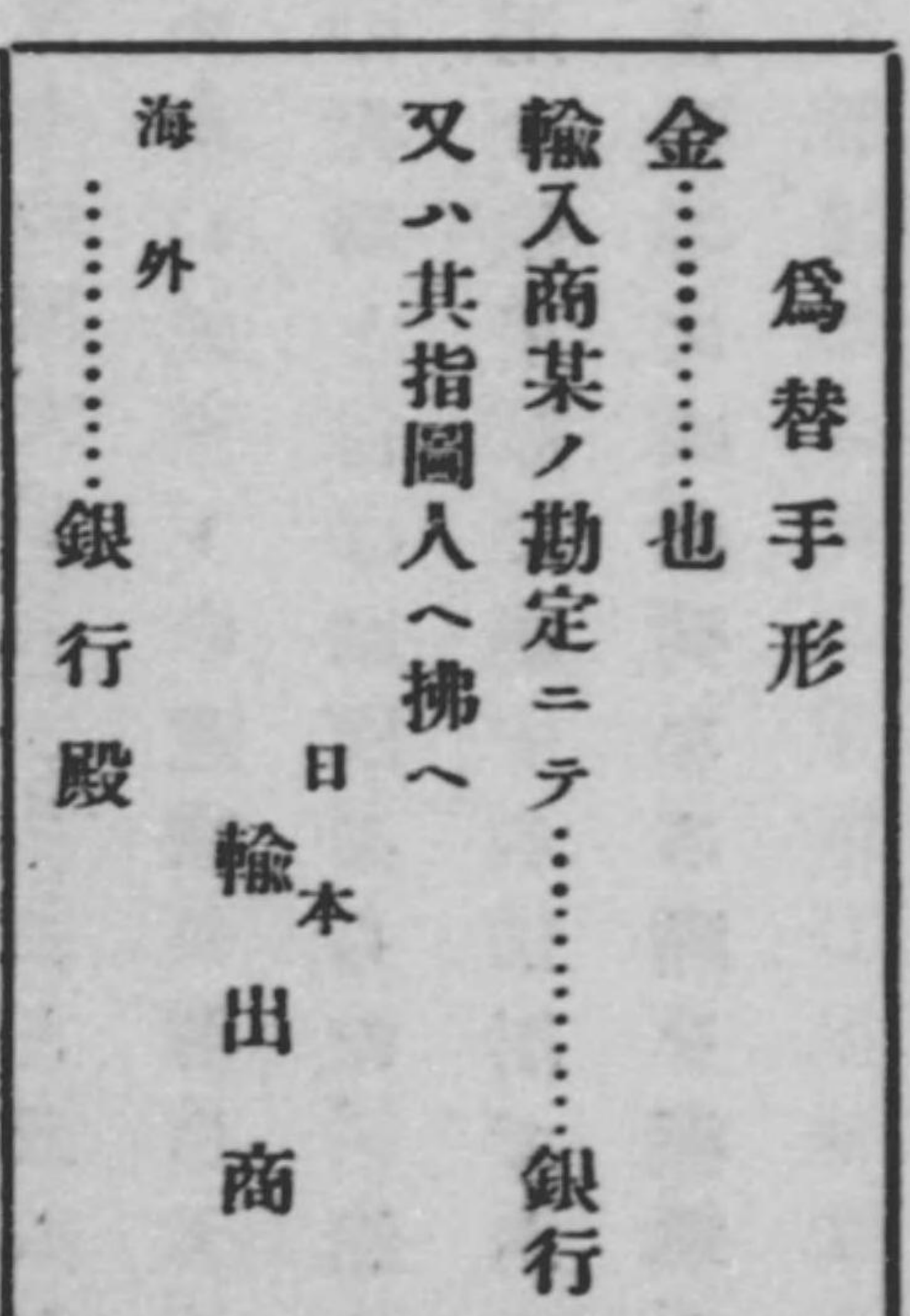
狀であれ、又信用指圖書であれ、之に基いて振出さるべき荷爲替手形は輸出商之が振出人となり海外の輸入商引受人となり通例は荷爲替取引銀行を受取人としたる形式となつてゐる。

信用狀に據る場合は通例信用開始銀行若くは特に指定された所の銀行若くは手形引受業者などが手形の引受人となり輸出商が振出人となつて海外輸入商は手形面に其名を現はさぬ場合が多い。次に示した二個の手形の雛形は此間の關係を明にし得るものであらう。

(甲)信用保證狀に據る手形



(乙)信用狀に據る手形



別言すると信用保證狀に基き振出さるゝ手形は個人手形の性質を有し、信用狀に據つて振出さるゝ手形は所謂銀行手形の性質を有すべきものである。

第四 信用なる文句の鑑別法

此個人若くは銀行手形と云ふ觀念を以て本問題に臨めば、信用開始の電報に接した場合でも大抵は取扱上の見當も付き別に難問題も起らないことゝなり、此場合のクレジットは信用保證狀に屬すべきものであるとか、或は信用狀に屬するクレジットであるとかいふ位の判断が付くわけである。今翻つて前掲第二節に掲げた二個の實例を観るに

(甲)第一例にあつては「當行宛大阪商會振シノ一覽拂手形ニ對シ支拂アリタシ」と云ふ文句があり

(乙)第二例に於ては「大和商會振出カードエヌタ宛一覽後六十日拂荷爲替手形」なる語がある。

即ち(甲)の場合の手形は紛ふ方なき銀行手形の振出さるゝ事を暗示し(乙)の場合

は個人手形の作成せらるゝ事を明に云つてゐる。換言すれば(甲)の場合に於けるクレヂットなる語は信用狀に對するクレヂレット(乙)の場合に於けるクレヂットといふ語は信用保證狀に屬するクレヂットと解する事は、單に一片の電報によつて荷爲替を取組む重大な責任を負ふ所の取組銀行として當然執るべき用意周匠の手段である。

但し茲に一の注意すべき點がある。之は餘り海外特に英米の銀行によつては行はれぬ所のものであるらしいが、我横濱正金銀行の現に發行しつゝある(丙)號信用狀若くは川崎第百銀行などで發行してゐる荷爲替信用狀に據ると、其之に基いて振出さるゝ手形は其形式に於て個人手形と成つてゐる。即ち我輸出商は振出人海外の輸入商は引受人、之を實際の場合に適合して云ふと海外の輸出商が振出人我國の輸入商が引受人となるべき手形の振出し方を命じてあつて、之に對し信用狀の發行銀行たる正金や川崎第百銀行が支拂の保證をなしてゐる形式を以てしてゐるものがある。即ち正金銀行の(丙)號信用狀によると其末項に

We hereby guarantee that all drafts drawn and negotiated in compliance with the terms

and conditions of this Credit shall be duly accepted and paid at maturity.

本信用狀ノ條件ニ基キ振出サレ且買取ラレ候一切ノ手形ハ相違ナク引受ケ且期日支拂ハル、コトヲ茲ニ保證仕候

といふ文句を記載してあつて、普通の信用狀のやうに發行銀行が手形當事者の一員と成つて居らぬにしても、其據つて振出さるゝ手形の支拂に就て全責任を有することを言明してゐる。斯かる種類の信用狀であつて簡単な電信文を以て第二例のやうに案内せられたとすると、案内を受けた取組銀行は實の所其の信用の種類を明にすることゝなるわけであるが、然し發行銀行に於て相當の注意を拂つてゐるとすれば此場合、當行之が支拂を保證す位の附加文言を以てしなければならぬ。此文言を打電して來ぬ限り、取組銀行としては當然一の信用保證狀と認め、其據つて振出さるゝ手形に對し臨むべきであるのみならず、斯く臨むだとしても發行銀行に於て何等の異議を申立てる理由もなければ權利もないわけであると斷言するを憚からぬのである。

第五 電報案内と信用書式

電報案内を受けてから相當の期間経過の上でなくては、其電報のコンファーマーション即ち再報、若くは電報された所の信用狀或は信用保證狀なる信用書式は我國の銀行に到達しない。従つて我國の銀行は電報案内の受領後、利害關係先である輸出商に海外の某銀行から斯くくの信用開始の電報が來たといふことの通知書を發送し、此通知書を一の信用狀若くは信用保證狀と看做し、之に據つて荷爲替を取組み取組高を此通知書に裏書し、後日信用書式が到達し來た時に更めて之に裏書額を轉記するなり、或は之れを緩込み保管して置けば宜しいのである。又電報のみでは十分其のクレヂットの性質を明にすることも出來ず、又荷爲替取組先たる輸出商の信用身許等が不十分で、即刻荷爲替取組をなすことの危険があると認められるやうな場合があれば、信用書式を現實に手にする迄待つ方が取扱上安全であるから、此手段に出づるも敢て咎むるに足らないのである。左に掲げたものは第二節に示した第一例に對する信用狀の文言であつて讀者は此等の二

THE LLOYDS BANK, LIMITED.

January 1st, 1928

To the.....Bank, Limited.

Osaka.

Confirmation of our cable of this day's date.

Dear Sirs,

On account of our customers Messrs. London & Co., Limited, we beg that you will be so good as to open a credit as follows.

Payments to be made to Messrs. Osaka & Co., Osaka.

Extent of credit £2,500 (Two thousand five hundred pounds).

Payments to be made against their sight drafts drawn on us accompanied by Invoices, Bills of Lading and Marine and War risk insurance Policies for Hosiery and Underwear.

This credit is to remain in force until the 30th of June 1928, unless previously cancelled by us.

Please reimburse yourselves for your payments hereunder by presenting the documents at this office.

Thanking you in anticipation, and awaiting the favour of an acknowledgment in due course,

Yours faithfully,

.....

Countersigned:—

Manager.

本日附弊行電信再報

弊行得意先ロンドン商會ノ爲メ左記ノ通り信用御開始ノ儀御依頼申上候

一支拂金ノ儀ハ大阪市大阪商會へ御交付ノ事

一信用極度 英貨二千五百磅也

一支拂金ハメリヤス及シヤツニ對スル送狀、船荷證券及海上竝ニ戰時保險證

券ノ附屬セル弊行宛同商會振出シノ參着拂手形ニ對シ御交付ノ事

一前以テ取消シヨナサル限リ本信用狀ハ昭和三年六月三十日迄有效ノ事

右御支拂金ニ對シテハ弊行ニ荷爲替書類御提出ノ上何卒御填補被成下度候追テ其

内御承認ニ接スベキコト、存ジ右御依頼旁得貴意候 敬具

昭和三年一月一日

倫敦

ロイズ銀行

支配人

大阪市

.....銀行御中

者を比較對照されて自ら發明せらるゝ所あらんことを望んで置く。

第六 信用開始の案内

信用保證狀(信用指圖書)たれ信用狀たれ、孰れも其之に據つて信用が我國の輸出商の爲めに海外の註文主により設定されて、郵便若くは電報を以て海外の關係店から通知され來たつた時、之が受信者たる内地の銀行(便宜上當店として置くは)此趣を輸出者に通知案内するを要す。本節に於ては主として之に關することを説明することゝするが、便宜上項目を二つに別ち、一は信用保證狀他は信用狀に關する案内狀のことを述べることにした。

(甲)信用保證狀(信用指圖書)の案内

海外の本支店から信用保證狀の受理せられたことを當店に通知して來た場合銀行によつては次の第一例書式を使用する所がある。電報による通知の場合には本通知書の空白の部分に電報通知の旨を朱記すれば宜しいのである。

又或銀行では同じく信用保證狀であつても其荷爲替手形を振出さしむる作用

THE.....BANK, LIMITED.
Osaka,.....

No.....
Expires.....19.....unless previously revoked or renewed.
.....

Dear Sir,

We beg to inform you that we are instructed by our.....to purchase, as offered your.....Bills drawn at.....on.....to the extent of.....for.....Invoice cost of.....shipped to.....

The Bills must be accompanied by full sets of Bills of Lading, made out to "Order and blank endorsed, together with Invoice and Policy of Insurance, all duly hypothecated to the bank against payment of the Bills.

Please note that this is not to be considered as being "Bank Credit" and also that this does not relieve you from the liability usually attaching to the "Drawer" of a Bill of Exchange.

Kindly hand in this letter when negotiating Bills in order that same may be endorsed on the back hereof.

Please note that your Drafts are to be marked as drawn under C. form instruction No.....dated.....19.....

We reserve the option of cancelling this arrangement at any time if deemed expedient in the interest of all the parties concerned.

Yours faithfully,
For.....Bank
.....
Manager.

國際匯兌實業

C 第.....號
有效期間.....年.....月.....日限り、但シ前以テ取消シ若クハ書替繼續ノ場
合ハ此限リニ無之候
拜啓何地向ケ輸出ノ.....(商品名)送狀金額.....掛ケニ對シ.....貨
地.....ヲ限リ何地何宛宛御振出ノ一覽後.....拂
尤モ右手形ニハ送狀及保險證券ノ外指圖式白地裏書トセル船荷證券一揃ヒノ添付
アルヲ要シ孰レモ弊行ニ對スル荷爲替抵當タルベク手形支拂ニ對シ交付セラルベ
ク候本指圖書ハ銀行信用狀ニハ無之從ツテ手形御振出ノ場合ニ於テハ手形振出人
トシテ負フヲ常ト致シ候手形義務ヲ生ズベク此儀御承知置被下度候
爲替御取組ノ際ハ本書ニ裏書ヲ施シ候ニ付本書御交付被下度且手形御振出シ毎ニ
手形而ニ何地何月何日附C號指圖書第何號ニヨリ振出シノ旨御記入相成度候
追テ當事者ノ利害上別ニ故障ヲ生ゼザルモノト認メ候節ハ何時ニテモ本指圖書取
消シ可申此儀留保致置候

年.....月.....日

大阪.....銀行
支配人.....

.....殿

第八 電報による輸出信用の開始

二 第)

Osaka,.....19.....
 No.....
 Messrs.....
 Dear Sirs,
 Our.....Office advises by.....that a Letter of Guarantee No.....has been signed to Messrs.....in which.....undertake.....to accept your Bills drawn at a term not exceeding.....to the extent.....of for full invoice cost of.....shipped.
 The Bills must be accompanied by full set of Bills of Lading marked "Freight Paid" made out to "order" and blank endorsed, together with Invoices and Order/Policies of Insurance, all duly hypothecated to the Bank against Payment/Acceptance of the Bills.
 Kindly mark on your drafts "Drawn under Letter of Guarantee No.....dated.....advised through the.....Bank."
 Please note that this is not to be considered a Bank Credit, and as the Drawer.....it should be clearly understood that you are responsible for the due payment of the bills. Though the Guarantee is in force until.....it may be cancelled upon notice being given.
 Yours faithfully,

 Manager.

(例

第.....號
 拜啓輸出.....(商品)ノ送狀金額ノ全價ニ對シ.....ヲ限リ何日
 (何箇月)ヲ超過セザル期限ニテ貴社御振出シノ手形相引受ケ候筈ニテ第.....
 號信用保證狀何地何某ニヨリ差入レラレ候趣郵便ヲ以テ弊行何地本店ヨリ通知有
 之候
 右手形ニハ送狀及保險指圖書券ノ外指圖式白地裏書トシ且「運賃支拂濟」ノ旨ヲ記シ
 タル船荷證券一揃ヒノ添附アルヲ要シ孰レモ荷爲替抵當タルベク手形ノ引受ヲ俟
 ヲテ交付セラルベク候各手形ニハ何地何年何月何日附.....銀行ヲ經テ通
 知ノ第何號信用保證狀ニ基キ振出シノ旨何卒御記載被下度尙本保證狀ハ銀行信用
 狀ト認ムベカラズシテ振出人トシテ手形ノ相違ナク支拂ハル、ニ對シ責任ヲ有セ
 ラル、儀十分御了承相成度且何年何月何日迄本保證狀ハ有效ニ候へ共御通告申上
 ゲ次第取消シ得ベク候
 年 月 日
 大阪.....銀行
 支配人.....
商會殿

(例 三 第)

Osaka,.....19.....

No.....

.....

.....

Dear Sir,

Our.....Office advises by.....

.....that a Letter of Guarantee No.....has

been signed by.....in which

.....undertake.....to accept your Bills

drawn at a term not exceeding.....to the

extent of.....

Kindly mark on your drafts "Drawn under Letter

of Guarantee No.....dated.....advised

through the....."

Please note that this is not to be considered a

Bank Credit, and as the Drawer.....it should be clearly

understood that you are responsible for the due payment

of the bills. Though the Guarantee is in force until...

.....it may be cancelled upon notice

being given.

Yours faithfully,

.....

Manager.

を與へる場合と、荷物の附屬せざるクリーンプル即ち信用手形を振出す信用保證
 狀の場合とに従つて全く異なつた二種の書式を使用してゐる。次に示した第二
 例は荷爲替信用保證狀、第三例は逆爲替信用狀の開始案内狀であるが、此等の書式
 は第一例に較べて比較的に完全したものであると言つてよからう。

(乙)信用狀の案内

信用狀の場合であると其電報によつて信用の開始せられたことが、海外の關係
 店から當店に通知されて來ない限り、通例は信用狀其ものが海外の註文主の許か
 ら我國の輸出商の許に送附せられて來るから、當店は一方に於て海外の關係店か
 ら信用狀發行の案内を受けてゐるにしても、別に輸出商の許に通知する必要がな
 いわけであつて、之が通知をなすを要するは電信によつて信用開始の案内に接し
 た場合即ち第五に於て略述した場合である。

元來信用が信用書式の内、其信用を與ふる作用に或程度迄制限的性質を帯び
 てゐる所の信用保證狀とか信用指圖書とかいふものによつて開始設定せられ、其
 開始の趣が電信にて當店に通知された場合に於ける當店と、通知をなし來たつた

先との關係は此等の書式の性質から觀ても寧ろ内輪のもので、即ち本支店間とか支店相互間とかいふ場合を原則とすべきである。従つて開始された信用の條件は簡單に電信を以て通知されても、其内容其性質等に就て十分知る所があつて執務上聊か不安の念を生ずることが少からうと思はれるが、信用保證狀若くは信用指圖書と其性質を全く異にしてゐる所の信用狀に至つては、其内容や其性質も發行銀行の異なるに従つて同一でなく、又發行銀行が同じであり荷爲替取組當事者が前の場合と同様であつても、時に信用狀の條件を異にしてゐる場合があるから郵便を以て案内された場合は勿論、電信による信用開始の通知に對しては慎重以て之に臨む必要がある。

信用狀に屬する信用の開始が海外の本支店若くは他店から電信を以て通知された場合に使用せらるゝ信用開始案内の書式雛形を一つ二つ左に掲げて見る。
次に示した書式は、銀行によつては豫め印刷して置いて空白の所に夫れ／＼條件を書き入れ、不必要の部分は抹消して關係先である所の輸出商に發送する手續を取る所もあるし、又斯く一定の書式を豫め備へて置いて、開始された信用の條

第)

Osaka,.....19.....

Messrs.....

Dear Sirs,

The.....advise us of the issue of their Letter of Credit No.....dated.....in your favour for.....say.....for full invoice cost of.....to be shipped to.....for account of.....

Drafts are to be drawn at.....on the.....and must be accompanied by Invoice, Policy oi Marine Insurance and complete set of Bill of Lading.

Kindly mark your drafts as drawn under.....Letter of Credit No.....dated.....

The Credit remains in force until.....

Yours faithfully,

.....

Manager.

(例 二 第)

第八 電報による輸出信用の開始

Osaka,.....19.....

Messrs.....

Dear Sirs,

We beg to inform you that we are instructed through our.....Branch by the..... Bank,.....to negotiate your documentary.....drafts on the above bank to the extent of £.....(.....Pounds sterling), accompanied by full sets of Bills of Lading, Invoice, Marine and War risk Insurance Policies for..... shipped on account of.....

This credit is to remain in force until....., unless previously cancelled by the issuing Bank.

Please mark your drafts "drawn under your credit dated.....19.....,

Yours faithfully,

.....

Manager.

三九七

(例)

國際爲替實務誌

三九六

何地..... 殿ノ勘定ニテ何地向ケ輸出セラルベキ貨物ノ送狀價格全額ニ對シ
 貨總額.....
 銀行ニヨリ發行セラレ候趣同行ヨリ通知有之候
 號何地.....
 本狀ニ據リ可被振出手形ハ何地..... 殿宛一覽後..... 拂ニシテ且送狀海上保險證券及船荷證券一組ノ添附アルヲ要シ候而シテ各手形面ニハ何地何年何月何日附..... 銀行信用狀第..... 號ニヨリ振出シノ旨御記載被下度候
 追テ本狀ハ何月何日迄有效ニ御座候

年 月 日

..... 殿

..... 銀行

支配人

件如何によつて、何地何銀行より左記の如き電信接手仕候と冒頭に認めて電信文を其儘に寫し取つて通知する場合もあるが、要するに之は手續上の事柄に屬する問題で、銀行の判断を以て其最上と認められた所の方法を執つて然るべきであらう、唯茲に一言すべきは、銀行によつては縦しや信用の開始が海外の他店から電報されても、此電信通知を以て單に一片の通知と認める場合もあるし、或は他店から郵便を以て信用狀の複本若くは謄本を送附し來たつても、前同様單に一片の案内と認め、直ちに荷爲替の取組に應ぜざるべく、關係先たる輸出商の許に案内狀を出すには出して、其案内狀の餘白に次の如き附加文言を記載する所がある。之も亦取扱手續に關する事柄であつて、銀行の判断を以てする外はない。

本書ハ單ニ信用開始ノ通知書ニ過ギ不申候ニ付爲替御取組ノ際ハ信用狀原本ノ御呈示ヲ要シ候

This is only to be considered as an advice, and the Original Letter of Credit must be presented when negotiating drafts.

第七 信用保證狀に似て非なる信用狀

第四節に於て手形當事者が輸出商と輸入商より成る即ち個人手形の振出し方を命ずると共に、發行銀行が之に對し支拂の保證をなす所の形式を以てせられてゐる一見信用狀に似て、非なる一種の信用狀の行はれてゐること、竝に斯かる種類に屬する信用狀の發行されたことを、電信にて關係店へ通知する場合には、受信先に於て信用保證狀と誤らないやうに、之に據り振出さるゝ手形の支拂に就ては發行銀行保證の旨を、明にして置くの要があると一言して置いたが、次に示す所のものは此種のタイプで正金銀行本店に於て現に使用しつゝある S. C. 號信用狀である。尤も之によると此信用狀に基き振出さるゝ手形は、總て正金銀行の海外支店出張所に於て取組まるゝやうの仕組であるから、電信で開始されても内輪同志のことでもあり、又 S. C. 號といふ名稱によつて直ちに信用狀の性質を明にし得られ、別に問題を惹起するに至るまいと思はれるが、對他店の場合であると、或は問題を起すかも知れぬ。

THE YOKOHAMA SPECIE BANK, LIMITED.

S. C.

No..... Yokohama,.....
.....
.....

Dear Sirs,

We hereby authorize you to draw draft or drafts as follows:—

- Upon.....
- At usance of.....
- To be drawn in.....
- To the extent of.....
- For invoice cost of shipment of.....
- Not later than.....

and to be negotiated through THE YOKOHAMA SPECIE BANK, LIMITED.....

Such draft or drafts must be accompanied by a full set of Shipping Documents consisting of Bills of Lading made out to order and blank endorsed, Invoice and Policies of Marine Insurance, and should be marked 'Drawn under Credit S.C. No..... dated Yokohama,.....

The amount of each draft negotiated must be endorsed on the back hereof, and this Letter of Credit is to be returned to us when exhausted or expired.

We hereby guarantee that all drafts drawn and negotiated in compliance with the terms and conditions of this Credit shall be duly accepted and paid at maturity.

Yours faithfully,
for The Yokohama Specie Bank, Limited.
.....
Manager.

Credit for.....

第九 送金手形の組戻しと外國貨幣の買戻し

送金の必要に基いて送金手形の發行方を銀行に依頼し、愈々送金爲替手形が作成せられてから、送金者の都合によつて斯く發行せられた送金爲替手形の不用に歸する場合が往々にある。此場合送金爲替手形の發行銀行は送金依頼人の請求によつて、此送金手形の發行を撤廢するのであるが、之は内國銀行實務に於ても屢々行はるゝ所の送金手形の組戻しと稱する方法で、所謂 Cancellation of Draft である。内國銀行實務に於ては、組戻しの請求を受ければ通常其手形面に記載せられた所の金圓を手形と引替に還付し、送手第何號組戻しなど、爲替報告書に朱書して結末を付けるやうに、其の手續は至つて簡單であるが、外國爲替實務上では爲替相場といふ一の要素が働いてゐるから、送金手形の組戻しは、其爲替の支拂地渡り外國貨幣手形を買入るゝ場合と同一に認めて、銀行から云ふと一種の買爲替を行ふこととなる、言を換ゆれば

第九 送金手形の組戻しと外國貨幣の買戻し

(甲)送金手形の發行をなす時は、其爲替取組地宛の參着爲替賣相場によつて圓貨に換算し

(乙)送金手形の組戻しをなす場合は、其爲替取組地宛の參着爲替買相場を以て換算

するを一般の慣例とする。所が此賣相場と買相場との間には何れも相當の開き即ち鞘が存するものであるから、送金依頼人の方から觀ると、假に英貨一百磅の送金手形の發行方を依頼した時には九百九十七圓の拂込を要せられたが、組戻しをした場合には、買相場を適用するから九百九十圓しか受取り得られない事となり、外國爲替少くとも爲替賣買相場の何者たるやを熟知してゐない送金依頼人は、此二つの取引から當然生じて來る所の金錢上の損失に就ての真相を了解し得ずして、時には取引臺を越えて銀行の不正手段(?)を絶叫する場合がないでもない。斯くの如く送金手形の發行に際しては、賣相場を以てし、組戻しに當つては買相場を適用するといふ慣例、否一の原則は、送金手形の組戻しが發行當日に行はれても當然實行せらるべき筈のものであるが、銀行によつては此組戻しによつて赤裸々

に實現する銀行の爲替賣買利益の極端な實例を、面りに送金依頼人に見せしむるの不利益と言はんよりは、寧ろ否餘りに氣の毒であるといふ同情心の發露によつて、送金依頼人の如何、組戻しの時期如何等を考量して、賣相場を以て組戻しをしてやる場合があるが、之は寧ろ例外の場合と稱すべきものである。

斯く送金依頼人は組戻しによつて通例は損をするものであつて、之は爲替相場中の賣相場と買相場とが夫れ／＼二個の取引の上に應用せらるゝがためであるが、賣爲替及買相場なる二者の適用によつて送金依頼人が損を招くといふことは一面に於て利益を得るといふ場合のあることを暗示するものである。

左の一表は此間の消息を明にするものであらう。

(甲)送金依頼人が組戻しにより損失を招く場合

外國貨幣建相場

自國貨幣建相場

組戻し相場(銀行の買相場)が

高き場合

低き場合

取組相場(銀行の賣相場)より

(乙)送金依頼人が組戻しにより利益を得る場合

組戻し相場(銀行の買相場)が

外國貨幣建相場

自國貨幣建相場

取組相場(銀行の賣相場)より

低き場合

高き場合

爲替相場の變動が激しい場合は、前記の内乙の場合に逢着することも固より存するが、取分け銀貨國例へば支那爲替などの場合は銀價即ち銀塊相場の騰落如何によつて朝夕を測り難い變動があるから、送金手形の組戻しによつて測らざる利益を博し得ることがあつて銀塊相場の變動常なき場合には支那人の之を行ふも亦固より當然である。更に進むで此事を明にしよう。

銀貨國宛の爲替相場は、通例の場合賣買兩相場共に其相場の建方が外國貨幣建相場(百圓に付上海兩何十何兩といふが如し)若くは自國貨幣建相場(百香港弗に付何十何圓若くは大連宛爲替の如く百圓銀に付金圓何十何圓といふが如し)なるかにより、銀價の騰落に連れて左の如く變動するものである。

外國貨幣建相場

自國貨幣建相場

(イ) 銀價の騰貴

下 落

騰 貴

(ロ) 銀價の下落

騰 貴

下 落

即ち外國貨幣建相場の場合に於ては銀塊相場の變動に反比例し、自國貨幣建相場の場合にあつては銀塊相場の騰落に正比例して、爲替相場の變動を見ることゝなる。従つて前に示した一表に、銀塊相場の變動といふ事實を考量すると、次のやうに観ることが出来る。

(ハ) 銀塊相場下落すれば

外國貨幣建相場

自國貨幣建相場

組戻し相場は取組相場に比し

高く(騰貴)

低く(下落)

(ニ) 銀塊相場騰貴すれば

外國貨幣建相場

自國貨幣建相場

組戻し相場は取組相場に比し

低く(下落)

高く(騰貴)

なるの趨勢を示し、即ち(ハ)の場合は前記(甲)の場合の如く送金依頼人が組戻しにより損失を招き、(ニ)の場合は前記(乙)の場合の如く送金依頼人が組戻しにより利益を得るの傾向を有することゝなる。詳言すれば送金依頼人が送金手形の組戻し

によつて、銀爲替の上で利益を博し得らるゝには、銀塊相場が次第に騰貴して組戻し相場即ち銀行の參着買相場が組戻す送金手形の發行當時の相場即ち參着賣相場に比し一ポイントにても下落外貨建の場合、若くは騰貴、自國貨幣建の場合、した所の數字を示した場合に外ならないのである。

時に例外こそあれ、通常の場合銀塊相場が二ポイント即ち八分の一以上變動すれば、銀貨國宛爲替相場即ち賣買兩相場は共に之に連れて、先づ一ポイント即ち四分の一は變動する、換言すれば銀塊相場が二高以上を示せば銀貨國宛相場は四分の一下落、外國貨幣建相場、若くは騰貴、自國貨幣建相場することとなる。假に四分の一の變動が百圓に付二十五錢であるとする、十萬圓に付二百五十圓、二分の一の變動は十萬圓に付五百圓の割合となり、銀塊相場の騰貴を見越しての送金手形組戻しによる、爲替利益の獲得策觀來り詮じ來ると全く等閑に附し能はざる問題である。

次に述ぶる所は外國貨幣の買戻しである。外國貨幣と云つても外國の金貨は正金や日銀に於ては一定の買入相場を以てするが、外國銀行では多く其金銀貨た

ると紙幣たるとに論なく、外國貨幣を賣渡す場合には、其國宛の參着賣爲替相場より又買入るゝ場合には、其國宛の參着買爲替を以て換算するを常としてゐる。従つて送金手形の組戻しと同様、外國へ旅行せんとする者が當座用として、例へば英蘭銀行の紙幣を買入れ其後之が不用となつたため、再び賣戻しをするといふ場合には銀行が買入るゝ場合と同様、參着買爲替相場の適用を受くるから、縦しや賣戻しの事が即日につつても、賣買兩相場の開きがあるだけ其れだけ賣戻しによつて損失を招くこととなる。即ち外國貨幣の賣戻しといふ事は、銀行の方から觀て送金手形の組戻しと全然同一の取扱を以てせらるゝもので、此等の二者の間には全く相違する所がない。要するに送金手形の組戻しなる事の行はるゝ場合、外國爲替實務に於ては内國銀行實務と全く異なつた特殊の手段が講ぜらるゝといふことを豫め知り置く必要がある。

第十 墨銀の兩替相場

墨銀即ち墨西哥非貨は上海地方から玄海灘を越えて我國の内地に来ることがないものと思はれたが、外國軍艦の内地諸港に寄航し來る結果のためか、意外の地方に案外の墨銀が姿を現はし我國の通貨と兩替を請求される場合が尠くない。現に去る大正四年十月の頃丹後の宮津に米國軍艦が寄港したため、米國の水夫によつて墨銀が撒き散らされた所、何分にも同地方の旅館其他一般の商人を始め銀行も初のお目見えの事、之が兩替價格に就て何の知る所もなく突嗟策の施すべきを知らなかつたと云ふ珍談さへ伴はしめたが、此低級の國際通貨たる墨銀に就て説明して置かう。

由來墨西哥には造幣局が數多あるから造幣局の異なるに従ひ墨銀の量目も一定しない。貨幣法に於ては總量目四一七八グレインズ、品位七十二分の六十五即ち約一萬分の九〇二七位と定めてあるから其の純分は三七七・一四グレインズに

相當する。然し右の如く墨銀の實質には異同がある故之が平均數を求むるに墨銀の平均總量目は四一六半グレイン品位平均千分の八九八なるを以て其平均純分は先づ三七四グレイン内外と算定して大過ない。而して今之を英國の品位銀即ち標準銀即ち我國に於いて倫敦銀塊相場として知らるゝ倫敦銀塊の對價に換算すると倫敦銀塊は品位二四〇分の二二二即ち四十分の三七なるを以つて

$$374 \times \frac{40}{37} = 407.32$$

即ち倫敦標準銀の四〇四・三二に相當することゝなるわけである。

墨銀の實質

平均總量目	グレイン	オンス	グラム
	四一六・五〇	〇・八六七七	二七・〇〇
平均純分量	三七四・〇〇	〇・七七九一	二四・二四
英國標準銀に換算純分量	四〇四・三二	〇・八四二三	二六・二〇

是に由り墨銀一弗の實價を倫敦銀塊相場に依り英貨に換算するには左の式に依り算出することが出来る。

(第一式)

$$X \times \text{オンス(片)} = 1 \text{ 圓銀弗}$$

$$1 = 0.8423 \text{ オンス}$$

$$1 = 24 \text{ 片(倫敦銀塊相場……假定)}$$

$$X = 20.22 \text{ 片}$$

即ち倫敦銀塊相場二十四片の時には墨銀一弗の實價は二十片二二となる。而して右の如く倫敦銀塊の品位に換算した墨銀の平均純分量は〇・八四二三故此數字中三位及び四位の二三を切捨て便宜上假に〇・八四即ち百分の八四とすれば

(甲) 某數に百分の八四を乗ずるも

(乙) 某數より百分の一六を減ずるも

$$1 - \frac{16}{100} = 1 \times \frac{84}{100}$$

であるから

其の結果は同じで、是に由り第一式に代つて便宜上次の第二第三式に依つて計算しても大差ない。唯第一式は〇・八四二三なる實數を以てするが故、次の方式に依り得た結果の數字は幾分か零コムマ以下の數字に於て少なさを示す斗りである。

(第二式)倫敦銀塊相場より一六%(即ち百分の十六)を減ずべし。

$$\begin{aligned} & \text{倫敦銀塊相場} 24 \text{片} \times \frac{16}{100} = 3.84 \\ & 24 \text{片} - 3.84 = 20.16 \text{片} \end{aligned}$$

(第三式)倫敦銀塊相場に八四%(即ち百分の八四)を乗ずべし。

$$\text{倫敦銀塊相場} 24 \text{片} \times \frac{84}{100} = 20.16 \text{片}$$

翻つて我國に於ける銀價は等しく倫敦銀塊相場に依り決定さるゝと共に、英貨の價値は日々の倫敦宛爲替相場に依り算定するを要するものなれど、嚴密に言へば墨銀相場は單に倫敦銀塊相場のみを標準とするものでなく、上海に於ける墨銀相場を考量するの必要もあるけれども、普通銀行が時々手にする位の墨銀の實價計算をなすために、殊更に外國爲替銀行の行ふ範圍内に迄立入る必要もなからう要は日々新聞紙に掲載される倫敦銀塊相場の變動如何に應じ墨銀の概算價値を知るのみで事は足りる。即ち英貨に對する法定平價に基き、前記第一式若くは第二式或は第三式に依り得た墨銀一弗の實價を我貨幣に換算すれば、茲に墨銀の實價を我國金額にて知ることが出来る。即ち英貨一片の法定平價は我四〇・六七九

錢に相當するを以て、計算の便宜上英貨一片を四錢〇七毛と看做し、之を乗ずればよい。例へば

倫敦銀塊相場二四片を唱へた場合は墨銀の實價は第一式に依り二〇・二二片となるが故 $20.22 \times 4.07 = 82.595$ 錢となり又

第二若くは第三式に依れば墨銀の實價は二〇・一六片を示すから

$$20.16 \times 4.07 = 82.05 \text{錢}$$

となる。但し第二式若くは第三式に依らず、第一式に依る場合は更に次の如き式に依り、直接墨銀の實價を圓金額に換算し得られる。

(第四式)

$$\begin{aligned} X \text{錢} &= 1 \text{墨銀弗} \\ 1 &= 10.8453 \text{オンス} \\ 1 &= \text{倫敦銀塊相場} \\ 1 &= 4.07 \end{aligned}$$

$$\text{恒數} = 3.428161$$

即ち右の式に依り倫敦銀塊相場に一定數三四二を乗ずれば墨銀一弗の概算價格を知り得られる。

所が一方日々の新聞紙に掲げられてゐる正金銀行の爲替相場表を見ると上海向參着墨銀賣相場なるものがある。之は同行に於て取組人の請求に應じて發行する手形金額を墨銀で示した參着並爲替の取組相場であつて、平時に於ては十日拂の墨銀手形の買相場と先づ通例は少くとも一圓五十錢位の開きが設けられてゐるから、普通銀行が墨銀の兩替をする時には正金銀行の上海宛參着墨銀賣相場から一圓五十錢位を差引いて、買相場即ち兩替相場とすれば安全であらうが、念には念を入れて前記各式中の一に基き墨銀の實價を先づ計算し、各銀行の判斷を以て兩替相場を決定する方が萬全の策であつて、此兩替取引によつて利益を十分に擧げ得らるゝであらう。尤も普通銀行の買入れに係る墨銀其ものゝ實價が銀塊相場下落のために低落し、之がために生じて來る自然的の損失は固より別問題である。

第十一 爲替相場と沒交渉に終る

を得べき代金取立法

第一 外國爲替に於ける代金取立

外國爲替に於ける代金取立と云ふと頗る仰々しく聞えるが、其實質は内國爲替の其れと異なる所がなくつて、荷爲替もあれば荷爲替でない信用手形即ち小切手爲替手形を始めとし利札、配當金領收書等もある。唯一様に代金取立と云つても事は外國爲替に關するからして、爲替相場の變動下に置かるゝや勿論であるかの如くに思はるゝが、爲替相場の變動圏内に投じようとするのも、投じないとするのも悉く取扱銀行たる當店の取扱方如何に依るもので、本章に於ては斯くすれば爲替相場と沒交渉に終り、彼の如くすれば爲替相場なるものに一寸手が觸れられるといふことを説明して見た。

第二 取立手形の二大別

代金取立手形には荷爲替手形もあれば荷物の附屬せない手形もあるとの事は前段に於て一言したが、無論荷物の有無に依つて多少取扱を異にはするが、之は手形金額が外國の貨幣或は我國の貨幣即ち圓貨を以て記載せられた時程の違ひと同一視することの必要がない。詰り代金取立事務が爲替相場と沒交渉に終らうとするのも、亦關係を付けようとするのも、此手形金額が圓貨を以て記載せられてゐるか、或は外國貨幣手形なるかが先づ本問題の前提たる可きものである。即ち此見解に基く取立手形を

(甲)代金取立圓貨手形 (Yen bills for collection)

(乙)代金取立外國貨幣手形 (Foreign bills for collection)

右の二種類に區別し得る。即ち是に由り荷爲替手形であらうが、荷物のない信用手形であらうが、一切合切取立圓貨手形若くは取立外國貨幣手形の二大項目に分類し整理取扱ふのである。

第三 取立つべき手形金額

取立つべき手形金額は即ち圓貨手形なるや外國貨幣手形なるやに依つて支拂地に於て夫々異なつた取扱を受ける。以下之を説明しよう。

(甲)圓貨手形

我國即ち振出地の通貨を以て手形金額を記載したものは、取立地即ち支拂地から觀れば外國貨幣手形であつて、支拂人は通常支拂當日に於ける日本宛參着賣相場に依つて換算して、支拂地の通貨で取立受託銀行へ手形代金を支拂ふことゝなつてゐる。即ち支拂地に於ける支拂當日の日本宛爲替相場精しく言へば參着賣爲替相場が高からうが、安からうが、我國の取立依頼人は一向構ふ所がなく、一千圓の手形なれば一千圓丈取立て、貰へば宜しいのであつて、換言すれば支拂地に於ける日本宛爲替相場の高低は、手形の支拂人の頭上に來るので、更に言を換ゆれば爲替相場變動の負擔者は乃ち支拂人彼自身である。詰り支拂地に於ける日本宛爲替相場の建方が外國貨幣建勘定なれば、彼支拂人は相場が騰貴すればする程、又

自國貨幣建勘定の建方なれば相場が下落すればする程、己れの拂ふ通貨は少なくなつて済み、利益となるのである。

(乙) 外國貨幣手形

取組地たる我國から觀て外國貨幣手形は取立地即ち支拂地の通貨を以て手形金額を記載したもので、丁度前記甲目の正反對である。此種の手形に對しては支拂人は支拂地に於て換算などする必要がない。即ち爲替相場……日本宛爲替相場と何等關係を有する必要がない。支拂人は例へば英貨手形なれば英貨十磅といふ手形金額を自國の通貨で支拂ひさへすれば文句はないのである。所が受託銀行が斯く取立てた支拂地の通貨を我國に送金するに、若し我國の通貨即ち圓貨を以て手形金額としたる送金手形を作るとすれば、丁度前記甲目の場合に於ける支拂人の試みたと同様、受託銀行は日本宛爲替相場即ち參着賣爲替相場により取立られた外國貨幣即ち支拂地の通貨を我國の通貨即ち圓金額に換算するの必要があるから、此場合支拂地に於ける爲替相場變動の負擔者は乃ち我國の取立依頼人である。詰り支拂地に於ける日本宛爲替相場の建方が外國貨幣建勘定なれば

相場が高ければ高い程、自國貨幣建勘定なれば相場が安ければ安い程、送金金額即ち取立依頼人の手にし得らるゝ金額は多くなるから、取立依頼人は利益である。是で單に代金取立手形と云つても、圓貨手形の場合と外國貨幣手形の場合とにより、支拂地に於ける爲替相場變動の負擔者に相違があり、即ち前者の場合には海外の支拂人、後者の場合は我國の取立依頼人が夫々爲替相場の影響を受くること、が明にせられたと信ずる。然し取立店たる當店は單なる代金取立であるから、孰れの場合に於ても、全く爲替相場と何等の關係を有するに至らないことは固より其所である。

尙終りに取立外國貨幣手形に就て一言を要するものがある。即ち取立らるべき外國貨幣手形は、元來手形其ものが既に外國貨幣を以て記載され、例へば漫遊客が振出した巡回手形、巡回小切手若くは當座小切手の如きは、孰れも此等の手形小切手の支拂はるゝ地の通貨を以て記載せられてゐて、當初から、純然たる外國貨幣手形として成立してゐるものであるが、我國の輸出商杯は、時によると取立荷爲替をなすに當つて、圓金額をわざ／＼支拂地の通貨即ち外國貨幣手形で取立をしよう

とする者がないでもない。斯かる場合不注意な銀行員の手に係ると、支拂地宛の電信爲替若くは參着の賣相場などで勝手に換算されて仕舞ふが、斯うされては支拂人は有難い事此上なしであるが何も知らぬ取立依頼人こそ迷惑千萬である。

斯かる場合は其振出さるべき手形期限に應じて、例へば一覽拂なれば一覽拂、一覽後三十日拂なれば三十日拂の買爲替相場、即ち取立を依頼された日の成行買相場に依つて、圓金額を支拂地の通貨即ち外國貨幣に換算し、斯くして得たる外國貨幣金額を以て取立手形金額となすべきである。

斯くすると取立依頼人と支拂人とは互に結局は爲替相場に依り影響を蒙むることとなる。詳言すれば支拂人は我國に於ける支拂地宛買爲替相場に依り、取立依頼人は支拂地に於ける日本宛送金爲替賣相場に依り、夫々爲替相場なるものと交渉を有することとなる。然し若し斯く取立てらるべき手形が、當初から純然たる外國貨幣手形としてあれば圓金額を支拂地の通貨即ち外國貨幣に換算する、即ち支拂地宛買爲替相場に依り換算せらるゝこともなくつて、支拂人は全く爲替相場と没交渉に終り得ること前掲乙目の通りであるのである。故に一様に取立外

國貨幣手形と云つても、當初から純然たる外國貨幣手形であるとなつての如何により、支拂人の受くる影響も同一でない。

第四 取立金額の回金

取立圓貨手形でも、亦取立外國貨幣手形でも、支拂地で取立られた以上は、其取立受託店が當店の本支店出張所なる場合でも、先方に於ける當店の爲替尻に貸記せらるゝやうなことなく、總て付替來たらるゝを原則とし、コルレス先即ち他店の場合だとすれば、尙更然りと言はうより送金手形を以て回金し來たる、此點が又内國爲替の場合と少し斗り異なる所であるが、此回金の事たるや受託店が他店である場合は、時として本支店出張所の場合と同じ様でないことがあるから次に之を説明する。

(甲)取立受託店が本支店出張所なる場合
 通例取立勘定書と共に付替送金票又は試算送金手形なるものを以て回金し來る而かも其回金々額は取立手形が圓貨手形であれ、外國貨幣手形であれ、總て我國の

通貨即ち圓金額を以てせらるゝから面倒がない。

(乙)取立受託店が他店なる場合

此場合は動ともすると面倒な手續を要することがあつて、單なる代金取立事務でも、間誤くすると當店が爲替相場と交渉を持たなければならぬ場合を惹起せしむるのであるが、此場合は大體次のやうに細説され得る。

(イ)圓貨回金

即ち當店を受取人とした内地渡り、例へば横濱なれば横濱渡り參着送金手形で回金し來たり、而かも其手形面の金額は、前記甲の場合と同様圓金額を以て記載せらるゝ場合で、通例は大抵此種の圓貨回金を以てして來るから都合が宜しい。然し次のやうな二個の例外の存することを忘れてはならぬ。

(ロ)支拂地の通貨を以てする回金

取立金の回金法に就て當店より特に別段の指圖をしない時は、受託店たるコルレス先の都合に依つて、支拂地の通貨即ち外國貨幣を以て手形金額として當店宛參着送金手形を以て回金し來たることがある。此種の手形の支拂先が當店

であれば未だしも、若し他の銀行であれば、手續は徒に面倒となる斗りである。即ち斯く外國貨幣を以て手形金額を記載せられた送金手形は、振出地宛參着買爲替相場に依り換算の上圓金額を取立依頼人に支拂ふ。換言すれば當店は送金外國貨幣手形を、振出地宛參着買爲替相場で一應買取つた形式に依る手續をなすのであるが、此場合取立依頼人は參着買爲替相場に依り換算せられたる圓金額を受取ることであるから、爲替相場變動の負擔者たることは勿論であると共に當店も爲替相場と交渉を持たなくてはならぬ結果を蒙るのである。

(ハ)倫敦渡り送金手形を以てする回金

時によるとコルレス先から爲替聯絡上の便宜如何により、倫敦渡り自行拂の送金手形を以て回金し來る場合がないでもない。斯かる場合は倫敦宛參着買爲替相場に依り換算せらるゝから、取立依頼人及び當店は前記同様爲替相場と交渉を有することゝなる。

但し以上の内(ロ)の場合、當店が爲替相場と關係する所ありとのことは當店が回金手形の支拂人となつてゐるがため、之が換算支拂をなすを要したるの結果で、若

し他の銀行が回金手形の支拂人であるならば、當店は爲替相場と全然没交渉に終ることが出来る。(ハ)の場合は回金外國貨幣手形の換算に就て當店が自ら進むで之を試みねばならぬ。

第五 取立手形の顛末

更に叙上の事實を綜合して言へば單に代金取立と稱するも

一、其取立てらるべき手形が圓貨手形なる時と、外國貨幣手形なる場合と

二、取立金額が我國の貨幣即ち圓貨を以て回金せらるゝと、支拂地若くは其他の

地の通貨即ち外國貨幣を以て回金せらるゝ場合

とにより、爲替相場變動の影響を受くる者が色々になるのである。左に之が綜合的結論を掲げて見よう。

第一、代金取立圓貨手形

(甲)取立てられた金額は其取立受託店が本支店出張所であれ又コルレス先であれ、總て付替法或は並爲替即ち送金手形(時)として電信送金を以てすることもあ

るに依り回金され、而かも通常の場合には我國の通貨即ち圓貨を以て手形金額としたる送金手形を以て回金せらるゝから、爲替相場の變動と關係ある者は、支拂地に於ける手形支拂人と取立受託店の二者で、我國に於ける取立依頼人及び當店は爲替相場と何等の關係を有するものでない。

(乙)若し支拂地若くは其他の地の通貨即ち外國貨幣を以て回金し來れば、手形支拂人は手形の支拂をなす上に於て前記の如くなると共に、斯く送られた外國貨幣手形は當店に於て取立依頼人に取立金支拂の際、參着買爲替相場により換算し即ち一種の買爲替とするから、取立依頼人及當店は亦爲替相場と關係を有することゝなる。

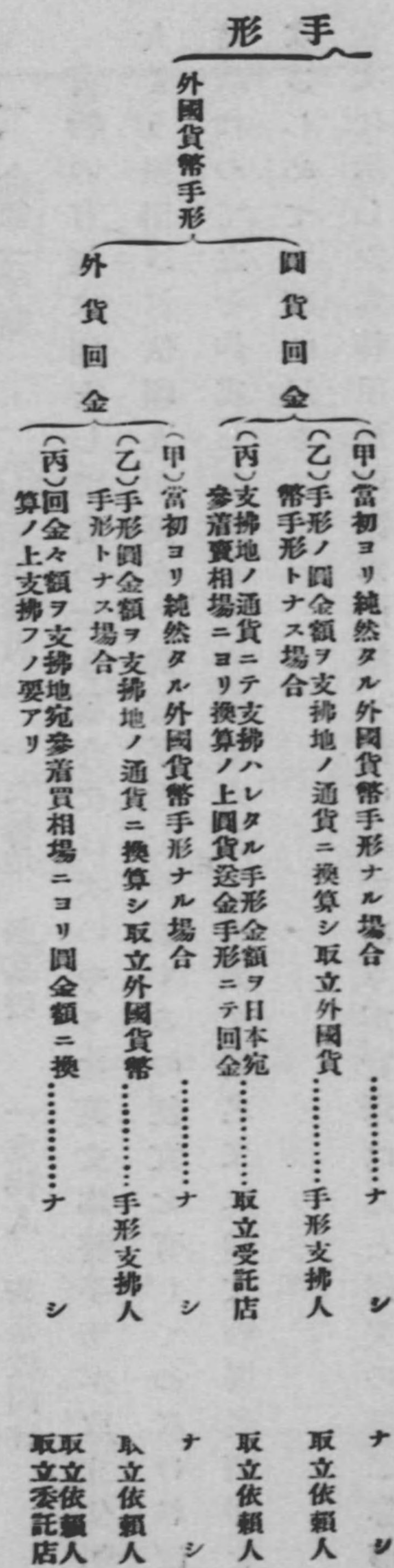
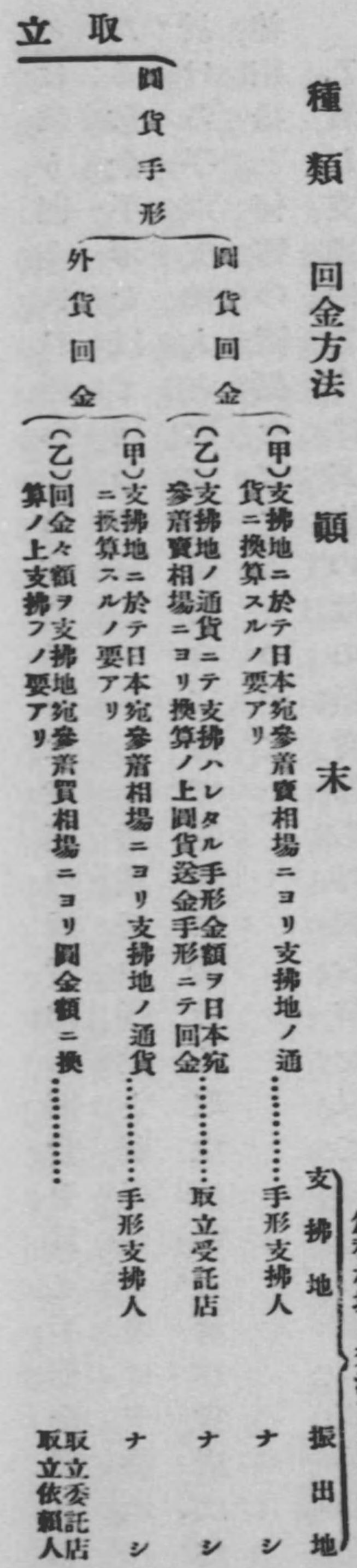
第二、代金取立外國貨幣手形

(甲)取立金が圓貨を以て回金せらるゝ場合は、爲替相場と交渉を有するものは、回金者たる取立受託店と取立金の受取人たる取立依頼人で支拂人と當店とは何等の關係がない。

(乙)外國貨幣手形で回金された場合は、支拂人を始め回金者たる取立受託店は全

爲替相場と没交渉であるが、唯當店に於ては前記第一目(ロ)の場合と同じやうに
參着買爲替相場に依り換算の上代り金を取立依頼人に支拂ふからして當店と取
立依頼人とは爲替相場に直接の交渉を有することとなる。

以上の如く代金取立手形の形式及び之が取立代金回金法の如何に依り、爲替相
場即ち支拂地に於ける爲替相場及び取立手形振出地に於ける爲替相場に依り夫
々影響を蒙る者があるから唯漠然と代金取立手形は即ち銀行に於て買取をな
さざる手形であるとして、無論爲替買賣損益に關係もなし、従つて爲替相場の變動
と全く没交渉に終るものであると看做して、代金取立手形に臨むのは蓋し思はざ
るの甚しきものである。今左に以上述べ來たつた所を表示して見よう。



第六 爲替相場と無關係の代金取立手續

前掲の一表から見ても、外國爲替に於て爲替相場と全く無關係に代金取立事務
の取扱をなさんとするには、國貨手形で取立をなし國貨を以て取立金を回収する
の方法を措て策のないことが肯定せらるゝであらう。即ち此方法に依れば我國
の取立依頼人は取立依頼の當初から千圓なら千圓といふ一定の我貨幣を取立て
得らるゝの便宜に浴し得ると共に、取立事務を扱ふ我國の取立委託店たる銀行は
外國爲替事務の一端に指を染めながらも、事實上全く爲替相場變動の影響を蒙り

ることの虞れがないことになり、一定の平易の手續さへすれば爲替相場の變動など云ふことを眼中に置かないで、我國の普通銀行でも此種の代金取立事務位は得意先に對し提供するの便宜の一となすことが出来る。

圓貨手形を振出し圓貨回金法を採れば、取立依頼人は勿論取扱銀行たる當店も亦爲替相場の變動から回避し得らるゝことは既に之を結論した、然らば如何なる手續を行ふべきか、之が次で起つて來る實際上の問題であるが、今假想の例を設けて順次之を説明して見よう。

一、昭和二年三月三十一日 大阪大和商會より左の手形取立依頼を受く

一、金額一千圓 一手形期限參着 一支拂地 新嘉坡 一支拂人 新嘉坡商會

荷物の有無は別として右の如き場合には次のやうな英文爲替手形が取立依頼人より振出され、依頼人が英文の爲替手形を作成するの便宜を有してゐなければ當店代つて之を作成し、振出人たる依頼人をして英文署名又は和文の署名調印をなさしめても事は足りる。

次に示した爲替手形の雛形は第一券のみであるが、實際は之と同文の第二券即

三

印

1

BILL OF EXCHANGE.

No. 1

Exchange for ¥1,000— Osaka, 31st March, 1927.

On demane pay this First of Exchange (Second unpaid)
to the order of the Osaka Exchange Bank, Ld. Yen

One thousand only Value received.

Yamato & Co.

To Messrs. Singapore & Co.

Singapore.

第一號

三錢
印紙

爲替手形

一金壹千圓也

右金額代リ金領收候ニ付要求次第此一號手形(第二券支拂ハレザル時)大阪爲替銀行殿又ハ其指圖人へ御支拂相成度候也

昭和二年三月三十一日

大阪

大和商會

新嘉坡

新嘉坡商會殿

ち第二號手形をも作成する。而して斯く作成せられた手形は立流な圓貨手形即ち手形金額が金一千圓也と云ふ日本の通貨を以て記載せられてゐる手形である所が既に記した通り、此種の圓貨手形は其手形期限が參着であらうが、一覽後定期拂であらうが、支拂當日にあつては支拂地に於ける日本宛參着爲替相場……參着賣相場……に依り換算の上、支拂地の通貨を以て支拂人之を支拂ふを常とするから、必ず手形面の見易き空白の部分、例へば前掲英文爲替手形面 ▲ とした所あたりへ

Payable at the rate for sight drafts on Osaka.

“ ” “ ” “ ” demand “ ” “ ”

大阪宛參着爲替相場に依り支拂の事

右のやうな記載をすると必要とするが、大抵孰れの銀行でも斯う云ふ場合に使用すべき …………… 如きゴム判を作つて置いて、ベタ／＼と之を捺押することにしてゐる。又前記の英文爲替手形の本文には Value received 即ち代リ金領收云々の文句があつて之は代金取立の場合には穩當でないが、通例は爲替手形用紙は

印刷にせられて此文句が記されてあるから、大抵此儘に存して置く、之で取立手形としての圓貨手形は完全に作成せられた譯だが、今度は圓貨回金の手段である。圓貨回金と云つた所で、取立受託店から圓貨を以て回金せしむれば足る丈で、普通の場合大抵受託店から圓貨送金手形で回金して來るけれども、時として爲替上の聯絡が十分でない時には先方でヘマの事をして來るから、當店に於て安心の出來るやうに取立後に於ける取立金の回金法に就て一應の指圖をして置く方が便利である。即ち取立依頼書の空白の部分に

When paid please remit proceeds by your Demand Draft on.....

取立済の上は……(大阪、神戸、横浜、東京等) 渡り貴行の參着送金手形を以て御回金を乞ふ

右のやうな記載をするか、或は右のやうな文句をゴム判にて捺押して回金法に就て指圖を施すべきである。斯うして置けば支拂地の通貨を以て手形金額としたり或は倫敦拂の手形などで回金して來るやうなことはなくつて、代金取立事務は圓貨手形で始まり、圓貨手形で終り、爲替相場なるものと全く沒交渉に取扱ふこ

とが出来るのである。而して取立依頼書のことであるが之は第五章「手形の發送」方中に掲げてゐるから、茲には之を略することとする。

第七 取立依頼手續

以上で大略爲替相場と全然沒交渉に終ることを得る代金取立法の説明を終つたが、事の序に取立依頼の手續や手数料のことを一言せんに

取立依頼人から代金取立の依頼を受けた時は、依頼人の手取條件を手落なく聴取り、次に示すやうな依頼書を徴すべきである。

我國の普通銀行が外國取立手形事務を行はうとするには、海外の外國銀行若くは正金とか臺灣銀行など、コルレス契約を締結するの必要があつてオイソレと手續を運ばすわけには行かないから、右に示した取立依頼書の内第一例若は第二例(共に英文の分)を然るべく燒直して、内地に於ける正金とか臺灣銀行とか或は横浜又は神戸等にある外國銀行に此英文取立依頼書をも添へて郵送して得意先の便宜を計つてやつて差支はあるまい。

第)

Yokohama,.....19.....

The Manager,

.....Bank.

Present.

Dear Sir:—

We beg to enclose our.....sight draft for Yen.....payable at the Bank's selling rate for sight drafts.....on Yokohama, for favour of your sending for collection, we also enclose relative documents to be surrendered against of this draft.

Please allow the drawee M.....atan extension of.....days if required.

In the event of this draft being dishonoured pleaseand store the goods on our account, advising us by.....

When paid please remit the proceeds by.....

Your faithfully,

.....

(例)

横濱宛參着銀行賣相場ニテ換算ノ上支拂ハル、ベキ金.....圓也ニ對スル一覽後.....拂ノ當店振出シノ爲替手形壹通右(引受)ニ對シ交付セラルベキ附屬書類ト其ニ同封差出シ候ニ付御取立方可然御取計被下度候但シ必要ノ場合ニハ.....日間ノ猶豫ヲ支拂人タル(何地).....殿ニ御許シ相成不渡ノ場合ニ於テハ(拒絕證書ノ作成ヲ要セズ)且當店ノ勘定ニテ貨物御入庫被下候テ右ノ趣(郵便)ニテ御一報被下度候期日支拂濟ノ上ハ代リ金(郵便)ヲ以テ御回金被下度候右御依頼申上候

年 月 日

依頼人

.....銀行御中

(例 二 第)

Yokohama,.....19.....

The Manager,
.....Bank,
.....

Dear Sir,

Herewith I/we beg to hand you.....bill as particularized here-under for favour of collection and shall thank you by your kindly instructing your correspondents as follows:—

In case of non-acceptance or non-payment the draft to be returned without protest.

The relative goods to be.....

An extension of payment may be allowed for.....days if required.

And I/we undertake to refund you any expenses (including your.....% commssion) you may have incurred on the collection business.

Yours faithfully,

Particulars of draft above	Documents:—
referred to:—	Bill of Lading.....
No.	Invoice.....
Date	Other documents
Amount	Documents to be
Drawn by	Surrendered against
Drawn on	
Place of Payment.....	

國際爲着實務誌

四三六

(例 三 第)

代金取立依頼書

一爲替手形壹通

此金額

振出人

附屬手形番號

一附積書類

但荷積書類

附屬書類

不渡リノ節ハ

右不渡又ハ不承諾ノ場合ニ於テ其旨直チニ取立地ヨリ

ス右ノ場合ニ於テ荷物處分ハ

支拂期日ニ至リテ猶必要ノ場合ニ於テハ其期日ヨリ

右承諾ス但利子割合年

取立形附屬書類取立金額ヨリ該地ニ於テ使用シタル印紙其他一切御取立被下

殘金ヲ該地ヨリ本邦へ電信爲替ニ御取組ノ上其報知到達次第御支拂可被下

度候萬一右手形不渡ノ相掛申問敷候者ニ於テ引受夫々處分可致ハ勿論貴行へ對シ

聊モ御迷惑損耗等割合ヲ以テ手数料貴行へ支拂可申候也

百圓ニ付.....年

銀行御中

支拂人
利息割合

送狀通

保險證書通

產地證明書通

支拂期限

電信郵便ヲ以テ通知ヲ要

第十一 爲替相場と渡交渉に終るを得べき代金取立法

四三七

第八 取立手数料

取立手数料は手形金額の取立後に於て、依頼人から徴收するを一般の例としてゐる。尤も依頼人の請求如何によつては、支拂人より手形金額と共に之を徴する場合がある。斯かる場合には手形面に

All collecting charges to be borne by the drawee

取立諸費用は支拂人に於て負擔の事

なる旨を朱書し、又既に當店に於て徴すべき手数料其他の金額が明に知れてゐる時は、此金額を明記する方が便宜である。

大抵の銀行では取立手数料として手形金額の四分の一即ち二厘五毛、即ち百圓に付二十五錢の割合で徴收してゐるが、此の計算方に就て二種類が用ゐられてゐる。

(甲)最低額を一圓とし、總て手数料金額が一圓未滿となるものは一圓に切上げ、其以上は四分の一%宛の開きを以てするもの即ち此計算法に依れば四百圓迄は悉

く手数料を一圓とし、其以上は一圓二十五錢、一圓五十錢、一圓七十五錢といふ割合で進むで行くのである。

(乙)最低額を二圓とし、其以上は甲の方法と違ひ實際に算出された手数料の實數を徴する方法で、詰り八百圓迄は總て手数料を二圓とし、八百五十圓なれば二圓二十三錢九百圓なれば二圓二十五錢と計算するのである。

第十二 平均相場

内國銀行業務に於て有價證券類の取扱をなす場合、平均相場なるものを算出することがある。即ち有價證券の買入値段或は賣渡値段孰れにもせよ、有價證券の額面價格の總額を以て、買入價格若くは賣渡價格の總計を除して得たる數字を平均相場と稱して、之に基いて有價證券の賣買損益を算出することが一般の手續であるやうであるが、外國爲替業務に於ても亦之と同様に平均爲替相場 (Average rate of exchange) 或は簡略して平均相場 (Average rate) と稱するものを算出して、爲替賣買損益の計算基礎としてゐる。

平均爲替相場といへば其名の如く爲替相場の平均實數であるが、實務の上から之を二種類に區別することが出来るやうである。

(甲) 一般平均相場

買爲替に屬すると賣爲替に屬するとを問はず、買爲替は買爲替、賣爲替は賣爲替

と區別して其の手形期限の長短如何に關せず、總て之れを一括して概括的に算出したるもの即ち是れである。

(乙)特別平均相場

同じく買爲替に屬するものにては電信爲替は電信爲替、並爲替は並爲替、四ヶ月拂は四ヶ月拂といふ風に爲替の期限に従つて之を分類區別して同一期限に屬するものゝみの平均相場を算出したるもの是れである。

「平均相場」なる名稱に鑑みて平均相場とは右の乙目に屬する平均相場なるものが確に正當のものであるが、通常平均相場と云へば甲目に屬するもの、即ち手形期限の長短如何を顧みないで、買爲替なれば買爲替、賣爲替なれば賣爲替に屬する有ゆる爲替手形をゴチャ／＼に一括し、漠然と算出した爲替相場の平均實數を指示してゐるやうである。之は穩當であると思はれないが、右の如く平均相場には二種類があるとして置く。

平均爲替相場といへば爲替相場の平均實數であるから、爲替相場の違つたものだけを加へて、其現に存する各違つた爲替相場の數で除すれば出て來るやうであ

るが、前に一言した如く内國銀行業務の上で公債の平均買入値段を算出する場合にも總額面で買入値段の合計を除して平均價格を得ると同じ主旨で、外國爲替業務に於ても爲替相場の平均を求むることゝしてある。今左に之が算出法の大略を示して見よう。

一覽後四ヶ月拂買	英貨二百磅	相場	二志〇片%
參着 拂買	英貨三百磅	相場	二志〇片¼
一覽後四ヶ月拂買	英貨四百磅	相場	二志〇片⅞

右の場合甲目に屬する「一般平均相場」の算出法は次の如くである。

£ 200.—	@ 2/18	=	¥ 1,924.81
„ 300.—	„ 2/4	=	„ 2,969.07
„ 400.—	„ 2/8	=	„ 3,959.30
£ 900.—		=	¥ 8,753.18
£ 900 + ¥8,753.18		=	24.68
		=	24.14

而して此場合外國貨幣總額を換算圓金額で除した所以は英貨に對する爲替相場の建方が外國貨幣建相場に屬するがためであつて、自國貨幣建相場の場合であるとすれば、此反對にしなければならぬ。是に於て平均相場を算出するには次の注意點が存する。

外國貨幣建相場の場合

$$\text{平均相場} = \text{外貨總額} \div \text{換算圓金額}$$

自國貨幣建相場の場合

$$\text{平均相場} = \text{換算圓金額} \div \text{外貨總額}$$

更に乙目に屬する「特別平均相場」の算出法は、何うであるかといふに、之が計算法は「一般平均相場」の其れと別に異なる所がない。例へば

(第一例)倫敦宛電信爲替賣左の如し。

英貨	四萬四千九百七十四磅	相場	二志〇片%
英貨	二百十九磅	相場	二志〇片7/8

英貨 五千磅 相場 二志〇片3/4

(第二例)上海宛參着爲替賣下の如し。

二千兩	相場	七十五兩1/4
二千五百兩	相場	七十四兩3/4

前記の方法によると右第一及第二例の平均相場は下の如くにして算出し得られる。

第一例

£ 44,974	@2/-11/8	=	¥ 435,012.98
" 219	" 2/-1/4	=	2,112.96
" 5,000	" 2/-1/4	=	48,484.85
£ 50,193		=	¥ 485,610.79
£ 50,193 + ¥ 485,610.79		=	24,8065
		=	2/-11/8

(第二例)

Yls 2,000.—	@ 75½	=	¥2657.80
" 2,500.—	" 74½	=	" 3344.48
Yls 4,500.—			¥6002.28
4,500 + 6002.28		=	74.972
		=	75.—

以上示した所のものは即ち平均相場の計算法として通常行はるゝ所のものがあるが、此法は外國貨幣を夫れゝ其當該相場に據つて圓金額に換算するの面倒があるので、時としては次のやうな計算法を採用する所がある。即ち前掲第一例に就て示せば

$\frac{2}{2-18}(2/-8125)$	$\frac{2}{2-18}(2/-875)$	$\frac{2}{2-18}(2/-75)$
£ 44,975(A)	£ 219(B)	£ 5,000(C)
x 8,125	x .885	x .75
<u>36541.375(1)</u>	<u>191.625(2)</u>	<u>3750.(3)</u>
44,975(A).....	36541.375(1)	

219(B).....	191.625(2)
+ 5,000(0).....	+ 3750.(3)
<u>50,193</u>	<u>40488.</u>
40,488 + 50,193 = .8065	
故に 平均相場 = $\frac{2}{2-18}$	

以上の場合は各種の相場が二志何片何分の幾つとあつて、二志なる數字だけは各相場共通であるから片以下の數字斗りを乗じて計算したものであるが、若しさうでないとするれば相場の數字を總て乗じなければならぬ。例へば前掲第二例の如き場合は次の如く計算せらるゝものである。

$\frac{2}{2-18}(75.25)$	$\frac{2}{2-18}(74.75)$
Yls 2000 (A)	Yls 2500 (B)
x 75.25	x 74.75
<u>150500.(1)</u>	<u>186875.(2)</u>

2000 (A).....150500. (1)

+ 2500 (B).....+ 186875. (□)

4500 337375.

337375 + 4500 = 74,972

故に 平均相場 = 74,972

= 75.

前記第一種の計算法に據るも又第二種の計算法によるも孰れも其結果に於て異なる所がない。而して第一種の方法は乗じたり除したりする數字の數が、第二種の方法に較べて長く、其だけ誤謬を生じ易いプロバビリチーが多いやうであるが第二種の計算法は又小數點の打ち所を十分注意せぬと、飛んだ謬りを生ずるの虞れがないでもない。

第十三 正確なる爲替賣買損益の計算法

第一 爲替賣買損益の意義

賣買損益と稱する以上は、爲替を賣る一方に爲替を買ふといふ事實が存せなければならぬ。即ち爲替賣買損益といふ問題の生ずるのは、賣爲替取引と買爲替取引との二者を互に比較し考量されたの上でのことで、唯單に爲替を賣り若くは爲替を買つた斗りでは、時價換算損益といふことは起り得るとも、賣買損益といふことは生ずるわけがない。換言すれば賣爲替に對して買爲替が多くとも、又前者に對して後者が少くとも、或は前者と後者とが互に等しくあるとも、孰れにもせよ買爲替なるものと賣爲替なるものが對立して居らなければ、眞の意味に於ける爲替賣買損益なるものは起り得べきものでない。

第二 普通の計算法

別つて左記三種の場合とする。

(甲)買爲替高と買爲替高と等しき場合

此場合に於ては、元金とも見るべき外國貨幣の額は買買共に等しいけれども換算金額は賣相場と買相場とが相異なつてゐるがために、等額を示して居らぬから、換算金額を比較して、買爲替の換算金額が買爲替の換算金額より大なれば利益、小なれば損失となる。例へば

買爲替	英貨五〇〇	相場	二・〇 ^片 / ₁₆	四、九八七・〇一
賣爲替	英貨五〇〇	相場	二・〇 ^片 / ₁₆	四、九八七・〇一
買爲替	英貨五〇〇	相場	二・〇 ^片 / ₁₄	四、九三五・七二

差引爲替買利益

五一・二八

(乙)買爲替が賣爲替より多き場合

買爲替に属する外國貨幣總額を買爲替の「一般平均相場」にて圓金額に換算し、此換算額が實際の賣爲替高たる換算圓金額より多ければ其差額を損失とし、少なけ

れば利益とする。例へば

買爲替	英貨	二〇〇	相場	二・〇 ^片 / ₁₆	一、九二四・八一
買爲替	英貨	三〇〇	相場	二・〇 ^片 / ₁₄	二、九六九・〇七
買爲替	英貨	四〇〇	相場	二・〇 ^片 / ₈	三、八五九・三〇
計		九〇〇			八、七五三・一八
賣爲替	英貨	一〇〇	相場	二・〇 ^片 / ₁₆	九九四・八二
賣爲替	英貨	二〇〇	相場	二・〇 ^片 / ₁₆	一、九九四・八一
賣爲替	英貨	三〇〇	相場	二・〇 ^片 / ₈	二、九七六・七四
計		六〇〇			五、九六六・三七

但し右の場合爲替買利益の計算をする方法が二つある。

(第一例)比例式に據る方法

$$£ 906 : £ 600 :: ¥ 8,753.18 : x$$

$$x = ¥ 5,835.45 \text{ (賣値に對する買値)}$$

故に ¥ 5,966.37 (實際の賣値) - ¥ 5,835.45

第十三 正確なる爲替買利益の計算法

＝ ¥130.92.....爲替買利

(第二法)一般平均相場算出に基く方法

前章に於て既に述べた通り、一般平均相場算出法には二種あるからして此場合の方法も亦自ら別れて二種とすることが出来る。

(A法)此法は前章に於て述べた第一種の平均相場算出法に基いて、買入平均相場を求め、買爲替高の總額を圓金額に換算して實際の賣値と比較するのである。即ち

$$£ 900 + ¥8,753.18 = 24.68(\text{買入平均相場})$$

$$£ 600(= 144,000\text{円}) + 24.68 = ¥5,835.45$$

$$\text{故に } 5,966.37 - 5,835.45 = ¥130.92.....爲替買利$$

(B法)此法は前章に於ける第二種の平均相場算出法に據つて、買入平均相場を算出するものであつて、後の手續は前法と同様である。要するに、此法は爲替買利損益の計算基礎となるべき平均相場算出法が、A法と異なつてゐるのみに過ぎないもので、現はれて来る數字はA法と全く同一であるから、茲には數字を示すことを省略して置く。

(丙)買爲替が賣爲替より少なき場合

此場合は全く乙の場合と正反對である。即ち買爲替に屬する外國貨幣金額を賣爲替の「一般平均相場」で圓金額に換算し、以て得たる換算圓金額を實際の買爲替に對する換算圓金額と比較して、多ければ其差額を利益とし、少なければ損失として計上する。此場合の例は乙の反對であるから別に數字を示さぬこととする。

第三 普通の計算法に對する議論

實際の取引に於て、倫敦宛賣爲替には稀に一覽後四箇月拂送金爲替手形を發行する場合があるが、概して言へば電信爲替と並爲替即ち參着爲替の二種類があるのみであるが、買爲替の方には電信爲替及參着爲替の外定期拂爲替手形がある。故に、單に爲替買利損益と稱しても、電信爲替と參着爲替若しくは期限手形の間には其期限の異なるに連れ、相當の金利を見込むのであるから、手形期限の全く異なつてゐる買爲替と、買爲替とを比較して見れば、實際の即ち純粹の爲替買利損益はなく

とも見込まれてある利息の關係から、表面上利益となつて現はれることがあるかも知れない。詳言すれば、同じく賣爲替に屬するものでも、電信爲替相場と參着爲替相場との間には郵便日數に對する金利だけは少くとも開きがあるし、又同じく買爲替に屬するもの、内でも、電信爲替と參着爲替、或は參着爲替と定期拂手形との間には手形期限に對するだけ相場の開きがある。更に又同じく定期拂手形の内にも一覽後三十日拂、六十日拂、九十日拂、四箇月拂及六箇月拂等の種類があつて、此等のもの、間にも夫れ、少くとも金利上の開きが存する。従つて

(甲)買爲替に屬する電信爲替相場と買爲替に屬する電信爲替相場と比較するよ

(乙)賣爲替に屬する電信爲替相場と買爲替に屬する參着爲替相場と比較する方が更に進むで

(丙)買爲替に屬する電信爲替相場と買爲替に屬する定期拂手形の相場と比較する方が

夫れ、各買買相場の開きが次第に多くなり來たるだけ、其だけ爲替買買損益

として現はるゝ數字は増加することゝなる。即ち

(甲)電信爲替を賣出し電信爲替を買入れた場合の爲替買買損益の實數と

(乙)電信爲替を賣出し定期拂手形を買入れた場合に於ける爲替買買損益の實數

とを比較すれば、通常の場合に於ては乙の場合の方が買爲替相場と買爲替相場との開きが多く存するだけ、其だけ爲替買買損益の數字として現はれて來る方が多からざるを得ない。換言すれば、普通の爲替買買損益計算法に於ては、賣るには期限のない電信爲替を以てし、之に對して期限の最も長い手形を買へば、爲替買買損益として出て來る數字は一番多くなることゝなる。是に於てか純粹の爲替買買損益を算出せんとすれば、買買共全く同一期限のものを對照するか或は買買共有ゆる手形に就て、各其期限に應ずるだけの利息を精算して之を控除し、悉く電信爲替相場に引直し、以て兩者を比較對照して、損益を計算するのでなければ、正確なる爲替買買損益の計算法でないといふ議論が出て來る。

此議論は固より間然する所がない。確にさうである。然し爲替銀行の損益勘定といふ大數觀察からいふと、買買共電信爲替相場に引直したゝめに生じて來る

利息の數字は、同じく銀行の收め得べき一種の利益若くは損失と認め得べきものであるから、爲替賣買損益といふ或特別の勘定科目に於てのみは、其時の事情如何によつて減額を示すことゝならうが「損益勘定」といふ點から觀れば、左迄著しい相違を生ずるものでないとの結論を以て應へ得らるゝのであるから、現に一部の銀行で行つてゐる爲替賣買損益の計算法は銀行の損益勘定なる基礎の上に重大なる動搖を與ふるものでなからうと共に、リベートの方法をも行つてゐるから、取扱上寧ろ簡單且輕便の方法として敢て改正を加ふるの必要がないかも知れぬ。

第四 正確なる爲替損益賣買の

計算法

然らば嚴格の意味に於ていふ爲替賣買損益の計算法は如何にするか。即ち正確なる爲替賣買損益の實數は什うして算出するか、本節の説明は之が計算法の梗概を明にされ得よう。

先づ前記第二節に於て示した例を取ることゝする。

買爲替	二〇〇	相場	二〇〇 ^片 ‰	一覽後六箇月拂
買爲替	三〇〇	相場	二〇〇 ^片 ‰	電信爲替
買爲替	四〇〇	相場	二〇〇 ^片 ‰	一覽後四箇月拂
買爲替	一〇〇	相場	二〇〇 ^片 ‰	參着爲替
買爲替	二〇〇	相場	二〇〇 ^片 ‰	電信爲替
買爲替	三〇〇	相場	二〇〇 ^片 ‰	參着爲替

右のやうな爲替賣買をなした場合。

(甲)買爲替に屬する總ての相場は電信爲替買相場に又

(乙)賣爲替に屬する總ての相場は電信爲替賣相場

に悉く引直し、更に

(丙)買爲替に屬する電信爲替相場の平均相場と

(丁)賣爲替に屬する電信爲替相場の平均相場

とを夫れ々算出し、以て買爲替も亦賣爲替も悉く同一期限たる所の電信爲替相場に還元し、之を計算基礎として爲替賣買損益を計算すれば、始めて正確なる

爲替買賣損益の實數を求め得ることゝなるのである。

此甲乙二種の爲替に屬する總ての相場は、如何にして電信爲替の賣相場若くは買相場に還元し得らるか、之が計算をするには、支拂地に於ける當該期限手形の割引歩合、印紙税、支拂地迄の郵便日數及び此郵便日數に對する金利の歩合等を考量しなければならぬ。是に於て、買爲替及賣爲替に屬する電信爲替相場以外の各種の相場を電信爲替相場に還元するために必要な以上の事項は次のやうな條件であると假定する。

- 一、倫敦六箇月割引歩合 年三分 $\frac{3}{8}$
- 一、倫敦四箇月割引歩合 年三分 $\frac{1}{2}$
- 一、印紙税 二千分の一
- 一、郵便日數 日英間二十日
- 一、郵送期間の金利 年四分 $\frac{1}{2}$

前記假定の各條件を電信爲替相場に還元する計算基礎とする、と茲に

(甲)買爲替に屬する電信爲替以外のものゝ相場

(乙)賣爲替に屬する電信爲替以外のものゝ相場
は次の計算の通り孰れも電信爲替相場に引直すことが出来る。

(甲)買爲替に屬するもの

(一)六箇月拂	二・〇・ $\frac{3}{8}$ 片	二四・九三七五
差引	六箇月間割引料	歩合三分 $\frac{3}{8}$	〇・四一五八二
	印紙税	二千分の一.....	〇・〇一二四六
	二十日間金利	四分 $\frac{1}{2}$	〇・〇六一五〇
	電信爲替に引直したる相場.....		二四・四四七二
(二)四箇月拂	二・〇・ $\frac{1}{2}$ 片	二四・八七五〇
差引	四箇月間割引料	歩合三分 $\frac{1}{2}$	〇・二九〇二〇
	印紙税	二千分の一.....	〇・〇一二四四
	二十日間金利	四分 $\frac{1}{2}$	〇・〇六一三四
	電信爲替に引直したる相場.....		二四・五一〇二二

(乙)賣爲替に屬するもの

第十三 正確なる爲替買賣損益の計算法

(一) 参	着	二〇〇 ^片 1/8	二四〇・一二五〇〇〇
差引	二十日間金利	四分 1/2	〇〇五六七四六
電信爲替に引直したる相場	二四〇〇六八二五四
(二) 参	着	二〇〇 ^片 3/6	二四〇・一八七五
差引	二十日間金利	四分 1/2	〇〇五五六九
電信爲替に引直したる相場	二四〇・一三〇六

以上の計算に依つて本節の初めに掲げた。

買爲替	三〇〇	相場	二〇〇 ^片 5/6	一覽後六箇月拂
買爲替	三〇〇	相場	二〇〇 ^片 1/4	電信爲替
買爲替	四〇〇	相場	二〇〇 ^片 7/8	一覽後四箇月拂
買爲替	一〇〇	相場	二〇〇 ^片 1/8	参着爲替
買爲替	二〇〇	相場	二〇〇 ^片 1/6	電信爲替
買爲替	三〇〇	相場	二〇〇 ^片 3/6	参着爲替

以上の各相場は、總て電信爲替相場に還元されて、次のやうな數字を示すことゝ

なる。但し元からの電信爲替相場は其儘であること固より云ふ迄もない。

買爲替	二〇〇	一覽後六箇月拂	此電信爲替引直し相場	二四〇 ^片 ・四四七七二〇
買爲替	三〇〇	電信爲替	同	二四〇・二五〇〇〇〇
買爲替	四〇〇	一覽後四箇月拂	同	二四〇・五一〇二〇
買爲替	一〇〇	参着爲替	同	二四〇・六八二五四
買爲替	二〇〇	電信爲替	同	二四〇・〇六二五〇〇
買爲替	三〇〇	参着爲替	同	二四〇・一三〇六〇〇

借右の如く、買爲替に屬する電信爲替以外の二種の相場、及賣爲替に屬する電信爲替以外の二種の参着爲替相場は總て電信爲替相場に還元され、之にて買爲替も亦賣爲替も悉く電信爲替相場、精しく言へば電信爲替買相場と電信爲替賣相場とに引直されたのである。是に於てか更に

(甲) 買爲替に屬する三種の電信爲替相場と

(乙) 賣爲替に屬する三種の電信爲替相場と

との平均相場を彙に示した方法に従つて計算して見ると

(甲) 買爲替に屬する電信爲替平均相場 二四・四〇〇九九^片
 (乙) 賣爲替に屬する電信爲替平均相場 二四・〇九八〇〇

右の如き數字を示すこととなる。故に此場合に於ける爲替買賣損益は下の如き實數を以て現はれることとなる。

賣爲替高	六百磅	此相場	二四・〇九八	此換算圓金額	五九七五・五一 ^四
買爲替九百磅の内	六百磅	此相場	二四・四〇〇九九	此換算圓金額	五九〇一・四〇
差引買賣利益					七四・一一

茲に得た所の金額七四圓一一錢といふものは、手形期限の異なるに就て相場の内、籠められてゐる金利なるものを全く控除せられた、實際の正確なる爲替買賣利益の實數で、第一節に於て計上した爲替買賣利益の數字と比較して固より相違がある。無論此等二者の間に存する差額は、電信爲替相場に引直すがために引用する所の條件が異なつてゐるから、相場中に籠められた所の金利其もの、數字と同一數を示すものではないが、兎にも角にも此等二者の間に存する所の差額は、大

體の上から相場の上に見込まれた所の金利と觀ることが出来るもので、買爲替及賣爲替に屬する電信爲替以外の各種に對する最初の相場と、電信爲替相場に還元した相場とを互に比較し計算して生ずる差額は、即ち相場の内、籠められた金利の實數と認め得らるのである。従つて電信爲替相場に引直すがために計算の基礎として用ゐた各種の條件が相場の内に見込まれた金利を測定する條件と全く一致してゐるとすると、此等の差額は全然同一の數字を示すべき筈である。

附 録

普通銀行の外國爲替保證事務取扱手續

緒 言

歐洲戰亂時代より戰後に亘り、我商人の外國と直接取引をなす者益々多きを加へ來りしたため、我普通銀行が取引先の要求に餘儀なくせられて、指を外國爲替の保證事務に染ひる者愈々多きを致し、輒近に於ては外國爲替の最新保證實務は我普通銀行に於て一應は心得置かねばならざる一課程となるに至りたるが、銀行の保證事務は其性質寧ろ複雑にして其結果する所も亦多く殊に往年高田商會の破綻に基く香上銀行對我國多數銀行のB・L係争問題の如き悲しむべき出來事の發生に就て觀るも全く忽諾に附するを許さざるものあり。

本篇の目的は此點に顧み、普通銀行の取引先が自ら内外の外國爲替取扱銀行に

對し、信用狀若くは信用保證狀の發行を依頼し、或は輸出手形の賣渡若くは輸入手形の引受若くは抵當荷物保管證、即ち彼の所謂トラスト・レシートに基き輸入荷爲替書類の借受をなし、或は荷爲替書類の到達に先だち到着したる貨物の引取をなさんとする場合、爲替銀行より保證を要求するに際し、自己の取引銀行たる我普通銀行に保證力を申出で来る場合に於て、普通銀行のなすべき保證取扱手續の一斑を説明せんとするにあり、換言すれば、普通銀行が内外の外國爲替銀行に對し保證をなすべき手續を縷述したるものなり。即ち如何に保證をなすべきか、如何なるものに對して保證をなせば可なるや、保證をなすと共に爲替銀行に對し如何なる手續をなすべきか等に關し、普通銀行の知悉するを要する一般手續の梗概を示したるものにして、彼の信用狀若くは信用保證狀の發行の如き、銀行が輸入者の爲めに海外の商人若くは金融業者に對し信用を與ふる即ち信用の保證の如きは、固より廣義に於ける銀行の保證なりと雖も、此種の保證業務は外國爲替を取扱ふ専門銀行の行ふものに關するを以て本篇に於ては之を記さざることにせり。

第一章 保證の種類

説明せんと欲する保證の意義は緒言中に之を明にしたるが、今普通銀行が其取引先のために、我國に於て現に行はるゝ外國爲替業務の上に保證をなすべき事務は、大略左の五種類に區別することを得べし。

- 一、輸出手形の支拂保證
 - 二、輸入手形の支拂保證
 - 三、信用保證狀(信用指圖書)及信用狀の發行依頼に對する保證
 - 四、貨物保管預り(トラスト・レシート)の保證
 - 五、貨物領收書の保證に對する保證
- 以下右の各種に關する保證の取扱手續を説明せん。

第二章 我國に於ける外國爲替銀行

我國固有の外國爲替銀行としては横濱正金銀行及臺灣銀行あるのみなれども

東京横濱及神戸には歐米各國の外國銀行の支店ありて、正金及臺灣の二銀行に對する保證事務に就ては別に英文を以て通信をなすの必要もなければ、外國銀行に對する場合には取引の敏活を圖る上に於ても、亦銀行其自身の名譽の上に於ても、相當の英文を以て信書の往復をなすに加かず。而して外國銀行の商號は日本語に於てこそ多少は知られ居れども、其本來の商號に就ては綴り方の誤謬など往々ある所なれば特に之を知り置くの要あり。左に之を示し置くべし。

一、横濱正金銀行

The Yokohama Specie Bank, Limited.

一、株式臺灣銀行

The Bank of Taiwan, Limited.

一、香港上海銀行(略して香上銀行とも云ふ)

The Hongkong & Shanghai Banking Corporation.

一、チャータード銀行(チャーター銀行とも云ふ)

The Chartered Bank of India, Australia & China.

一、ナショナル銀行

The National City Bank of New York.

一、インデペンデンス銀行(インデペンデンスと稱せらる)

Nederlandsch Indische Handelsbank (Netherlands India Commercial Bank)

一、N.I.S.銀行(略してN.S.と稱せらる)

Nederlandsche Handel Maatschappij (Netherlands Trading Society)

一、露亞銀行

The Russo-Asiatique (Russo-Asiatic) Bank.

一、獨亞銀行

The Deutsch-Asiatische (Deutsch-Asiatic) Bank.

第三章 輸出手形の支拂保證

第一節 擔保としての保證

信用狀若くは信用保證狀に基き振出さるゝ場合は別とし、我輸出商人が此等の

信用書式の便宜に浴し能はずして、逆爲替若くは荷爲替を取組む場合には、外國爲替銀行に對して相當の擔保金、若くは擔保品(主として確實なる有價證券)を差入れ或は確實なる保證人を立てしむるを常とす。荷爲替取組の場合には、荷爲替の擔保として輸出荷物の添付しあるものなれば、別に擔保を徵せらるゝことなきが如きも、是れ一を知て未だ二を知らざるの論にして、取組銀行の判斷如何により逆爲替取組の場合に比し、徵せらるべき擔保價格の少なきを以てすることあれども、時に全額の擔保を徵せらるゝことあるは勿論なり。又爲替銀行に於ては、全價爲替又は丸爲替と稱して送狀金額の全部に對し荷爲替を取組む場合あれども、時として送狀金額の七割とか或は八割とかを限り荷爲替取組を許すことあり。此等の事情如何により徵せらるゝ擔保の額は固より一定する所なし。

此場合輸出手形の振出人即ち逆爲替若くは荷爲替の取組人にして、其平素取引せる普通銀行の保證を以てせんか、擔保品若くは擔保金を差入るゝなく、取組銀行たる爲替銀行に於て爲替の取組方を承諾し、荷爲替の場合なれば全價爲替、逆爲替の場合なれば、取立てんと欲する金員全額の逆爲替を取組得ることゝなり、一方爲

替銀行に於ても全然其保證銀行の信用に依頼して、擔保品を鑑定する等の面倒を要せずして自他共に頗る便宜なりとす、固より保證銀行其者の信用程度にして十分ならざる場合には、如何に銀行の保證なりとても爲替銀行に於て承諾する筈なしと雖も、近年各外國銀行は此種の保證を寧ろ歓迎し銀行の保證あるものは大抵手形の買取方を快諾するものゝ如し。

第二節 保證の形式

銀行が輸出手形の保證をなす方法は二種の形式に於て行はる(甲)は爲替取組人の振出しに係る手形其ものに銀行自ら裏書をなし、爲替銀行に讓渡す方法(乙)は手形の裏書讓渡をなさず、何某の振出し取組に係る手形の不渡となる場合には、當行に於て之が支拂を引受く旨の記載をなしたる保證狀を差入るゝ方法なり。孰れの場合に於ても保證銀行が此手形の運命に就て保證債務を有するは一なれども、手形を裏書讓渡すは、振出人即ち爲替取組人の信用が日本に於ける普通銀行により補填せられ居ることを、赤裸々に海外の荷受人に窺知せらるゝの嫌あるを以て取組人の如何によりては之を喜ばざるの風あるのみならず、保證狀を差入れ置け

は其保證狀記載の金額及期間以内は一通の保證狀にて足るの便あり、唯(甲)法は簡單に手形に裏書するのみなれども(乙)法は保證狀を認むるの手續を要す。

第一款 裏書の方法

- 一、手形番號 第一號
- 一、手形金額 英貨一百磅
- 一、手形期限 一覽後三十日拂
- 一、引受人 倫敦ロンドン商會

右の如き手形の取組を神戸の香上銀行に於てなすに付、保證方を其振出人即ち取組人たる取引先大阪の大和商會より依頼せられたりとせば、取引銀行たる株式會社大阪商業銀行は左の如き爲替手形を振出さしむべし。但し實際は組手形と稱して同一の手形文句を記載したる二通若くは三通の連續手形を作成するものなるが、左記は唯一號即ち第一券の雛形を示したるに止る。

左記爲替手形の提供せられて裏書保證方差支なしとすれば左の如く裏書署名すべし。但し Pay to the order of.....の代りに Pay to the.....or order とし

三 錢
印 紙

BILL OF EXCHANGE.

No. 1 Osaka, 1st June, 1927.

Exchange for £100.— stg.

At thirty days' after sight of this First of Exchange
(Second unpaid) Pay to the order of the Osaka Syogyo
Ginko, Limited, Pounds One hundred Sterling only,
Value received.

Yamato & Co.

.....
Manager.

To Messrs. London & Co.

London.

第一號

三錢
印紙

爲替手形

一英貨 壹百磅也

右金額代リ金額收候ニ付此第一券(第二券支拂ハレザル時)御一覽後三十日限り株式會社大阪商業銀行殿又ハ共指圖人へ御支拂相成度候也

昭和二年六月一日

大阪

大和商會

倫敦

ロンドン商會殿

ても差支なし。

Pay to the order of

The Hongkong & Shanghai Banking Corporation.

For the Osaka Commercial Bank, Ltd.

.....

Manager.

聞く所によれば此種の裏書保證をなす普通銀行の内には、内地銀行業務に於て行はるゝ裏書と全然同一の形式に據り社印、支配人印等の印章を捺押して外國銀行に提出するものある趣なるが、這是裏書其ものゝ效力に於て何等の不都合なきも銀行間の禮法に於て寧ろ推奨するに足らざる取扱法にして、斯かる場合には常に英文を以て裏書するを宜しとす。即ち豫め讓渡銀行名を空白の儘となしたるゴム判を作り、使用の都度讓渡銀行名を書き入れ、且支配人若くは權限を有する者が英文署名すれば足るが如くになし置けば執務上頗る便ならん。裏書をなすべき場合は、手形の裏面なれば何處にても差支なかるべきも、是連自

Yokohama,.....19.....

To the Manager,
The.....Bank,
Yokohama.

Dear Sir,

In consideration of your negotiating a draft (a draft or drafts) at.....days' (.....months')sight by.....of.....on Messrs.....with documents deliverable on payment (acceptance) for any sum (sum or sums) not exceeding Yen.....only, we guarantee the due payment of such bill (such bill or bills) and in the event of dishonour to retire same in Yokohama on receipt of advice to that effect at the Bank's current T.T. selling rate on.....plus charges.

This letter of guarantee is to be available formonths from this date.

I am, Dear Sir,
Yours faithfully,
For the.....Bank.
.....
Manager.

圖 三 第

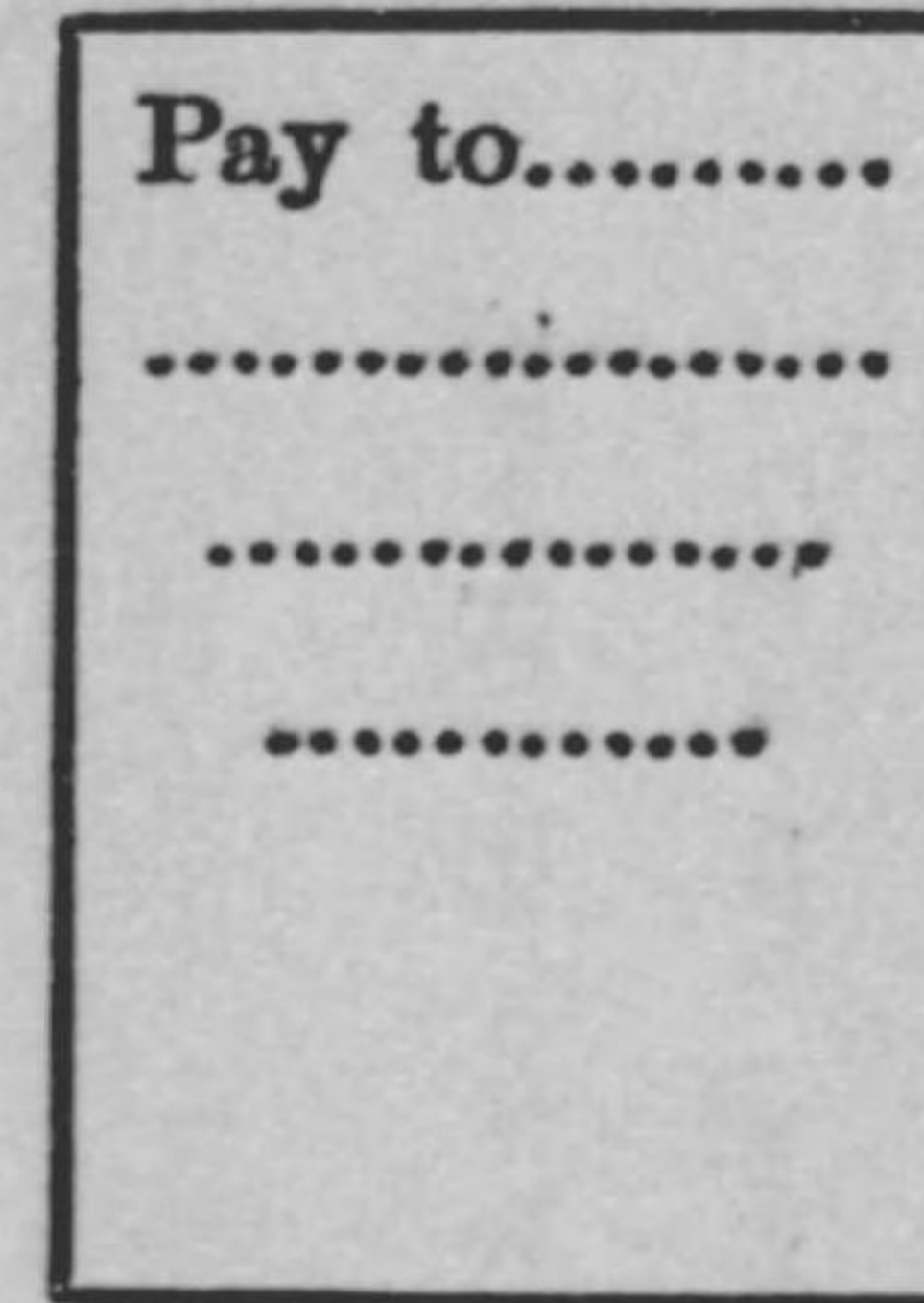


圖 二 第

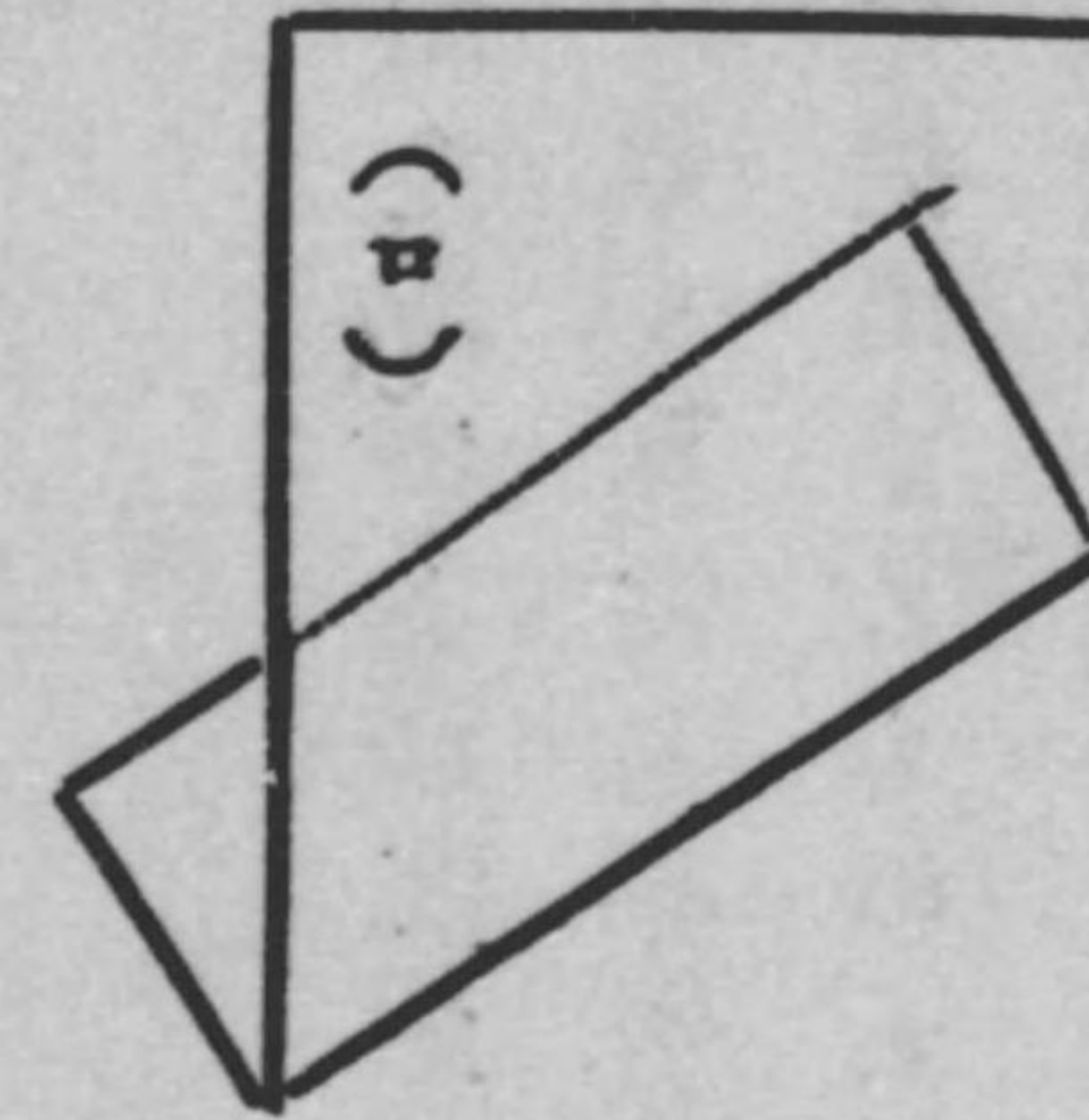


圖 一 第

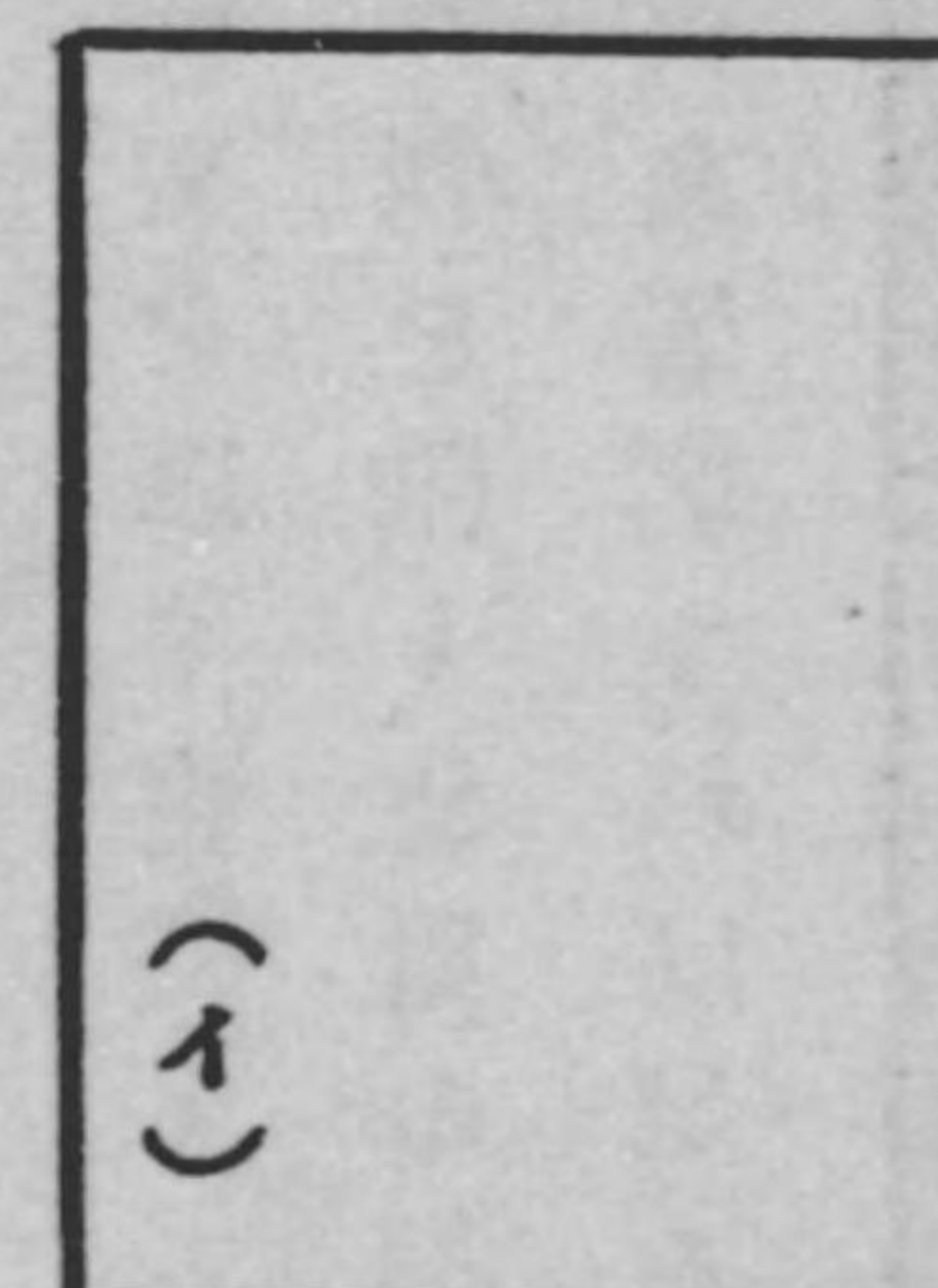


圖 際 爲 替 實 務 註

ら一定の慣習あることを認めざるべからず、即ち英文の爲替手形用紙は扁平の長方形なるが、此手形用紙の上部左隅の一角を押へ、下部右隅の一角を前に折返し以て現はれたる手形の裏面上部へ、餘り空白を存せしめずして裏書するを一般の通則とす。例へば第一圖中(イ)の部分は振出人の署名ある部分なるが、之を右に示せる如く前に折返せば(イ)の部分は第二圖の如く(口)の部分に裏となりて來るべきを以て、第三圖の如く裏面の上部に裏書を施すべし。即ち振出人の署名せる表面の部分と裏書とは直角に用紙を隔て、相交るなり。手形裏面の中央若くは下部若くは横に、勝手氣儘に裏書するが如きは多く行はれざる所なり。

第二款 保證狀の差入

前款の如く手形に裏書保證をなさざる場合には、銀行

Yokohama Bank

(文 譯)

一爲替取組高	金何圓也
一手形期限	一覽後何日拂(何箇月拂)
一振出人	何地何某
一引受人	何地何商會
一荷物引渡條件	支拂渡(引受渡)

前記ノ爲替手形右金額ヲ限リ今回貴行ニ於テ御買取被下候ニ付テハ當行ハ茲ニ之ガ支拂ヲ保證シ且萬一引受人ニ於テ之ガ引受ヲ致サルカ或ハ支拂拒絕候場合ニハ右ノ趣御通知次第何地宛貴行ノ成行電信爲替賣相場ニヨリ換算ノ上諸費用ト共ニ横濱ニ於テ手形金額償還可仕候

追テ本保證狀ハ本日ヨリ何ヶ月間有效ニ御座候

年 月 日

横濱 銀行御中

横濱 何々銀行 支配人

は其取引先の爲替取組銀行に對し左の如き保證狀を差入るべし。但し本保證狀には保證金額に相當する収入印紙を貼用すべきは勿論取引先の振出す爲替手形の受取人は直接取組外國爲替銀行を以てすべきや明なり。即ち前掲爲替手形面に於ける

Pay to the order of the Osaka Shogyo Ginko, Limited.

の代りに

Pay to the order of the Hongkong & Shanghai Banking Corporation.

と記さしむるを要す。

右様式中説明を要すべきものあり。

(一)此保證狀が唯單に取引先の振出す一通の爲替手形に對すべきものなれば格別一定の金額以内なれば何通振出すも總て保證すべしと云ふ場合なれば括弧内にある如く a draft or drafts と記すべし。

(二)手形期限が一覽後何箇月拂なれば括弧内の如く.....months' sight 或は.....m/s と記す。

濱若くは神戸等の如く外國銀行が交換所組合銀行の一たる場合には相互に署名鑑を取替せあるを以て此必要なべきも、然らざるときは始めて保證をなすと共に此手續を怠る可からず。右に示せるものは其英文書式なり、

第四節 支拂保證をなしたる手形の送達

銀行によりては輸出手形の支拂保證をなしたる時は、其儘之を取組人たる取引先に交付し、取引先をして此手形の代り金を現金若くは小切手にて受取らしむるものあれども、此方法は餘りに推奨すべきものにあらず。即ち斯かる場合には保證銀行に於て直接爲替銀行と手形買渡しの取引をなし、手取金は銀行自ら之を受取り以て自行に於ける取引先の當座口に入金するを安全なりとすべし。通例外國爲替銀行には「勘定書」として輸出手形の買取をなす場合、手形と共に提出せしむる計算書あるを以て、此用紙中に記載しある文句を改め使用すれば手數少なかるべし。今次に此場合に用ふべき書式一二を示し置かん。

(例 一 第)

We enclose herewith Messrs. Yamato & Co.'s bill under our guarantee at 30 days' sight on Messrs. London & Co., London for £100.—with the Shipping documents attached, viz., 2 Inv., 2 1/P., 3 B/L, to be delivered against payment.

For the equivalent of which, Yen..... your cheque will oblige.

附錄 普通銀行の外國爲替保證事務

- 一手形金額 英貨壹百磅也
- 一手形期限 一覽後三十日拂
- 一振出人 大和商會
- 一引受人 倫敦、ロンドン商會
- 一附屬書類 送狀二通、保險證券二通、船荷證券三通
- 但シ支拂渡シ
- 當行保證ニ係ル前記手形差出シ候
- ニ付此代リ金.....圓.....
- 錢也貴行小切手を以テ御拂渡被下度候

	金手額形	左記爲替手形同封差出シ候ニ付右代リ金金……………圓……………錢也繁行渡貴行 小切手を以テ御交付被下度候 ……………銀行 支配人……………
	期限	
	支拂人	
	相場	
	日豫付約	
	代リ金	

(第二例)

Enclosed we beg to hand you the undernoted Bill :
 the equivalent of which viz: Yen—……we will
 thank you for your cheque in our favour.

For the……Bank, L'd.
 ……………
 Manager.

Amount of Bill.	Usance.	Drawee.	Rate.	Date of Contract.	Equivalent.

第五節 保證の解除

輸出手形の支拂保證をなしたる上は、其手形が支拂地に於て引受けられ期日相違なく支拂はるゝに非ざれば、取組爲替銀行に對し手形金額の償還をなさざる可からず、故に保證銀行は支拂保證をなしたる手形の運命に就て即ち其引受けられ及び支拂はるゝに就て最も重大なる利害關係を有するを以て、一度支拂保證をなしたる上は手形の運命に就て十分知る所あらざる可からざると共に、取組人即ち手形の保證を求めたる取引先に對する保證極度も一方に於て常に知るを要すべく一度支拂保證をなしたる手形を其手形期限の如何に關せず任意の期間内は保證を解除せざるに於ては、保證極度も徒に多きに上り保證銀行及び取引先自他共に迷惑を蒙むることとなるべし。手形が爲替銀行に於て買取られてより相當の期間經過後、取引先たる取組人若くは保證銀行が其手形の運命に就て、電話若くは書面若くは爲替銀行に至りて口頭にて聽くが如きは、爲替銀行に於ける當該係員に無益の手數を與へ頗る面白からざる結果を來すべきを以て保證銀行は保證したる手形を爲替銀行に送達すると共に、豫め手形の運命に就て報知する所あるべし。

きやう依頼し置けば、手形の支拂期日を確實に知り得られ其手形の支拂期日の翌日位に於て保證が解除せられたるものとして記帳整理すれば便宜多かる可し。右の場合に於ける依頼文を左に示さん。

(第一例)手形引受ノ節ハ御一報ヲ乞フ

Please advise when the bill has been accepted.

(第二例)先方ヨリ通知有之次第満期日御一報ヲ乞フ

Please favour us with the date of maturity when advised.

(第三例)同上

Please favour us with the fate of the bill when advised.

但し保證銀行は其保證したる手形の支拂地如何に鑑み、豫め概算豫定期日 (Approximate due date) を算出し置くこと固より必要なり。這是賣渡したる日以後に於ける支拂地宛郵便船の締切日を新聞紙にて知り、此日より起算して左の如き概算郵便日數を加へ、手形期限に應じて概算豫定期日を算出し置くべし。

一、倫敦 米國經由三十五日 西比利亞經由二十四日

- 一、紐育 晚香港經由十八日 其他の地點經由二十四日
- 一、桑港其他太平洋沿岸 十八日乃至二十日
- 一、晚香港其他附近の地點十二日乃至十五日
- 一、布哇 十一日
- 一、上海 四日
- 一、香港 十三日
- 一、新嘉坡、卑南 二十日
- 一、馬尼刺 十五日
- 一、爪哇其他附近の地點 二十五日
- 一、古倫母 二十五日
- 一、印度、蘭貢、盤谷等 三十日
- 一、濠洲 三十日以上三十五日
- 一、新西蘭 四十日

例へば六月一日倫敦拂の一覽後三十日拂の手形を保證して賣渡したりとし、倫

敦宛郵便物の締切日(米國經由)が同月三日なりとすれば

六月三日に概算郵便日數三十五日を加へたる七月八日は此手形の倫敦に到着すべき豫定日なるを以て、之に手形期限三十日を加へたる八月七日が概算豫定期日

となるが如し、尤も英國其他の各地にありては恩惠日なるものあれども前記日數中に計上しあれば別に之を考量するの要なし。

第六節 輸出荷爲替手形保證上の注意

前記第二節第二款に於て「引受渡」及「支拂渡」の語ありたるが「引受渡」とは手形の引受と共に擔保荷物を引受人に交附し、「支拂渡」とは手形の支拂に對し之を引受人たる支拂人に交附する荷爲替荷物の處分法を云ふ。元來手形は引受けられたりして支拂期日に於て果して支拂はるゝや否やは未知數なり、引受人の確實なる者たる場合は別として、左もなき時には「引受渡」とする方法は保證銀行に於て十分の注意を拂ふ必要あると共に、此點に關する注意不注意は懸て保證銀行其自身の頭上に來る危険の大小を意味するものなりと知るべし。

第七節 手形金額の償還

保證したる手形が支拂地に於て引受若くは支拂を拒絶せられ不渡りとなりたる時は、取組爲替銀行の許へ海外の關係店より其旨を電報し來るを以て、爲替銀行よりは更に手形金額の償還方を請求し來るべし。

第二款所載の保證狀文言中に「何地宛貴行の成行電信爲替賣相場により換算云々」の文字あるは、手形が支拂地の通貨即ち外國貨幣を以て振出されたる場合に於て、若し始めより我通貨たる圓を以て手形金額とすれば斯く換算するの要なきなり。又我國に行はるゝ商法の著書中に償還すべき手形金額の換算爲替相場は實際不渡となりたる時の日に於ける爲替相場を以てすなどの記載あれども支拂地の遠隔なる場合には通常不渡となりたる旨の電報に接する日が事實一日後ることあり。此等の事柄に就ては、各爲替銀行間に一定の慣習なく種々相異なるものあるが故に、保證銀行は其極めて不當なる要求に接せざる限り、爲替銀行の請求に應じて償還の支拂をなすべきなり。

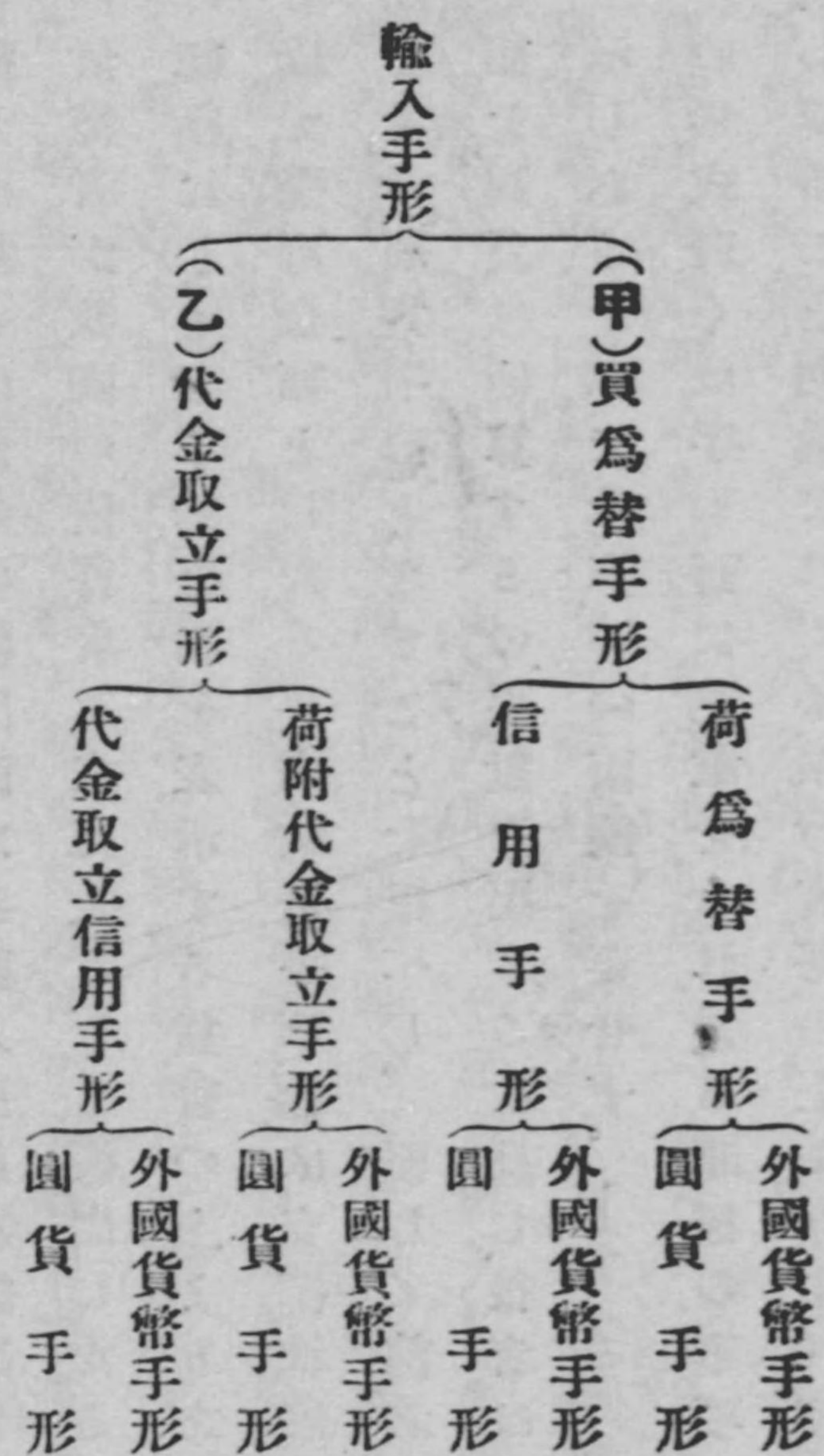
第四章 輸入手形の支拂保證

第一節 輸入手形の意義及び其種類

茲に輸入手形とは海外の輸出商が我輸入商に宛振出したる荷爲替手形若くは海外の債權者が我國の債務者を名宛人として振出したる信用手形即ちクリーン・ビルの總稱にして、其手形金額を表示する貨幣の上より之を觀れば、一は振出地の通貨を以て手形金額としたる外國貨幣手形、他は支拂地即ち我國の通貨を以て手形金額とせる圓貨手形となすことを得べし。而して前者は所謂利付手形に當り手形金額を圓貨に換算するの手續を要するに反し、後者は固より圓貨を以て手形金額を示しあるを以て換算等の面倒を要せず。

手形の形式若くは手形面に記載せられたる諸種の事項より、手形を種々の分類に區別し得ること勿論なれども、銀行實務の上よりすれば右の分類に據るを以て最も適當なりとす。而して斯く手形金額を表示する貨幣の上よりする二分類は、輸入荷爲替手形及び輸入信用手形の上に之を認め得べく、結局輸入手形の分類は

荷爲替の有無及び手形金額を示す貨幣の如何により次の如く認むることを得るなり。



然れども普通銀行が實際支拂の保證をなすべき輸入手形は、上記分類の内甲目に屬するものゝみに限られ、代金取立輸入手形は保證を必要とする場合なきこと勿論なり。即ち輸入手形の支拂保證は、海外の銀行に於て買入爲替として取扱はれたる外國貨幣若くは圓貨を以て手形金額を記載したる荷爲替手形若くは信用

手形の二種類の上に行はるゝものと謂ふべきなり。

第二節 手形の支拂保證

内國銀行業務に於ては取引先の振出したる約束手形の支拂保證をなすこと往々あれども、外國爲替業務に於ては單獨に手形の支拂保證をなすことなきが如し蓋し海外の銀行に於て輸出商が我國の輸入商に宛て振出したる爲替手形を買入るゝ場合輸出商及び輸入商の身許信用等を十分明にする必要あり。即ち手形關係人の信用情態は海外の爲替買取銀行に於て第一に考慮せらるゝ必要條件なり。故に爲替が海外の銀行を経て取組まれ、我國の輸入商に宛て振出されたる爲替手形が我國に於ける取立受託銀行の手許に送達せられて、輸入商より引受を受くるに當り、其引受けらるべき手形の運命に就て何等の故障なからしめんがため、特に輸入商の取引銀行をして其手形の支拂保證を強要するが如き事は全く是れあるべき道理なきなり。輸入手形の支拂保證を要求せらるゝは、是れより先に何等かの原因若くは事由が存せざるべからず、何等の原因も是れなくして、唯單獨に輸入商の支拂能力を確保し手形の支拂を確實ならしむるがために、引受を求むると同

時に輸入手形の支拂保證を必要とする場合は全く之を認め得ざるなり。換言すれば輸入手形が全く原因なくして直接に其支拂保證を必要とする場合は、輸入手形が輸入商により一度引受けられたる後に於て其引受人の支拂能力に就て疑を挟むべき餘地の存したる場合引受人を逆境裡より救援するがために取引銀行によりて支拂保證をなすが如き際に於て獨り認むることを得るなり、要するに輸入手形の支拂保證なる事實は

(甲)信用保證狀又は信用指圖書等に對し保證をなすにより、此等の信用書式に基き振出さるべき手形の支拂を間接に保證するか

或は

(乙)支拂渡し]の條件を以て取組まれたる荷爲替手形を、輸入商が引受くるに當り「引受渡しの條件となさんがため支拂保證を必要とするか。

或は

(丙)荷爲替荷物は直接輸入商の許へ送附し、手形は荷物なしにて即ち信用手形として振出し取組まるゝがため引受と共に支拂の保證を要する

等の場合に始めて認め得らるゝものにして、此等の場合とても

(乙)は之と同時に通例は彼のトラスト・レシートに保證をなして差入るゝを要し(丙)は輸入商の信用十分なる場合にのみ限られ、寧ろ例外と稀するに足るべく孰れにもせよ唯單に支拂人の支拂能力を直接に且單獨に確保するため、往々我内國銀行業者の行ふ所の手形の支拂保證の如きことは、外國爲替業務に於て通例見るを得ざる所なり。換言すれば外國爲替業務に於て行はるゝ輸入手形の支拂保證なるものは前記(甲)の場合の如く他の保證狀に依りて將來に於ける手形の支拂を豫め保證し置くか、或は(乙)若くは(丙)の場合の如く輸入爲替事務取扱上の變則に對して手形の引受と共に行はるゝものにして、單獨に手形の支拂保證は行はれざるものとす。讀者若し外國爲替に於ける輸入手形の支拂保證を以て我内國銀行業務に於ける其れと全然同一なりとせば其誤りや蓋し尠しとせず。

叙上の理由に基き本章に於ては之より以上説明するを略し、以下諸章に於て信用保證狀其他の保證事務を説明するに當り、其輸入手形と關係を有する場合種々の方面より詳細叙述することゝせん。

第五章 信用保證狀(信用指圖書)及信用狀の發行依頼に對する保證

第一節 信用書式の發行依頼に對する保證の意義

緒言に於て述べたるが如く銀行が輸入商の爲めに海外の商人若くは金融業者に對し信用を保證して、海外に於ける日本宛輸出荷爲替取組の便を與ふるは即ち信用上の保證にして、此種の保證は即ち信用保證狀若くは信用狀と稱する信用書式の發行事務に外ならざるものなるが、本章に云ふ信用書式に對する保證とは、我國の輸入商が海外より輸入荷爲替を取組みしむるに當り、必要なる信用上の保證を外國爲替銀行より得るに付、之に對して、必要なる保證をなすを謂ひ、即ち輸入商が外國爲替銀行より受くべき信用上の保證に對して、輸入商のために更に信用上の保證を與ふるの意にして、略言すれば信用上の保證の又保證なり。

信用保證狀と云ひ、信用指圖書と云ひ、或は信用狀と云ひ、孰れも信用上の保證書たる點は一なれども、前二者と後者とは其將來に於ける信用保證者たるべき外國

爲替銀行の責任に於て大に異なる所あるを以て、實際上所謂信用狀は我輸入貿易の上に於ては前二者に比し其使用の範圍頗る狭小にして、輸出貿易に於ける程の勢力を有せず。以下此等の各種に就て説明する所あらん。

第二節 信用保證狀及信用指圖書

信用狀にあらずして信用上の保證をなす書式は外國銀行に於いて之れを信用保證狀 (Letter of Guarantee) 略して L/G) と謂ひ、正金銀行にては信用指圖書 (Letter of Instruction) 略して L/I) と稱せり。共に其實質に於て大差あるなし。

第一款 信用保證狀

其形式次に示すが如し。

信用保證狀

第.....號

今回貴行.....店ニ於テ總額金.....ニ對シ在.....殿ヨリ當店宛振出シニ係ル一覽後.....
 ...箇月ヲ超ヘザル爲替手形ニシテ本日ヨリ.....箇月以内ニ御買取被下候ハ、呈示ト共ニ之ヲ引受ケ且期
 日無相違該手形日附ヨリ其代リ金ノ.....ニ回金サルベキ豫定到着日迄年.....歩ノ割合ヲ以テセラレ
 タル附帶利息ト共ニ貴行.....宛參着賣相場ヲ以テ換算ノ上支拂可申候

該手形取組ニ際シテハ.....殿ニ於テ右手形ノ引受及支拂ニ對スル根抵當トシテ輸出貨物.....ニ
 對スル船積證書、送狀及海上保險狀一切ヲ貴行ニ差入レ可申候ニ付貴行ニ於テ必要ト認メラレタル場合ニ於
 テハ右貨物ヲ便宜御賣拂相成右賣拂代金中ヨリ運賃、保險料(若シ貴行ニ於テ保險ヲ付セラレ候ヘバ及)常規ノ手数料諸雜費御引
 去リ正味手取金ヲ以テ該手形支拂金ニ御充當相成候共異議申立間敷萬一右ニシテ不足ヲ生ジ候節ハ右ニ關シ
 當社並ニ其他ノ關係人ニ對シ償還ノ御請求相成候テ聊カ差支無之候尤モ本文正味手取金ノ儀ハ右ノ外前記貨
 物ニ對シ付シ候保險證書ニヨル賠償金額ヲモ意味シ候次第ニ有之此儀御承引置被下度候

尙貨物ノ海陸運送中若クハ其到着後ニ於テ或ハ貨物ノ無保險タルタメ或ハ貨物ノ品質不良若クハ價值ノ劣等
 ナルタメ或ハ品質及價值ノ誤謬或ハ輸出者若クハ其他ノ者ニヨリセラレタル積出ノ停止若クハ延滞等ヨリ生
 ズル總テノ損害ニ對シテハ貴行ニ於テ何等ノ責任ヲ有セラレザルノミナラズ船積證書ヲ可差出本文ノ規約ハ
 貴行ニ對スル保障ト可相成次第ニ御座候ニ付右船積證書ノ價值ガ御買取相成候手形ノ支拂金額ニ對シ十分若
 クハ不十分ナリトモ貴行ニ於テ手形御買取相成候上ハ上記ノ如ク總テ責任ヲ負ヒ可申候

尙上記附屬爲替書類(當社ニ御交付ノ儀ヲ條件トシテ引受ケ致候節ハ右條件ノ通り履行致シ期日無相違支拂
 可申且右船積證書若クハ正味手取金若クハ其他ノ委任貨物ノ處置ニ關シテハ右手形振出人及若クハ裏書人タ
 ル前記.....殿ト御協議ノ上御手續可然御取計置被下度候且本文手形御買取ノ儀ハ貴行.....店ニ
 於ケル任意事項タルコトヲ承知仕候

信用保證狀仍テ如件

年 月 日

依頼人

横濱 三井銀行御中

荷爲替買取日附	買入番號	手形金額	使用殘額	附屬書類明細

LETTER OF GUARANTEE No.

Yokohama, 19.....

To The CHARTERED BANK OF INDIA, AUSTRALIA & CHINA.

In consideration of your at months after sight Negotiating the Draft or Drafts, at a term not exceeding months after sight drawn or endorsed by for any sum or sums not exceeding I/we hereby agree duly to accept the same on presentation, and pay the amount thereof at maturity, provided such Draft or Drafts shall be negotiated within months from this date, with interest added at % per annum from date of bill to approximate date of receipt of remittance in at your rate for Bank Demand Drafts on At the time of negotiating the above Drafts,

..... will hand over to your Bank, under hypothecation, as collateral security to you for the due acceptance and payment thereof, Bills of Lading for Invoice and Policy of Marine Insurance and I/we agree that, in case of need you shall be at liberty to sell the said merchandise, and apply the net proceeds (after deducting Freight, and Insurance if effected by you, and the usual Commission and Charges) towards payment of the said Drafts, without prejudice to your recourse thereon against me/us and all other parties for any deficit. The word proceeds is to be understood to include the amount recoverable under any Insurance policies covering the said merchandise. It is further agreed that you are not to be responsible for any loss or damage which may happen on

to said merchandise, either during its transit by sea or by land, or after its arrival or by reason of the non-insurance thereof, nor for any deficiency in the quality or value, nor, for any incorrect presentation of the quality or value thereof nor for the stoppage or detention thereof by the shipper, or any other person whatsoever, and inasmuch as the above stipulation for handing you Bills of Lading is intended for your security, I/we agree to be liable as aforesaid on the negotiation of such Drafts with your Bank, whether the Bill or Bills of Lading handed be or be not of sufficient value to cover any advances made by you on negotiating such Drafts; and further, in case of my/our accepting such Drafts conditionally on your handing over the aforesaid documents to me/us, I/we undertake to pay the said Drafts at maturity, on performance of such condition, and I/we authorize you to make such arrangements as you think proper with the said drawers and/or endorsers, touching the disposition of such Bills of Lading, or the proceeds thereof, or of any goods consigned thereby. It is further agreed that the negotiation of the Draft or Drafts above referred to shall be optional on the part of your.....

PARTICULARS OF BILLS NEGOTIATED.

Table with 5 columns: Date of Negotiation, Agency No., Amount of Bill, Balance unused, Particulars of Documents Received.

例 一 第 (言文證保) 狀込申書圖指號 C

附錄 普通銀行の外國爲替保證事務

C.....

就テハ右爲替手形御呈示次第當拙者ニ於テ直ニ支拂引受ヲナシ期日無相違支拂
 可申候萬一該商品延着又ハ品違其他如何ナル事情相生ジ候トモ聊カ貴行ニ御
 迷惑御損耗相掛申間敷候也
 右御依頼申候也

年 月 日 依頼人

横濱正金銀行御中

追テ本文積荷海上保險ハ

(一) 本邦ニ於テ
 (二) 告地(Declaration)ヲ爲ス地)
 (三) 荷出人於テ契約可仕候

會社ト特ニ契約有之ニ御座候
 Open Policy
 御座候

拜啓左記手形振出人ヨリ船荷證券海上保險證券及「インダオイス」ヲ相添ヘ
 當拙者宛左記ノ通り荷爲替取組方貴行 出張所へ申出候節ハ其「インダ
 オイス」面金額ニ據リ荷爲替御買取相願度ニ付同 出張所へ其旨御指圖被成下
 度候

手形振出人
 手形宛人
 手形種類
 支取極度額
 爲替取組品名
 積出商期間
 爲替取組品名

C.....

Yokohama,.....19.....

To The Yokohama Specie Bank, Limited.
 Yokohama.

Dear Sirs,

I/we request you to forward instructions by Cable/Mail to your.....office to purchase draft or drafts as follows:—
 Drawn by.....
 Upon.....
 At usance of.....
 To be drawn in.....
 To the extent of.....say.....
 For invoice cost of shipment of.....
 Not later than.....
 accompanied by a full set of shipping documents, viz:—
 Bills of Lading, Invoices, and Policies of Marine Insurance relating to the above mentioned merchandise ordered by me/us.
 In consideration of such draft or drafts being purchased by your Bank, I/we hereby engage duly to accept and pay the same at maturity, and undertake to hold you harmless from any damage or loss in consequence of such shipment or shipments being delayed, or the goods turning out on arrival to be of defective quality or wrong description, or under any other circumstances whatsoever.

Yours faithfully,

國際爲替實務誌

例二第 (言文證保) 狀込申書圖指號C

C.....

印紙

證

手形振出人
手形支拂期限
手形面貨幣種類
爲替取組極度額
積出商品名
爲替取組期間

前記手形振出人ヨリ船荷證券海上保險證券及「インダオイス」ヲ相添へ當社者宛
前記ノ通り荷爲替取組方貴行 支店 へ申出候節ハ其「インダオイス」
面金額ニ據リ荷爲替御買取相願度ニ付同 支店 へ其旨御指圖方御依頼申候處御
承諾被成下候ニ付テハ該爲替手形御呈示次第 支店 於テ直ニ支拂引受ヲナシ期
日無相運支拂可申候萬一該商品延着又ハ品違其他如何ナル事情相生シ候共聊カ
貴行ニ御迷惑御損耗相掛申間敷候仍而證書如件
年 月 日 依頼人
萬一依頼人ニ於テ前記ノ義務ヲ果サハルトキ 當社者ニ於テ之ヲ引受ケ直ニ其義務
ヲ履行可致候 保證人

橫濱正金銀行御中

迫テ本文積荷海上保險ハ

(一) 本邦ニ於テ 會社ト特ニ契約済ニ御座候
(二) 於テOpen Policyニテ契約有之保險通
告地(Destination)ヲ爲ス地)ハ
(三) 荷出人ニ於テ契約可仕候

發行承諾書

C第.....號

拜啓(何日付)(第何號)貴信ヲ以テ御依頼ノ趣委細拜承仕候仍テ(何某殿)振出
貴社宛ノ爲替手形(本年何月何日)限り弊行(何々)支店ニ於テ買取可申様同 支店
へ指圖可仕候尤モ當事者ノ利害ニ關シ何等差支ナキ場合ニ限り何時ニテモ當行ハ
任意之ガ取消ノ權ヲ茲ニ留保致置申候ニ付豫メ御承知置被下度右得意候

年 月 日

橫濱市

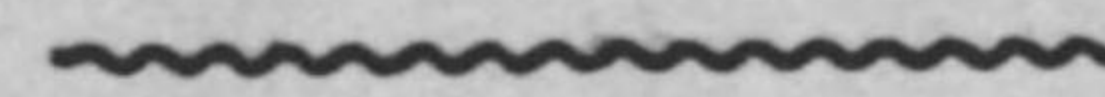
橫濱正金銀行

支配人

.....殿

THE YOKOHAMA SPECIE BANK: LTD.

C. No.....



Yokohama,.....19.....

To.....

.....

Dear Sir,

In accordance with your application No..... of.....we shall have the pleasure of instructing our.....Branch/Agency to negotiate the drafts drawn by.....on your good-self/ves, if offered before.....19.....

We reserve to ourselves the option of cancelling at any time if deemed expedient in the interest of the parties concerned.

Yours faithfully,

For The Yokohama Specie Bank, Ltd.,

.....Manager.

第二款 C 號信用指圖書

正金銀行にては荷爲替信用指圖書を別ちてC號及びB號の二種とせり。次に示す所のものはC號信用指圖書(C Form Instruction)と稱するものなり。

右の如くC號信用指圖書の差入申込狀は保證文言を有するものと有せざるものとの二種ありて、普通銀行が其取引先の依頼に應じて信用指圖書の開始に對する保證をなす場合には、前掲二書式の内第二例を使用するを常とす。而して正金銀行に於て輸入商の申込に應ずる時は其者に對し前掲の承諾書を交付し與るゝなり。

第三款 信用保證狀及指圖書の實質

前葉に於て示したる形式に依り十分明に知らるゝ如く信用保證狀と云ひ、或は信用指圖書と云ふも其内容は全く相同じくして、即ち海外に於ける輸出者が我國の輸入商に宛て振出したる荷爲替手形の買取方を依頼し、之と同時に斯く振出されたる手形に就ては其手形の呈示と相俟つて之が引受をなし且輸入貨物の延着品質の相違其他如何なる事情の生ずるも此信用書式の下に行はれたる輸入爲替

に就ては、依頼人たる輸入商に於て全然責任を有することを誓言したるものに外ならざるなり。

従つて此等の信用書式に對し普通銀行が輸入商たる取引先の爲めに保證をなせば、此書式に基き將來海外の輸出商より我輸入商に宛て振出し來る荷爲替手形即ち輸入手形の引受及支拂の保證債務を負ふは勿論、輸入貨物の延着、品違其他取引に關聯して起ることのあるべき總ての事柄に就ても亦責任を負はざる可からざることとなる。換言すれば單獨に輸入手形の支拂保證をなすこと若し斯かる場合ありとすれば、恰かも輸出手形の保證をなすが如しとせば、信用保證狀若くは信用指圖書の保證は普通銀行の負ふべき責任の上より觀て前者の場合より一層大なることとなるなり。要するに輸入手形の支拂保證と信用保證狀若くは信用指圖書の保證とは全然均等のものに非ざると共に後者の保證をなしたる上は當然此等の信用書式に據り將來振出さるゝことのあるべき荷爲替手形即ち輸入手形の支拂保證をもなすものに外ならざるなり。即ち單獨に輸入手形の支拂保證をなさずして信用保證狀若くは信用指圖書の保證をなしたる時は、此等の信用書

式に對する保證が主たるものにして輸入手形の支拂保證は従たるべく、此等二者は互に因果關係を有するものなり。而かも今日の實際に於て輸入手形の支拂保證の行はるゝは將來に於て輸入手形の發生を促すべき使命を有する信用書式の保證を前提とせるものにして、斯くして輸入爲替に對する金融の調節も完全且圓滑に行はるゝなり。

第四款 B號信用指圖書

第二款に於て示したる正金銀行のC號指圖書なるものは海外の輸出商より我國の輸入商に手形を振出さしむる權限を與へたるものなれども、比較的信用の十分ならざる我輸入商を相手として海外の輸出商が手形關係人の一員となることを喜ばざるの傾向あり。即ち正金銀行のC號指圖書若くは第一款に示したる信用保證狀に據り輸出爲替を取組むことは海外の輸出商により動もすれば躊躇せらるゝの風あり。此事由に鑑み正金銀行にては、我輸入商の便宜を圖り海外の輸出商が輸出品を積出すも自ら手形上の關係人たることなく、之に關する一切の船積書類を海外に於ける正金銀行の支店若くは出張所に提供して輸出品の代金を

(例 一 第)

B.第式第 號

第 號

拜啓陳ハ今般抽者ヨリ
 ニ關スル船積證券正副一式海上保險及「インヴオイス」ヲ貴行
 オイス「ヲ確實トシ同支 出張所ニ於テ其代リ金ヲ一回又ハ何回ニテモ同人
 ニ對シ貴行 出張所ヨリ 出支所ニ於テ負擔可致ニ付本文手形面ニ御加算相成度候
 要スルトキハ印紙稅ハ 抽者ニ於テ負擔可致ニ付本文手形面ニ御加算相成度候
 出張所ハ郵便ヲ以テ御指圖相成度候

- 一商 品 名
- 一手 形 期 間
- 一手 形 種 類
- 一爲替取組期限
- 一取組極限額

貨ニテ振出ス事

右爲替手形貴行へ到着ノ上ハ御呈示次第 抽者ニ於テ直チニ引受ヲナシ期日無相違仕拂可申候萬一該商
 品當地着ノ上不正又ハ品違等ノ事發見致候トモ貴行ニ對シ聊カ苦情申出問敷又本件ニ關シ總テ如何ナ
 ル場合ニ於テモ貴行ニ御迷惑御損耗相掛申問敷此段御依頼尙得貴意候 草々敬具

年 月 日

橫濱正金銀行御中

(例 二 第)

B.號式第 號

印 相 當

第 號
 商 品 名
 手 形 期 間
 手 形 種 類
 爲替取組期限
 取組極限額

貨ニテ振出ス事

今般抽者ヨリ
 リ右商品ニ關スル船積證券正副一式海上保險證券及「インヴオイス」其他必要書類ヲ貴行 出張所へ差
 出候節ハ其「インヴオイス」ヲ確實トシ同支 出張所ニ於テ其代リ金ヲ一回又ハ何回ニテモ同人 受取證ニ對シ
 御支拂被成下右ニ對シ貴行 出張所ヨリ 出支所ニ於テ負擔可致ニ付本文手形面ニ御加算相成度候
 使用ヲ要スルトキハ印紙稅ハ 抽者ニ於テ負擔可致ニ付本文手形面ニ御加算相成度候
 出張所ハ郵便ヲ以テ御指圖相成度候就テハ該爲替手形貴行へ到着ノ上ハ御呈示次第 抽者ニ於テ直チニ引
 受ヲナシ期日無相違御支拂可申候萬一該商品當地着ノ上不正又ハ品違等ノ事發見候トモ貴行ニ對シ聊カ
 苦情申出問敷又本件ニ關シ總テ如何ナル場合ニ於テモ聊カ貴行ニ御迷惑御損耗相掛申問敷候仍面證書如件
 大正 年 月 日 依 賴 人

橫濱正金銀行御中

保 證 人

追テ本女積荷海上保險ハ
 (一)本邦ニ於テ 會社ト特ニ契約済ニ御座候
 (二)於テ Open Policy ニテ契約有之保險通告地
 (三)荷出人ニ於テ契約可仕候

附錄 普通銀行の外國爲替保證事務

領收書と引替に受取り、此貨物に關する一切の責任を我輸入商の上に嫁せしめ、之と同時に船積書類の提供を受けたる正金銀行の海外支店若くは出張所が右の輸出商に代り、自ら手形の振出人となり、我輸入商を支拂人とせる荷爲替手形を振出すことゝしたるものが即ち所謂B號指圖書と稱する所のものなり。前掲は之が發行依頼書の雛形を示したるものなり。

普通銀行が其取引先のためにB號信用指圖書の發行に對して保證をなす場合には、第三款C號指圖書の場合と同じく前掲書式の内保證文言を記載しある第二例書式を使用すること勿論なるが、此差入申込證に對し左の如きB號信用指圖書の原本を關係店に宛て發行して我輸入商に交付し與るゝなり。

(註) C號指圖書の場合に於ては差入申込證に對し承諾書を作成交付するも、B號の場合には承諾書を發行せずして本書の如きB號指圖書なるものを交付し與るゝなり。此手續上の上に於てもC號とB號とは相違あることを注意すべし。

ORIGINAL

B
The Yokohama Specie Bank, Ltd.

B
No..... Yokohama,.....19.....

To
The Yokohama Specie Bank,
Limited.
.....

Dear Sir.

You are hereby instructed to pay.....
.....
any sum or sums not exceeding in all.....
.....against.....
receipt or receipts in triplicate two of which must be sent to us, provided that such receipt or receipts be accompanied by a full set of shipping documents consisting of Bills of Lading filled up to order and blank endorsed, Invoice and Policy of Marine Insurance, relating to the shipment of.....for order and on account of the party undermentioned.

For the reimbursement of the amount thus paid you are to draw at.....sight upon.....with whom all the necessary arrangements have been made here.

All the sums, paid under this Instruction must be written off on the back hereof and drafts *must be marked* as drawn under Instruction B No.....dated Yokohama,19.....

This Instruction is to be in force until/during.....from this date.

Yours faithfully,
For The Yokohama Specie Bank, Ltd.
.....Manager.

附錄 普通銀行の外國爲替保證事務

B第.....號

B 號信用指圖書(原本)

(何地)(何某)殿ヨリ差出候領收書ニ對シ總額.....ヲ限リ何回ニテモ同人へ御支拂被下度茲ニ御指圖書上候
右領收書ハ共ニ參通ヲ作成セシメ内ニ通ハ當店へ御回付相成度且該書ニハ左記手形支拂人ノ註文ニ竝ニ勘定ニヨリ(商品)ノ輸出ニ對スル船積證書(船積人ノ指圖書トナシ且白地裏書トナスヲ要シ候)送狀及海上保險狀等一切ノ船積書類ノ添付ヲ要シ候

右御支拂金ニ對スル御填補トシテ既ニ當地ニ於テ必要ノ手續致シ置候ニ付(何地)(何某)宛一覽後.....拂手形更ニ御振出被下且右手形面ニハ橫濱.....年.....月.....日附B號指圖書第.....號ニヨリ振出ノ旨御記載相成尙御支拂各金額ハ本書へ御裏書被下度候追テ本書ハ本日ヨリ.....箇月間有效ニ御座候

年 月 日

橫濱正金銀行

支配人.....

橫濱正金銀行

(何地).....店)御中

第五款 B 號指圖書の實質

前掲差入證書及び指圖書の雛形より知らるゝ如く、B 號指圖書は海外の輸出商が我國の輸入商に註文品を積出すに付必要なる船積書類一切を正金銀行の海外支店若くは出張所へ差出す時は、同行支店若くは出張所に於て斯く提供せられたる船積書類中の一部なる送狀を確實なるものと看做し、輸出商の差出す代金受取る證に對し支拂をなし、之に對し船積書類一切及び右の受取證を附屬書類として、我國の輸入商宛 B 號指圖書の條件に基きたる手形期限を有する爲替手形を振出すことを指圖したるものにして、即ち此場合に於ける手形の振出人は正金銀行、引受人は我國の輸入商たるなり。

普通の信用保證狀或は C 號指圖書に據る場合は、手形の振出人は海外の輸出商引受人は我國の輸入商にして即ち手形關係人は正金銀行てふ銀行業者にあらずる普通の商人なれども、B 號指圖書に基く場合は手形關係人の一員は正金銀行てふ銀行業者たることとなるなり。

斯くの如く指圖書の如何によりて、手形關係人の構成に就て多少相異なるあれ

ども、普通銀行が保證をなすに付負ふべき責任の上に於ては信用保證狀たれ、C號指圖書たれ、又B號指圖書たれ孰れも異なる所なし。以下之に就て説明する所あらん。

第三節 保證銀行の責任

信用保證狀若くはC號指圖書差入證に於ては、輸入商は其證書の差入銀行に對して其銀行の海外支店に於て輸出商たる何某の自己に宛て振出したる手形の買取をなすに就ては、此手形の呈示次第之を引受け且期日相違なく支拂ひ且萬一輸入品に故障あるとも總て故障を申立てざる旨を約し、B號指圖書差入證にありては輸入商は、其の證書差入銀行に對して、其銀行の海外支店より輸入品の支拂代金の補填として振出されたる手形の呈示次第之を引受け期日相違なく支拂ふは勿論、輸入品の不正、品違其他如何なる事情あるとも、差入銀行に迷惑を與ふることなき旨を言明したるものなるが、其孰れも手形の運命に就て全責任を有することとを約したる點は共に一なり。故に輸入商が斯く言明して差入るゝ證書に對し更に輸入商の外に

萬一依頼人ニ於テ前記ノ義務ヲ果サザルトキハ當行ニ於テ之ヲ引受ケ直ニ義務ヲ履行可致候

旨を以て保證したる銀行は、固より輸入商の有する責任と同一の責任を負ふべきや論を俟たず。即ち叙上の信用書式中其何たるを問はず之に基き振出されたる手形にして、萬一引受人たる輸入商に於て引受を怠り若くは期日に於て支拂をなし能はざる時は、保證銀行に於て手形上の義務を負はざるべからざるは勿論、輸入商品に就ての故障に對しても、總て責任を有せざるべからず。

故に信用保證狀若くは信用指圖書差入證の保證銀行は、一度之が保證に立ちたる以上は、單獨に輸入手形の支拂保證をなすに比し、其有する責任の程度も多大なることを思はざるべからず。信用保證狀若くはC號指圖書の如く之に基き振出さるゝ手形の振出人が海外の輸出商たれ、或はB號指圖書の如くに之に據り振出さるゝ手形に就ては正金銀行てふ銀行業者が手形振出人となる場合たれ、保證銀行が此等の信用書式に基き振出さるゝ爲替手形の將來に於ける運命に就て手形上の責任を有する點は共に一にして此間何等の徑庭あるなし。

第四節 保證書式及び手形に對する保證銀行の責任

信用保證狀若くは信用指圖書差入證に對する保證銀行の責任と、此等の信用書式に基き振出さるゝ輸入手形に對する保證銀行の責任とに就て研究するの必要あると共に、保證銀行の責任を負ふべき期間と金額との二方面より考量するの要あり。

第一款 保證期間

信用保證狀若くは信用指圖書差入證には、通常其證書の日附より何月何日迄若くは何箇月間效力あるべき旨を記載しあるが、此有効期間たるものは即ち此等の銀行書式に依り海外の輸出商が我國の輸入商に對し手形を振出し得るの期間にして、同時に内地の保證銀行が此等の信用書式に對し一切の責任を負ふべき保證期間たるものなり。

斯くの如く信用書式の有効期間は、保證銀行が之に對し一切の責任を有する保證期間なれども、此等の信用書式に基き振出さるゝべき手形に對する保證期間にはあらず。今假に有効期間の末日が六月三十日なりとするも、信用書式に基き有

効期間の末日に於て手形が振出さるゝとせば、右の末日たる六月三十日より郵便日數及び其手形の期限とを合算したる若干の期間に對しては、保證銀行は手形上の責任を有せざる可からず、若し斯く振出さるゝべき手形が一覽拂なりとすれば實際郵便日數に對するだけ餘分の責任を負ひ、又手形が一覽後三箇月拂なりとすれば郵便日數の外更に手形期限たる三箇月間手形に對する保證上の責任を有すべき筈なり。又之に反して信用書式の有効期間が一月より六月末日なりとするも、之に基き振出さるゝべき手形が既に三月末日に於て全部振出し済とならば信用書式に對する保證期間も、亦之に據り振出さるゝ手形に對する保證期間も最初の期間たる六箇月より約三箇月だけ短縮せらるゝこととなるなり。

第二款 保證金額

保證の期間に就ては、前款の如く二方面より觀察するの要あれども、其保證金額全體の上より見て、毫末の増減なきなり。今假に信用極度額が英貨一千磅なりとすれば、保證銀行の負ふべき信用書式に對する保證金額は同じく一千磅たるなり而して、此信用書式に基き手形が海外に於て振出さるゝとすれば、手形が振出され

たるだけ其だけ信用極度額は減少するも、一方に於て同額の手形が振出さるゝを以て信用書式に對する保證金額は減ずるも、手形に對する保證金額の新に存するものあるを以て保證銀行の保證金額の上に何等の増減を來たさざるなり。實際信用書式に對する保證は、獨り之に據り振出さるゝ手形に對するのみならず、品物の相違、品質の劣等其他一切の故障に對し責任を有するものなれども、手形が之に基き振出され呈示と共に故障なく輸入商により引受けられ、品物に就ての故障も全く起らざる場合には、斯く手形が振出れたるがために保證銀行の有する責任は唯單に手形に對してのみの責任なるを以て、前の場合に比し責任の程度は幾分か輕しと謂はざるべからず。

今左に讀者參考の便に供せんがため叙上の事項を式にて表はし置く可し。

第一式

(甲)保證銀行ノ信用書式ニ對スル保證期間ニ信用書式ノ有效期間

(乙)保證銀行ノ手形ニ對スル保證期間 \equiv " \equiv 海外ヨリ手形ノ我國ニ到達スル郵便日數 + 手形期限

第二式

(甲)信用書式ニ對スル保證金額 \equiv 信用書式ニ基キ振出サル + 輸入品ノ品質其他一切ノ故障ニ對スル保證

(乙)手形ニ對スル保證金額 \equiv " \equiv "

第五節 信用狀の發行依頼に對する保證

以上各節を通じて述べたる所は、主として外國銀行に於て専ら行はるゝ信用保證狀及び横濱正金銀行の開始する二種の荷爲替信用指圖書の發行依頼に關する普通銀行の保證手續の概説に過ぎざるが、信用書式の他の一種にして而かも其大宗たる信用狀の發行に關する保證手續も亦叙上の説明と大差なし。

唯我國に於て發行せらるゝ銀行信用狀にあつては其之れに據り振出さるゝ手形支拂人として、既記信用書式の場合と異なり(甲)通例信用狀の發行銀行自ら之に當り或は(乙)信用狀の文言如何により我國の輸入商宛手形の振出さるゝ場合には發行銀行に於て期日相違なく支拂はるゝべき旨自ら保證をなし或は(丙)海外輸出地の如何により爲替決済上の便宜に鑑み、信用狀發行銀行の倫敦又は紐育本支店若くは代理店を手形の引受人として、支拂地を我國となさざる場合ありと雖も孰れにもせよ信用狀の發行銀行が斯く振出さるべき手形の運命に就て直接若くは

間接に全責任を有することは敢て異なる所なし。故に信用狀に基き輸入爲替の行はるゝ場合には、前記(乙)の場合を除外せば概して我輸入商は其據つて振出されたる手形其ものに就て直接手形上の責任を有せざるなり。此點は信用保證狀に基き振出さるゝ手形の場合と少しく差異ある所なれども、保證銀行としては、信用狀發行銀行に於て形式の上より其發行したる信用狀に基き振出されたる手形の引受人として支拂ふべき手形金額、若くは輸入商が手形の引受人として支拂ふべき手形金額に就て支拂の保證をなせる金額に對して、保證先たる得意先の支拂能力に就て責を有することは信用保證狀の場合と其理一なり。

彼の瓜哇より砂糖を、濠洲より羊毛類を我國に輸入し若くは之と相似たる輸入貿易の行はるゝ際には、前記(丙)の場合の如く往々信用開始銀行に於て手形の支拂地を倫敦とすることあり。此種の場合に於ては、通例手形の振出されて引受地たる倫敦に到達し、信用開始銀行の倫敦本支店若くは代理店に於て引受けらるゝや滿期日迄に我國の輸入商より並爲替を以て或は滿期日前少くとも數日前に、電信爲替を以て手形金額を回金し置き以て手形の支拂資金に豫め備ふるの手續を要

○ 振出さるゝ手形

することありて、此種の慣例は保證銀行に於て此種の信用開始の差入證書に保證をなす場合に當り豫め知り置くの必要あるべし。

要するに信用狀の一形式としては、前記の如く我輸入商が其據つて振出さるゝ手形の引受人となり、信用狀の發行銀行に於て之が支拂を保證すべき旨を以てするものありと雖も、概して言へば、信用狀の發行銀行自ら手形の引受人となり、我輸入商は全く手形關係人とならざるが如き形式の下に置かるゝこそ信用狀本來の形式なれば、我輸入貿易に關する金融調節上の一方法として信用狀の發行は各爲替銀行に於て齊しく喜ばざるの風なきにあらず。即ち事實上輸入貿易の上より生ずる輸入手形に對し直接の利害關係ある我輸入商が手形關係人の一員として表面に相存せざること、信用開始銀行は勿論保證銀行に於ても共に萬一の場合問題となる手形の直接關係人として輸入商を拘束し能はざるが如き不利益尠かからざるものと謂ふべく、各爲替銀行が進むで其發行を敢てせざる信用狀の發行依頼に就て普通銀行が輕々しく保證をなすことは十分の考慮を要する所なる可し。

第六節 信用狀の内容

附錄 普通銀行の外國爲替保證事務

我輸入貿易の金融調節の爲めに我國に於ける各爲替銀行が我輸入商の爲めに發行する信用狀は、其時の事情如何により任意に作成せらるゝのにして固より一定の形式とてあるものなし。横濱正金銀行に於ては往年發行せるB號、D號、E號及びS號等の信用狀に對し、近年多少の改正を施したるが如く、其現に使用せるものはS・C號、D號、E號及びD・C號なる符號を加へありて、他の爲替銀行に於て見るを得ざる程種々異なりたる形式を有せる信用狀を備へ居れり。茲には便宜上同行の信用狀に就て大略の説明を加へ以て本章を終ることとせん。

第一のC號信用狀

本信用狀は海外の輸出商に對し正金銀行の海外支店出張所に於て取組まらるべき我輸入商宛手形を振出す権限を與へたるものにして、此信用狀の條件に基き振出され取組まれたる諸手形は相違なく引受けられ、且満期日に於て支拂はるべき旨を發行店に於て保證したるものなるが、其内容は既記C號信用指圖書に保證文言を附記したるものと認めて差支なきが如く、此信用狀に據る場合には我輸入商は手形引受人として直接該手形上の責任を明に負はざるべからず。

第二のD號信用狀

此信用狀は海外の輸出商に對し正金銀行宛手形振出しの権限を附與したるものにして、此信用狀の條件に基き振出されたる諸手形に就ては發行店に呈示され次第直に引受をなし且満期日に於て支拂はるべき旨を言明したるものなるが之に基き振出さるゝ手形の取組先はD・C號の場合と異なり、輸出商の任意に依り強ち正金銀行の海外支店出張所たるを必要とせず。

但し手形金額は其支拂期日の前日に相違なく輸入商をして拂込せしめ、萬一拂込方の遅滞したる場合には手形に屬する荷物を正金銀行に於て適宜處分し以て手形支拂資金其他の諸費用に充當することとせり。

第三のE號信用狀

本狀は正金銀行の爲替取引先銀行に對し輸出商某が輸入商某に宛て振出したる手形を取引先銀行の勘定にて買取るべき権限を與へたるものにして、本信用狀の文言に基き振出されたる諸手形は正金銀行を通じて呈示され次第引受けられ且期日相違なく支拂はるべき旨を保證したるものなるが、其性質略ぼ前記のC號に

似たり而して此信用狀による手形は事實上呈示次第輸入商本人に於て直に支拂引受をなし期日支拂はるべきものにして萬一支拂方遲滞したる場合には同行に於て附屬荷物の處分をなし得ること第二の場合と同じ。

第四〇〇 號信用狀

本信用狀は海外の輸出商に對し我輸入商の勘定にて正金銀行倫敦支店宛手形振出しの権限を與へたるものにして本狀の文言に基き振出されたる諸手形は倫敦支店に呈示され次第引受けらるべき旨を言明したるものなり。而して倫敦正金銀行に於て斯く引受したる手形の支拂をなしたる時は更に此手形代金に對して同支店より輸入商本人宛一覽後若干日目拂の爲替手形を振出し之に對し輸入商をして引受をなさしむるものなるが此信用狀に據る手形の支拂關係は少しく複雑なるを以て左に之が發行依頼の差入證書を掲げ讀者の參考に供し置くべし。

印紙

證

今般拙者ヨリ

國

フ注文致候ニ付テハ同人ヨリ右荷物ヲ
フ相添へ殘餘ノ(船荷證券「インヅオイス」及海上保險證券等積荷ニ關スル一切ノ
書類ハ貴店へ直送ノ事本ヨリ向フ
ヲ限リ一回又ハ數回ニ貴行倫敦支店ニ宛テ一覽後
節ハ同御支店ニ於テ其支拂方御願度ニ付貴行
頼申候處御承諾被成テ下候ニ付テハ同御支店ニ於テ右手形ヲ御支拂ノ上其代金ニ對
シ同御支店ヨリ當社宛一覽後
爲替手形御呈示次第當社ニ於テ直ニ支拂引受ヲナシ期日無相違支拂可申候萬一右
支拂方遲滞致候節ハ右手形ニ屬スル荷物ヲ貴行ニ於テ適宜御賣却ノ上手形代金其
他ノ諸費用ニ御充當相成候トモ異存無之ハ勿論不足相立チ候場合ニハ御請求次第
直ニ辨償可致候將又該荷物延着又ハ品違其他如何ナル事情相生シ候トモ聊カ貴行
ニ御迷惑御損耗相掛申間敷候仍而證書如件

年 月 日

依頼人

橫濱正金銀行御中

第六章 トラスト・レシートの保證

第一節 荷物の處分よりする荷爲替手形の分類

輸入荷爲替手形は其荷爲替擔保として船積書類一切が添付しあるものなるが此附屬荷物の處理せらるゝ點より荷爲替手形は左の二種に區別せらる。

(一)引受渡し (Documents against Acceptance 略して D/A) 手形の引受と共に荷爲替書類を引受人に交付するものにして、即ち引受のため引受人たる輸入商に呈示し手形の引受を受けたる時は、即時に其手形に附屬せる荷爲替書類一切を引受人に引渡すを要するなり。

(二)支拂渡し (Documents against Payment 略して D/P) 手形の呈示と共に引受けらるゝとも満期日若くは支拂人の任意にて期日前に支拂はるゝ場合の外は、附屬荷爲替書類を交付せざるものとす。

第二節 荷爲替荷物の貸渡し

同じく輸入荷爲替と云へど、輸入商は其引受渡しなる時は手形の引受と共に荷

爲替荷物を即時に手にし得らるゝも、支拂渡しの場合に於ては右の如く手形金額支拂の上ならでは荷爲替荷物を手にすることを得ざるなり。詳言すれば手形期限が一覽後六十日若くは九十日若くは四ヶ月目拂なりとせば手形の引受後六十日、若くは九十日、若くは四ヶ月の間は既に引受をなしたる手形に附屬せる荷物を満期日前に手形の支拂をなさざる限り、手に入るゝこと能はざるなり。故に支拂渡し手形の引受人たる輸入商は

(甲)手形の満期日前に荷物の到着することあるも、此荷物に就ては手形代金を支拂はざる限り何等施すべき策なし。

(乙)従つて輸入荷物の賣捌上商機を逸するの虞れあり。
斯かる不便の存するに鑑み、通例支拂渡し手形に對して一種の條件付引受け渡しの方法即ち

手形の引受をなしたる上は、一時支拂渡し手形に附屬せる荷爲替書類一切を銀行より借受け(之に對し借受證書を銀行に差入れ)輸入一切の手續をなし、荷物を輸入商所有の倉庫若くは確實なる倉庫會社へ入庫し全責任を以て之が

保管の任に當るが如き方法

により輸入商をして所要の目的を達せしむるを輸入貿易上の一慣習となす。此方法は正金銀行などにて俗に船積書類貸渡し (Documents delivery) と稱せらるゝが、此便法を銀行が手形引受人たる輸入商に與へんとするには、輸入商の身許信用如何に應じ無擔保にて或は擔保金擔保品を徴し、或は信用十分なる第三者若くは銀行を保證人に立たしめ、輸入商より請求の都度手形各通に對し、荷爲替荷物の借受證書を徴して荷爲替書類一切を交付するを常とす。

右の荷爲替荷物借受證書は即ち所謂トラスト・レシート (Trust Receipt) として知られたる所のものにして、通例質入船積書類領收書若くは抵當船積書類保管證若くは荷爲替荷物保管預り證など、稱せらる。

第三節 トラスト・レシートの實質

トラスト・レシートとは右述べたるが如く、輸入荷爲替手形が支拂渡しなる爲め、輸入商が手形の引受後に於て銀行より支拂渡しなる荷爲替書類を借受くるため銀行に差入るゝ荷爲替書類の借受證書精しく言はゞ荷爲替書類の保管預り證書

に外ならざるものなるが、此トラスト・レシートは我國に於ける外國銀行間に於ては孰れも同一の形式を有するものを使用し、獨り横濱正金銀行のみ異なりたる書式を用ゐる來りたるが、去る明治四十四年九月横濱正金銀行を始め各外國銀行の間に輸入荷爲替に就て同一の步調を取ることをなす結果、各爲替銀行間の協定によりて各爲替銀行を通じて同一の書式を使用することゝなれり。今其雛形を示せば次の如し。

第一例 和文トラスト・レシート

A 印紙 貼用		爲替手形擔保荷物保管證	
一船荷證券	通	一海地證明書	通
一海上保險證券	通	右船荷證券記載事項ノ要件ハ裏面ニアリ	通
右ハ	國	市	市
右ナシタル爲替手形第	號	(貴行)	企
實行ノ御所有ニ相成候モノニ有之候處今般都合ニヨリ	當社	ニテ	右擔保荷物保管致度ニ付右船荷證券當社ニ御

附錄 普通銀行の外國爲替保證事務

本文爲替手形擔保荷物ニ對スル船荷證券保管ニ對シ擔者茲ニ保證ニ相立テ候處相違無之候然
 ル上ハ萬一本人ニ於テ前書ノ契約履行不致候節ハ擔者ニ於テ其義務ヲ引受ケ即時履行可致ハ
 勿論貴行ノ御都合ニヨリテハ御請求次第直ニ附屬爲替手形ノ支拂ヲ爲シ聊カ貴行ヘ御迷惑御
 損耗相懸ケ申間敷候也

年 月 日

保證人

以上の如き保證文言を記載しあり。

荷爲替抵當荷物保管預り證の性質は大略叙上の如くなるが、之に對する保證銀
 行の責任及び正金銀行に於けるA號及びB號保管證に對する保證上の責任の差
 違等の説明に至りては之を後節に譲ることとし、本節を終るに當り去る明治四十
 四年九月正金銀行始め其他の外國爲替銀行即ち各外國銀行間に於て協定せられ
 たる改正書式の實施前後に於けるトラスト・ンシートの名稱を表示し置かん。

改正前

(甲) 外國銀行

Trust receipt for Hypothecated
 shipping documents.

(乙) 横濱正金銀行

A 號 荷爲替抵當荷物保管證
 Letter of Guarantee on delivery of
 Bills of Lading Against Acceptance.

(英文同上)

改正後

Trust Receipt—Letter of Guarantee on delivery
 of Bills of Lading against Acceptance.

爲替手形擔保荷物保管證

Letter of Guarantee on delivery of

Bills of Lading against Acceptance.

爲替手形擔保船荷證券保管證

Letter of Guarantee on delivery of

Bills of Lading for Landing and Storage purposes.

第四節 トラスト・レシートに對する保證銀行の責任

トラスト・レシートなるもの、性質に就ては前節に於て詳説する所ありたるが、普通に行はるゝトラスト・レシート即ち横濱正金銀行に於て行はるゝ「A號貸渡し」の場合に用ゐらるゝ爲替手形擔保荷物保管證に據り、輸入商が「支拂渡し」として海外より振向けられたる荷爲替書類の借受をなしたる時は、保管證面記載の如く輸入商は其荷爲替荷物、物を自己の倉庫に入庫し之が庫出し其他に就ては殆んど自由處分をなし得らるゝが如くに、貸渡し銀行の輸入商に加ふる制裁は比較的寛大なり然るに横濱正金銀行に於て行ふ他の貸渡し方法即ち所謂「B號貸渡し」に基き荷爲替書類の借受けをなしたる時は、「B號貸渡し」證書たる爲替手形擔保船荷證券保管證の規定せる如く輸入商は其荷爲替荷物を横濱正金銀行の倉庫に入庫するか或は同行の指定せる倉庫會社に寄託し、其預證券及び質入證券を同行に差出し荷物引取の必要ある毎に之に對し相當の代り金を拂込み、一部出庫として同行より内出しを仰がざるべからざるを以て、殆んど荷爲替荷物の自由處分をなし得らるゝ前記「A號貸渡し」法たる普通外國銀行に於て廣く行はるゝトラスト・レシートに據

る荷爲替荷物の借受到に較ぶれば、輸入商の受くべき不便は蓋し尠少にあらざるなり。

事情斯くの如くなるを以て普通銀行が其取引先のためにトラスト・レシートの保證をなすに當りても一般外國銀行に於て用ゐらるゝ所のトラスト・レシート即ち横濱正金銀行の「A號貸渡し」證書に對する保證上の責任と同行特有の「B號貸渡し」證書に對する保證上の責任とは、其形式の上にてこそ、大差なけれ、此等二者の輸入商に與ふる制裁が互に相異なるだけ其實質に於て多少の相違あるべき筈にして、即ち横濱正金銀行に於て行ふ「B號貸渡し」法に據るトラスト・レシートに對する保證に比較すれば、同行の「A號貸渡し」法たる一般に廣く行はるゝトラスト・レシートに對する保證は、輸入商が荷爲替荷物の處分に就て寛大に遇せられてあるだけ其だけ危険の度合も亦大なりと謂はざる可からず。

取引先の爲めにトラスト・レシートの保證をなす普通銀行は、宜しく此邊に對し深甚の注意を拂ひ、取引先より保證を依頼せられたるトラスト・レシートが果して横濱正金銀行の所謂「A號貸渡し」に相當する保管證なるや、或は「B號貸渡し」保管證

なるや否やに就て、保證をなす都度十分之を檢し、取引先の信用如何に應じ保證料其他に就て多少の手加減を加ふるの必要あるべし。

第五節 信用保證狀(信用指圖書)の發行依頼に對する保證とトラスト・レシートに對する保證

普通銀行が取引先の依頼に基きトラスト・レシートの保證をなすべき場合は取引先たる輸入商に宛て海外よりD/A即ち支拂渡し]の條件にて荷爲替手形の取組まれたる時に外ならざることには既に説明したる所なるが、抑も海外より本邦に於ける輸入商の許に爲替手形の取組まるゝ場合は

(甲)信用狀に基き荷爲替手形の取組まるゝ時

(乙)信用保證狀(信用指圖書)に據り荷爲替手形の取組まるゝ時

(丙)信用狀若しくは信用保證狀(信用指圖書)に基かずして、單獨に輸出入商の信用に據りて荷爲替手形の取組まるゝ時

以上三個の場合の外を出でざるなり。而して(甲)の信用狀に基き荷爲替手形の取組まるゝ場合は時に例外こそあれ、概して言はゞ一般にD/A即ち引受け渡し]の

條件を以てせらるゝが故に、トラスト・レシートに據りて輸入商が荷爲替荷物の借受けをなす必要は全く是れなく、通例は(乙)若しくは(丙)の場合に於てトラスト・レシートの必要を見る所なるが(丙)の場合は既に荷爲替取組の事が信用保證狀(信用指圖書)の問題と全く關係なきを以て本節に於て一言せんとする所のものは前記三個の場合中(乙)の場合に外ならざる也、以下之に就て説明する所あらん。

第一款 信用保證狀(信用指圖書)の發行依頼に對する

保證上の責任

普通銀行が信用保證狀(信用指圖書)の發行依頼に對し其取引先の爲めに保證をなしたる時其保證上の責任は既に第五章第四節に於て一言したるが如く、其發行されたる信用書式に基き振出さるべき手形の支拂に關して尙併せて荷爲替荷物の品質其他一切の故障に對して相存するものにして、信用書式に基き手形が振出されたる手形金額だけ其だけ信用書式に對する保證上の責任は減ずる一方、斯く振出されたる手形に對して之が支拂上の責任を負ふ事となり、結局保證銀行の書有する責任はブラスマイナスにしても毫も變る所なきなり。従つて此種の信用

式に基き取組まるべき荷爲替手形が「引受け渡し」の條件を以てせらるゝと或は「支拂渡し」の條件を以てせらるゝとに論なく、此種の信用書式の發行依頼に對する保證上の責任は之に基き振出さるゝ手形の運命と常に終始するものと謂ふ得べし。

第二款 トラスト・レシートに對する保證上の責任

一言すれば「支拂渡し」の條件にて取組まれたる荷爲替手形の附屬荷物をトラスト・レシートに據り借受け保管する事は「支拂渡し」手形を一種の條件付「引受け渡し」手形となすに等しきものにしてトラスト・レシートに對する保證上の責任は斯く一種の條件付「引受け渡し」手形に變じたる「支拂渡し」手形の完全に支拂はるゝと共に消滅するものなり。即ち「支拂渡し」手形が其手形期日若くは期日前に於て支拂人たる輸入商により支拂はれたる上は、若し此手形が信用保證狀(信用指圖書)に基き振出されたりとすれば、其手形金額だけ其之を振出さしめたる信用保證狀(信用指圖書)の發行依頼に對する保證上の責任を解除すると共に、斯く支拂はれたる手形に關係あるトラスト・レシートに對する保證上の責任も亦解除せらるゝことゝなり、手形の支拂完了は恰も一波揚つて萬波共に搖ぐが如くに之と關係ある萬事を休止せしむるなり。

斯く信用保證狀(信用指圖書)の發行依頼に對する保證上の責任と、トラスト・レシートに對する保證上の責任とは、之に關係ある手形の支拂完了と共に解除せられ消滅するものにして、此二者の保證上の責任は手形の支拂完了に基き孰れも同じく解除せらるゝものなれども、此間多少の相違の存するものあることを思はざる可からず即ち

(甲)信用保證狀(信用指圖書)の發行依頼に對する保證上の責任は前記の如く之に基き振出されたる手形の支拂完了すると共に、其手形金額に等しき金額だけ解除せられ信用書式の保證高も其だけ減額するものなれども

(乙)トラスト・レシートに對する保證上の責任は、信用書式の發行依頼に對する保證上の責任對之に基き振出されたる手形の支拂完了の關係の如くに爾かく單純なるものにあらずして、トラスト・レシートに據り荷爲替手形書類の借受けをなしたる時は、其荷物の陸揚運搬倉入等に關する費用は勿論輸入税及消費税等は總て輸入商に於て支拂をなすの要あるのみならず、トラスト・レシート面には種々の契

約規定存するも輸入商にして惡意あらんか勝手氣儘に荷爲替荷物を處分するは勿論其荷物の賣上代金を他の方面に流用し、手形期日に於て果して手形金額を支拂ひ得るや否や疑を容るべきの餘地是れなしとせざるが如く、トラスト・レシートに對する保證上の責任は手形金額の支拂如何及荷物の處分如何に就て二重の危険を帯ぶるものなりと謂ふべし。

之を實例に徴するに、爲替銀行に於て信用保證狀(信用指圖書)の開始を承諾し之に基き荷爲替手形が振出さるゝとすれば、信用保證狀に於ては斯く振出されたる手形の金額だけ其だけ保證狀の保證高を減ずるも、一方に於て手形金額に對する手形債權を生ぜしむ。又信用保證狀(信用指圖書)に基き振出されたる「支拂渡し」手形の附屬荷物をトラスト・レシートに據り貸渡したりとせば、斯く振されたる手形金額だけ其だけ保證狀の保證高を減ずるも、一方に於て手形債權を生ずる外、尙トラスト・レシートに關する債權を新に生ぜしむることとなる。例へば

(甲)總額二千圓の信用保證を開始し、之に基き一千圓の荷爲替手形が取組まれたる場合と

(乙)更に斯く取組まれたる荷爲替手形に附屬せる荷爲替荷物をトラスト・レシートに據り貸渡したる場合

とに於ける銀行の地位は左の如く數字的に相違する所ある也

(甲)		(乙)	
信用開始高	二、〇〇〇・〇〇〇	信用開始高	二、〇〇〇・〇〇〇
差引手形取組高	一、〇〇〇・〇〇〇	差引手形取組高	一、〇〇〇・〇〇〇
信用保證現在高	一、〇〇〇・〇〇〇	信用保證現在高	一、〇〇〇・〇〇〇
手形債權	一、〇〇〇・〇〇〇	手形債權	一、〇〇〇・〇〇〇
合 計	二、〇〇〇・〇〇〇	貨物貸渡高	一、〇〇〇・〇〇〇
		合 計	三、〇〇〇・〇〇〇

右の如き次第なるを以て、大抵の外國銀行に於ては信用保證狀の開始をなし或はトラスト・レシートに據る荷爲替書類の貸渡しをなす場合には

- (一)信用保證狀其他信用書式の發行現在高
- (二)爲替引受現在高

(三) 荷物貸渡し現在高

を夫れく調査し、此等三者の合計に對する擔保總額を比較考量し、許容すべきものは之を許容し、承諾すべからざるものは之を拒絶することゝするを一般の取扱振となすものゝ如く、吾人の仄聞する所によれば、横濱正金銀行に於ても亦右の如き取扱をなせる趣なり。

由是觀之普通銀行に於てトラスト・レシートの保證をなしたる時は、縦令之が原因する所は輸入手形の上に存するとも、信用保證狀(信用指圖書)の發行依頼に對する保證若くは輸入手形の支拂に對する保證債權の外に、トラスト・レシートに關する保證債權を獨立的に認めて、輸入商たる取引先に臨むの必要ある可く、此等のものゝ保證債權を彼我同一觀するが如きは、大に慎まざるべからず。

第七章 貨物領收書の保證に對する保證

第一節 貨物領收差入證書

輸入貿易に於ては、往々船荷證券が荷受人の許に到達するに先だち、荷物搭載船

第)

B. L. No.....

Pacific Mail Steamship Company.

● GUARANTEE.

.....16.....

THE UNDERSIGNED do hereby bind.....
Heirs and Executors under this Guarantee to hold the
PACIFIC MAIL STEAMSHIP COMPANY and its
AGENTS harmless against any loss or damage they
may sustain by delivering to.....the
undermentioned.....packages ex S.S.....Voy
.....from.....to.....without.....
Bill of Lading for same; and further, that on receipt
of the said Bill of Lading it shall be duly endorsed
by Consignee and this Guarantee retired: viz.....
Packages.....Shipped at.....by.....
and consigned to.....
Memo: of Marks & Nos.
.....
.....

附錄 普通銀行の外國爲替保證事務

.....19.....

To the Manager.
NIPPON YUSEN KAISHA.

Dear Sir,
Having duly received from you the undermentioned cargo ex S. S. "....." Voy. No.....without production of.....which.....to hand,.....hereby engage to hand you the said.....immediately on receipt of the same, and.....further engage that we the under-signed jointly and severally do indemnify you from all consequence in the case of any claim or demand for the cargo made by...holding the documents, and pay you any freight and/or charges that may be due on the cargo as per.....

.....Dear Sir,
Yours faithfully,
Consignee.....
*Guarantee.....
.....
*(Guarantee by a Local Banker is required.)

No. of B/L.	Marks & Nos.	Description of Goods.	No. of Pkgs.	Tonnage	Shipper.	Consignee.

Shipped at.....
Discharged at.....

國際爲替實務誌

左記署名ノ者ハ何地ヨリ何地向ケ第.....回航海汽船.....號便左記荷物.....個右ニ對スル船荷證券無之候共當社ニ御引渡シ被下候ニ付テハ當社其相續人及遺產管理人ニ於テ今後之ヨリ生ズル一切ノ損害ヲ負擔シ太平洋汽船會社及其代理店ニ御迷惑相掛ケ可不申茲ニ本保證書ニヨリ堅ク御約束申置候

追テ右船荷證券到達ノ上ハ荷受人ニ於テ裏書ノ上御交付可仕同時ニ本證書ハ取消シト可致候

年 月 日

太平洋汽船會社御中

船荷證券第.....號

積出地.....

荷受人.....

荷印及番號.....

荷送人.....

何箇.....

(例) 船荷證券……………通未着ノタメ之ヲ差出サズ候テ第……………回航海汽船……………
 ……………號便左記荷物今回貴社ヨリ正ニ受取申候ニ就テハ右到達次第直チニ貴社
 ニ差入レ可申ハ勿論書類ノ所持人ヨリ右荷物ニ對シ苦情申出候共下記ノ者ニ於テ
 連帶若クハ單獨ニテ一切之ヲ引受ケ貴社ニ御迷惑相掛ケ申問敷且船荷證券面記載
 ノ通り荷物ニ對スル運賃其他諸掛一切ヲ支拂可申候

年 月 日

荷受人 ……………
 ※保證人 ……………

日本郵船株式會社御中

(※保證人ハ必ず銀行ナルヲ要ス)

積出地 ……………
 陸揚地 ……………

船荷證券 番號	荷印番號	品名	個數	噸數	積送人	荷受人

が入港し來りて、荷物の到着することあり。斯かる場合荷受人たる輸入商は、元來なれば、船積書類中の一部たる船荷證券と引換に非ざれば、荷物の引取をなし能はざるものなれども、荷受人の取引せる銀行の保證を以てすれば、縦しや荷物の代表たる船荷證券なくとも、荷物の引取をなし得るものにして、即ち荷受人は各汽船會社に備へ付けある貨物領收差入證書に銀行の保證を受け、以て之を汽船會社に提出すれば、何時にても荷物の引取をなし得るものなり。而して此貨物領收差入證書は普通之を Letter of Guarantee と稱し居れるが、其雛形の二三は前に示せる如し。

第二節 貨物領收差入證書の保證

右の如く船荷證券なくとも、荷受人より汽船會社に差出す貨物領收差入證書に銀行の保證あれば、荷物の引渡しを受け得るものなれども、由來斯かる便法の荷受人に提供せらるゝは輸入貿易の上に於て多く見る所なるを以て、貨物領收差入證書の保證をなす所の者は外國爲替を取扱ふ爲替銀行の實務に屬すべきものにして、後節述ぶるが如く普通銀行が取引先の要求あればとて、漫りに輸入貨物の取引に關して保證をなすべき筋合のものに非ず。而して通例荷受人が汽船會社に貨

Yokohama,.....19.....

To the Manager,

Dear Sir, In consideration of your endorsing Letter of Guarantee to take delivery of the goods mentioned below, without producing Bill of Lading..... hereby guarantee to hold you harmless from any consequence which may arise therefrom and as security therefor.....deposit in your Bank the sum of Yen.....

Yours faithfully,

Marks and Nos.	Packages.	Description.	Where From.	Name of Steamer.	Invoice Cost.

第

一

例

船荷證券ナクシテ左記々載貨物引取ニ際シ貨物領收差入證へ保證被成下候ニ付右貨物ニ關シ後日如何様ノ事故生シ候共貴行ニ御迷惑相掛ケ申間敷仍テ右ニ對スル擔保トシテ金圓差入申候也

年 月 日

銀行御中

荷印番號	個數	品名	積出地	汽船名	送狀金額

物領收差入證書を差入るゝに際しては、其引取るべき荷物と直接の關係を有する爲替銀行より保證を受くるを常とせるを以て、斯かる場合に於ては保證を與ふる爲替銀行は荷受人より前掲第一例差入證書を徴し置くを一般の慣例とせり。

横濱正金銀行にては右の場合左記第二例差入證書を徴し居れるが、證書面に明記しある如く、荷受人が船荷證券なくして汽船會社より引取るべき荷物は必ず同行を経て爲替を取組み來たるべきを要し、然らざるものには決して保證を與へざることとし、荷受人たる同行の取引先より保證の依頼ある時は取引先より送狀其他の證據書類を提出せしめ、確かに斯くして引取るべき荷物は正金銀行を経て爲替の取組み來たる可きことを立證せしめ居れりと聞けり。

To Manager,
THE YOKOHAMA SPECIE BANK, Lt.
YOKOHAMA.

3 sen
Revenue
Stamp
to be
affixed.

Dear Sir,

The under-mentioned Goods having arrived per S.S.
.....Bill of Lading of which not yet being
to hand, I/we request you to sign the Letter of Guarantee
to be given to the Steam Ship Agent so as to enable
me/us to take delivery of them without Bill of Lading,
and in consideration thereof I/we hereby undertake to
indemnify you any loss or damage that you may
sustain in the consequence.

I/We guarantee that the relative bill shall be
passed through your Bank.

Yours faithfully,

Yokohama,.....19.....

Marks.	Description.	No. of Pkgs.	Value.

三錢收
入印紙

證

品名

數個

荷印	番號	價格

右記載ノ貨物ニ對シテハ貴行ヲ經テ爲替取組ミ來ルヘキモノニ相違無之候處右貨物
 號ヲ以テ既ニ到着致居候得共該爲替手形及船荷證券等未着ノ爲メ貨物引
 取方相協ハス就テハ貴行御保證ヲ以テ右引取ヲ了シ度別紙同貨物受取證へ御保證
 ノ儀及御依頼處御承諾ノ上右御保證被成下候ニ付テハ貨物ニ關シ後日如何様ノ
 事故相生シ候共聊カ貴行へ御迷惑御損耗相懸申間敷爲後日證書仍而如件

年 月 日

橫濱正金銀行御中

第三節 貨物領收差入證書の保證に對する保證

通例汽船會社にては前記の如く船荷證券なくとも銀行の保證あれば其荷物に對して爲替が何處の銀行を經て取組まれ來たるとも之に頓着することなく荷物を引渡すものなれば荷受人たる取引先の依頼に輕々しく應じて普通銀行が貨物領收差入證書に保證をなすが如きことありとすれば時に他の爲替銀行を經て取組まれ來たるべき荷物を爲替銀行不知の間に荷受人が引取るの場合なきにあらざりて斯く普通銀行の不注意なる取扱振に依りて爲替荷物が容易に荷受人の手中に入ることありとせんか爲替銀行が荷爲替荷物として抵當權を有することは事實の上に於て極めて不安定の情態に置かるべき次第と言はざる可からず。例之甲なる普通銀行に於て取引先のために此保證をなし取引先たる荷受人をして汽船會社をして汽船會社より荷物の引取をなさしめたる所豈に圖らんや此荷物は乙なる爲替銀行の荷爲替荷物に屬し居るとすれば甲銀行は乙爲替銀行より嚴談を持込まるべきは固より當然なり斯く船荷證券なくとも一片の貨物領收差入證書を以てすれば容易に荷物を受取り得る此便法の獎勵すべきものにあらざる

こと勿論なれども、更に甚しき事は普通銀行が何等の關係なき輸入爲替に屬する荷物に對して、引取保證をなすが如きは極めて不注意不謹慎の行動にして往年起りたる香上銀行對我國銀行の「B」問題事件は、此場合の悲しむべき而かも滑稽なる實例なり。

要するに普通銀行が斯かる場合に於てなし得べき保證事務は荷受人たる取引先が爲替銀行より貨物領收差入證書の保證を受けんがために、更に其取引銀行たる普通銀行の保證を必要とする場合に始めて行はるべきものにして、即ち普通銀行がなすべき「ガランテイ」は、其取引先たる荷受人が爲替銀行より貨物領收差入證書に保證を受くるがため、爲替銀行に對してなすべき保證にして、汽船會社に對する保證にあらず。換言すれば爲替銀行が荷受人たる取引先に對し與ふる保證に關聯して爲替銀行に對する保證にして、言はゞ保證の又保證なり、普通銀行たるもの深く思ひを之に致し、此種の保證をなすべきなり。

第四節 貨物領收差入證書の保證に對する保證と

トラストレシートの保證

船荷證券なくとも爲替銀行が貨物領收差入證書に保證をなして、荷受人をして受取らしむる荷物に對しては、後日遅かれ早かれ又代金取立手形なると、荷爲替手形なるとを問はず、爲替が取組まれ來たるべきものにして、此場合に始めて船荷證券其他の荷爲替書類即ち船積書類一切が到着すべきものなり。然れども荷物が「支拂渡し」なるや又「引受渡し」の條件を以てせらるゝかは、此船積書類の添付せる手形の到着するにあらざれば全く不明なり。此に於て問題は自ら分れて二となる。

(甲) 引受渡し手形の場合

手形が「引受渡し」なる時は、其附屬荷物は引受と共に引受人に交付せらるべきものなるを以て、貨物領收差入證書の保證は手形の到達と共に解除せらるべきものにして、此場合に於て若し爲替書類が荷物の到着に先だち到達するとせば、手形の引受と共に引受人たる荷受人は荷物を受取り得られ、貨物領收差入證書を汽船會社に提出するが如き手数を敢て要せざりしなり。

(乙) 支拂渡し手形の場合

手形が「支拂渡し」の條件を以てせらるゝ時は、(甲)の場合と異なり、引受人は手形の

引受をなすとも附屬荷物は之を受取り能はざるが故に、縦しや荷物の到着するに先だち爲替書類が到達するとも、引受人たる荷受人は荷物を受取ること能はざるなり。即ち「支拂渡し」の條件なる場合引受と共に荷物を受取らんとするには、トラスト・レシートの便宜に沿はざるべからず。従つて(イ)手形が「支拂渡し」なる場合に於て銀行の許す荷物貸渡しの方法即ちトラスト・レシートに據り荷物を受取ること(ロ)ガランテイー即ち貨物領收差入證書により荷物を受取ること、は其結果に於て相似たるものあり。蓋し(イ)の場合に於ては手形の引受が先に行はれて、荷物の引渡しを見(ロ)の場合にあつては荷物の引渡しが先に行はれて、手形の引受が後に行はるゝに過ぎざればなり、従つて普通銀行の有する保證の責任は(イ)の場合に於ても亦(ロ)の場合に於ても孰れも手形が支拂はれたる時に於て始めて解除せらるべきものにして此二者の間には何等の相違なきことゝ知る可し。

第八章 保證の期間

保證をなしたる日より保證の解除せらるゝ事實の生じたる迄が、保證の期間に

相違なきも保證すべき主體の異なるにより多少の相違あるを以て左に之を細説せん。

第一節 信用狀若くは信用保證狀信用指圖書

此場合の保證期間は、即ち信用狀若くは信用保證狀の有効期間其者に外ならざるが如きも、事實は然らずして信用書式の有効期間より保證期間が長からざるべからず。此は信用書式の有効期間より、更に信用書式に據り振出さるゝ手形の期限だけ、其れだけ長きを以て原則とすべきなり。例せば信用書式の有効期間が六月一日より十月末日なる場合、之に基き振出さるゝ手形の期限が假に一覽後三箇月なりとすれば、此手形期限三箇月と此手形の海外より到着する郵便日數とだけ長からざるを得ざるなり。信用書式に基く手形の振出しが、信用書式の有効期間の當初に行はれ、信用書式の極度額に達したりとせば、手形期限及び海外よりの到着郵便日數を目算しても猶信用書式の有効期間前に終る場合の如きは、固より右の期間の例外と認むべきのみ、保證をなす所の銀行は信用書式の有効期間と自行の保證したる保證期間が一致するものと解して、信用書式の發行銀行たる保證先

に對する保證上の責任が全く解除せらるゝものと思惟せば大なる誤りなり。這は海外に於て此信用書式に基き信用極度額に達する迄手形を振出すことの早きが遅きかにより縦令信用書式の有効期間は何年何月何日より向ふ何箇月間若くは何月何日迄と豫め定められあるとも、保證期間は其時の場合如何により決定せらるべきものなり。

外國銀行の如何によりては、信用書式の發行依頼に對し我普通銀行が保證をなせば、此信用書式に據り振出されたる手形が到達するとも、別に更めて手形の引受保證を要求し來らざるものあれども、時としては之が要求をなし來るものあり。後の場合は保證銀行に於ても信用書式と之に基き振出されたる手形の關係を明にし得らるゝも、前の場合に於ては信用書式の發行に就て保證をなしたるが最後之に基き振出さるゝ手形が如何に相存するか全く之を明にし得られざるを以て通常は信用書式の有効期間の末日を以て保證期間の末日となし居れるが如きも前記の次第により其信用書式に據り振出さるゝ手形の期限及郵便日數を加算して、保證期間の概算豫定末日を決定し置く方寧ろ便宜多かる可し。

第二節 輸出手形

手形の裏書をなしたる日より其手形の海外に於て支拂はるゝ迄、若くは差入保證狀を以てしたる場合は、便宜上其の保證狀の有効期間の末日より手形の支拂はるゝ迄の豫定日數を加算したる日迄を、保證期間とすべし。但し後の場合は第一節の場合と同じく、保證狀の有効期間中たれ、早く其極度に達するが如くに手形が振出さるれば、其れがため保證期間は早めらるゝわけとなるものなれども、右の如く決定し置く方安全且便利ならん。

第三節 トラスト・レシート

トラスト・レシート面に保證したる日より手形の支拂はるゝ迄を以て保證期間とす。トラスト・レシートに依り輸入商が荷爲替書類を借受くるは、既に述べたる如く手形が「支拂渡し」なる場合なるを以て、通常手形が満期日に至らざれば支拂をなさざること多し。従つて此場合の保證期間はトラスト・レシートに保證したる日より手形の満期日迄にして、比較的に確定せるものと謂ふを得べし。

第四節 貨物領收差入證書